

第V章 平城宮の内裏

1 平城宮「内裏」及び内裏地区をめぐる研究史

——平城宮「内裏」・内裏地区に関する学説の紹介
と検討、及び研究課題の設定——

平城宮の内裏地区は、第一次大極殿院・朝堂院地区や第二次大極殿院・朝堂院地区、あるいは東院地区などと並んで、平城宮においてもっとも重要な区画の一つである。発掘調査によって内裏地区において検出された多数の遺構はⅠ期～Ⅷ期の、8期にわたって変遷し、そのうちのⅠ期～Ⅳ期までが平城宮の時代に属することについては、既に詳しく述べた。また平城宮の時代に属する内裏地区の遺構の変遷とその歴史的な変遷の意義についてはのちに詳しく論ずる。ここでは、まずこれまでに行われてきた平城宮「内裏」および内裏地区に関する主な研究あるいは学説を紹介して、若干の検討を加え、平城宮「内裏」および平城宮内裏地区に関する問題点を明らかにしたい。

平城宮の「内裏」について最初に見解を提示したのは、関野貞である。関野は、『平城京及大内裏考』¹⁾において、史料に見える平城宮に関連した宮殿の使用例を検討した上で、『続日本紀』に現れる「中宮院」「中宮」の機能が「内裏」とほぼ同じであることから、「中宮院」「中宮」は「内裏」の別称であり、平城宮内に存在した他の宮殿である「東院」や「西宮」等との対比から、「中宮」という呼称は、その位置が宮城の中央にあることによるものであると理解した。なお「中宮」については、「内裏」や「中宮院」と異なり、「内裏」に存在する正殿やその他の殿舎など、「内裏」という区画の中にある個別の殿舎を指す狭義の用法があったとも考えている。関野は、文献史料の検討に次いで平城宮の遺跡について実地踏査を行い、文献史料に見える宮殿の現地への比定を試みている。それによると、「内裏」の遺跡は、「京城の最高位に位置し前面・左右へ次第に低下する極めて高燥の地」である小字東大宮・寺前と小字大宮の一部にかかる地にあり、その規模は東西約70丈・南北約100丈で、ほぼ平安宮内裏の規模に一致すると考えている。関野が「内裏」に比定したのは今日第一次大極殿院地区と呼ばれている区画に当たる。さらに関野は「内裏」に関する史料を整理し、「内裏」の構造についても詳しく述べている。「内裏」には内外兩郭が存在し、内郭には複廊・長廊、外郭には築垣がそれぞれ繞り、兩郭の中には諸殿堂が配置され、その間には「内庭」と呼ばれる比較的狭隘な小庭園があり、そこには多少の花木が植えられ清泉が引かれていた。内郭の南正門は「中宮閤門」と呼ばれ、その内側、「内裏」の最南には平安宮の紫宸殿に相当する内裏の正殿である「大安殿」が南面して建っていた。「大安殿」はまた「正殿」とも「南殿」とも呼ばれた。その北には「中安殿」と「内安殿」がある。「中安殿」は平安宮の仁寿殿に相当し、「大安殿」に次ぐ殿舎で、一方「内安殿」はさらにその後ろにあって平安宮の常寧殿に相当する殿舎である。また「中宮院」の中には「中

関野貞『平城京及大内裏考』

宮西院」と呼ばれた太上天皇の御在所もあり、そこには正寝である「大殿」とその前面にある「細殿」があり、さらにそれらを繞り囲む垣があった。関野は、以上のように、第一次大極殿院地区を「内裏」（「中宮院」・「中宮」）に比定し、その南に広がる南北に長い朝堂院風の区画（第一次朝堂院地区）を「南苑」に当て、その東方にあって大極殿や十二堂の土壇の一部が残る南北に細長い地区（第二次大極殿院地区及び第二次朝堂院地区）を朝堂院と考えた。なお「中宮院」や「中宮」とともに現在に至るまで平城宮の構造を考える上で重要でありながら、その性格や比定をめぐって問題のある「東宮」と「西宮」は、「中宮院」「中宮」を「内裏」の別称と解した関係から、上記の三つの区画の東と西に想定した。以上のように、関野は、平城宮の「内裏」について文献史料のみならず、当時地表に現われていた遺跡にも検討を加えたが、今日内裏地区と称している区画に関して殆ど触れるところがなく、わずかに「東宮」の候補地の一つとして考慮するに留まり、皮肉にも関野が行った画期的とも言える実地踏査に基づく宮殿の研究から内裏地区は除外される結果となった。

関野の文献史料と実地踏査に基づく平城宮の研究が発表されても、そののち関野の研究を批判・検討するような研究は現われず、また現地で発掘調査を行い、平城宮の遺構を確認しようとする試みも行われなかった。しかし偶然の機会によって平城宮の遺構が発見されることが全くなかったわけではない。例えば、大正11年史蹟名勝天然紀念物保存法によって平城宮跡は史蹟の指定を受けることになり、翌12年に所管官庁である内務省は、平城宮跡の保存を図るための工事を、史蹟指定地区内にある現在の第二次大極殿院地区及び第二次朝堂院地区を対象として実施した。この工事の途中で平城宮に関わると考えられる遺構や遺物が発見されたため、工事を追いかける形で奈良県嘱託上田三平²⁾によって平城宮における初めての発掘調査が行われた。その結果、三箇所²⁾で建築遺構が確認された。この時の保存工事及び調査成果の報告書である『史蹟精査報告第二 平城宮趾調査報告』²⁾では、これら三箇所の遺構をそれぞれ「大極殿北方建築基壇」、「西方の礎石」、「東北の礎石」と称している。上田は、これらの遺構について、それぞれ次のように述べている。まず、大極殿跡北方で板石を検出した「大極殿北方建築基壇」は、「西方の礎石」との関係から、大極殿北方の東西に長い土壇をもって広がる建築遺構の南辺に当たる可能性があり、「唐の宮城の千秋殿万春殿に相当する殿堂」かとも想像している。次に「西方の礎石」は、礎石の大きさからみて大建築ではなく、「回廊の如き装飾的な建築か或は殿堂の附属建物」ではないかとし、また「東北の礎石」については礎石自体が「西方の礎石」とほぼ同様のもので、両者はともに「回廊の如き建物であろう」とした。上田は決して明瞭な形で述べてはいないが、これら三者の建築遺構が一連のもので、全体として回廊のような長大な建築となるものと想定していたと考えられる。その想定は今日からすると、全く正鵠を得ていたものであり、上田が検出した遺構は、内裏地区第Ⅲ期以降に属する南面及び東西両面の築地回廊の一部であったのである。しかし上田は、それらを具体的に平城宮のどの施設に当てるとについては検討しておらず、この時発見された遺構が平城宮の「内裏」と深い関わりを持つものであることが認識されるには、さらに後代の発掘調査の成果を待たねばならなかった。

上田三平
『史蹟精査
報告第二
平城宮趾調
査報告』

岸熊吉
の調査

また昭和3年1月には、関野が「東宮」の候補地の一つとして取り上げていた小字石田の地において、石材の取得を目的とした試掘が行われ、多数の自然石が並んでいる状態で発見された。当時奈良県技師であった岸熊吉は、このことを聞き及び、土地所有者である溝辺文太郎と

ともに同年4月まで発掘調査を行い、内裏地区の東方にある平城宮の基幹排水路で、今日東大溝S D2700と命名している石組溝を発見するに至った。しかしこの調査においても検出された東大溝と平城宮「内裏」との関係は勿論、その遺構が平城宮の何の遺構であるのかも明らかにされないままに調査は終了された。³⁾

以上のように全く偶然の機会に平城宮の「内裏」に関わる遺構が地表に露にされたにも関わらず、大正に行われた上田三平の調査においても、また昭和の岸熊吉による調査においても、現在から見ると平城宮の「内裏」を理解する上で重要な遺構が実は確認されていたのであるが、今日の内裏地区に平城宮の「内裏」に関わる遺構が存在していることを確認するには至らなかった。

そののち平城宮の「内裏」に関わる遺構は、学術的な発掘調査とは異なる、今日言うところの事前調査によって再び地表にその姿を現すことになる。すなわち第二次世界大戦終了後の昭和28年12月、特別史跡平城宮跡の北辺に当たる通称一条通り（小字松本）において、日米行政協定に基づく道路拡幅工事が計画・実施され、その工事の最中に、平城宮に関する遺構が発見された。同年末より奈良県教育委員会が緊急に発掘調査を実施し、さらに翌29年1月からはその調査結果に基づき文化財保護委員会が国営によって発掘調査を継続した。その結果、多くの掘立柱穴や凝灰岩切石を用いた溝・礎石などが見つかり、少なくとも三回の変遷をもつと考えられる数棟の建物群が確認された。報告書『平城宮跡』⁴⁾では、それらの柱穴や礎石あるいは礎石の据え付け痕跡を、掘立柱建物2棟（重複関係があり、いずれも改修の痕跡が認められると考えた）とそれよりのちに属する凝灰岩礎石建物1棟のもので、いずれも一条通りに沿う長大な東西棟建物と考え、特に後者については複廊や回廊の可能性を否定した。しかしこれらの建物が平城宮の「内裏」に関連する遺構であることは勿論、平城宮中の如何なる建物であるのか、あるいは既に上田三平によって大正に確認されていた三箇所⁵⁾の建築遺構との関係などについても全く検討が行われておらず、そのことは報告書の副題が「朝堂院北方地域の調査」とされたことにも端的に現れている。因みに、この調査で確認された遺構で、報告書で述べられているような長大な建物として現在も考えられているのは凝灰岩礎石を用いた礎石建ち建物で、これはⅢ期の内裏地区北辺を区画する北面築地回廊S C 060に当たる。なおこの調査で検出された遺構はⅤ期を除く残る5時期に属するものである。以上のように検出された遺構が、平城宮の「内裏」に関わるものであると認識されずに終了した調査ではあったが、この調査によって平城宮の遺構が朝堂院跡（第二次大極殿院地区及び第二次朝堂院地区）の北方に広がっていることが確認され、改めて平城宮跡の発掘調査と保存の必要性が認識されるに至った。平城宮「内裏」についての研究史の上では、関野以来あまり重要視されてこなかった内裏地区にも、何時期にも及ぶ重複する遺構が残存していることが明らかとなったことは、大きな成果であった。

平城宮跡における継続的な学術調査は、昭和30年から奈良国立文化財研究所によって開始され、その第1次調査が同年8月に第二次大極殿院回廊の東南隅を対象として行われた。同調査の報告である『平城宮跡第一次・伝飛鳥板蓋宮跡発掘調査報告』⁵⁾は、発掘調査対象の関係から、内裏地区の遺構や平城宮の「内裏」について直接言及してはいないが、のちに述べる『平城宮発掘調査報告Ⅱ』⁶⁾（以下『報告Ⅱ』と略す）へと継承され、またこののち長いあいだ平城宮の中核部に関する定説の地位を得、さらに今日においても平城宮の変遷を考えるうえで、大きな影

文化財保護
委員会『平
城宮跡』

『平城宮跡
第一次・伝
飛鳥板蓋
宮跡発掘
調査報告』

響を与え続けている、いわゆる“第一次内裏・朝堂院、第二次内裏・朝堂院”説のうち、朝堂院について第一次と第二次とがあるとの考え方を提示している。それは、第1次調査において、現在第二次朝堂院と称している地区の北端に位置する第二次大極殿院を繞る築地回廊の東西隅を発掘調査した結果、検出された築地回廊の礎石は創建当初のものではなく、創建当初の凝灰岩の礎石をのちに自然石の礎石に置き換えたものであることが判明したとして、築地回廊は建物を一度は完全に解体した上で規模を踏襲して行った再建にともなう可能性が強いと考えたことによる。そのような解体・再建は例えば『続日本紀』にみえる天平12年からの恭仁遷都にともなう解体であり、天平17年の平城遷都に際しての朝堂院の再建による可能性があるとした。しかし出土遺物の中に奈良時代前半に遡るものがないことから、凝灰岩の礎石を用いた当初の遺構はむしろ平城遷都後の創設で、再建は『続日本紀』にみえる天平宝字5・6年の平城宮改作による可能性も残るとも見ている。以上のように大極殿院回廊部分について再建を認めた場合、宮の中央部に位置する区画が和銅創建の朝堂院で、宮の東寄りにある朝堂院は第二次のものと考えられるとした。調査の範囲が大極殿院を繞る築地回廊の一部に留まったことからしても、明瞭な結論を下してはいないが、可能性としては、最初の朝堂院は宮の中央に存在する区画で、その東に位置する朝堂院は天平勝宝の創建にかかり、天平宝字に大改修を行ったものであると考えるのが最も妥当であるとした。

奈良国立文化財研究所による平城宮の発掘調査が開始されてのち、その成果をうけて最初に平城宮の内裏地区あるいは「内裏」について注目すべき見解を述べたのは、第3次調査に関する報告を収録した工藤圭章⁷⁾「昭和35年平城宮跡3、4、5次発掘調査概要」である。第3次調査は、既に述べた大正13年の上田三平による発掘調査の結果検出・確認された「東北の礎石」の再発掘を行い、さらにその西方へ調査の範囲を及ぼした。その結果、「東北の礎石」の西にこれと並行する凝灰岩礎石の据え付け掘形とそれに沿う凝灰岩切石で造られた南北溝を検出するに至った。工藤は、同報告の中で、第3次調査で検出した凝灰岩の据え付け掘形と大正13年に確認されていた「東北の礎石」とは一連の遺構で、「築垣廊」と考えた。また凝灰岩の溝はそれにとともなう雨落溝とみるのが妥当とし、さらにこの「築垣廊」は、昭和29年に一条通りで発掘された、長大な東西棟建物のうち最終の時期の造営と推定された凝灰岩礎石使用の建物や大正13年に確認された「西方の礎石」「大極殿北方建物基壇」とも関連する遺構で、これらは一連の「築垣廊」であると考えた。そしてこの「築垣廊」によって囲まれる区画は、同様の「築垣廊」を繞らす平安宮の内裏内郭に規模的にも類似していることから、平城宮の「内裏」に比定することができるとした。このような「築垣廊」によって囲まれた一郭、すなわち内裏地区の内郭部分を平城宮の「内裏」に当てる考えは、さらに第3次調査に引き続いて、その西方で行われた第6次以降の調査によって次第に定説の地位を得るようになっていった。

一方で、『平城宮跡第一次・伝飛鳥板蓋宮跡発掘調査報告』で示された朝堂院に関する第一次・第二次の考え方を承け、平城宮の「内裏」・朝堂院がともに第一次のものから第二次のものへと移ったとする見解、すなわち“第一次内裏・朝堂院、第二次内裏・朝堂院”説が、昭和37年に刊行された『報告Ⅱ』において提示された。『報告Ⅱ』において“第一次内裏・朝堂院、第二次内裏・朝堂院”説の論拠とされたのは、第一に宮城正面（朱雀大路の正面であり、平城宮の中心）の一郭（第一次大極殿院・朝堂院地区）には、その東方にある朝堂院推定地と同様の土壇が

東西に存在していること、また第1次調査において朝堂院地域(第二次大極殿院・朝堂院地区)が和銅創建時にまで遡及できないことが確認されたこと、さらに平城宮中央に存在している地域(第一次大極殿院・朝堂院地区)の規模が藤原宮に近いのに対して、東の地域(第二次大極殿院・朝堂院地区)の規模はそれと平安宮との間に置かれるべきであること、などであった。『報告Ⅱ』では、これらの諸点から平城宮の中央地域を朝堂院に比定することができ、中央の地域と東の地域とは造営の時期を異にする遺構で、前者が和銅創建以来の第一次のものであるのに対して後者の朝堂は中央の朝堂に遅れて造営された第二次のものと推定した。一方、内裏地区については、既に述べた第3次調査の結果、築地回廊を繞らす一郭が東の朝堂院地域の北に存在し、これが平安宮との比較などから「内裏」であると推定され、またそれが掘立柱の廊状遺構と重複して建てられていることから、平城宮の後半の時期に属すると考えた。そして内裏地区に営まれた「内裏」は文献的には「東宮」・「東院」の延長上にあり、称徳朝に「内裏」として拡充発展させたものと推測した。以上の諸点から、朝堂・「内裏」について第一次のものと第二次のものとを推定し、「第一次内裏・朝堂院」から「第二次内裏・朝堂院」への遷移を想定した。そしてそのうち朝堂院の移建時期としては、東に位置する第二次朝堂院地区における瓦の出土状況からみて、天平末年ないしは天平勝宝年間の可能性が高いものとし、また内裏地区の「内裏」については、第二次大極殿院回廊の東南隅部分から出土する瓦の様式が宝亀年間に下と見られることなどから称徳朝の改作によるものとみた。なお第二次朝堂院への移建後、中央の第一次朝堂院がどのように扱われたかについては、検討の余地があるとしながらも、平安宮における朝堂院と豊楽院の並存に先立って平城宮において中央と東に朝堂を並列させる構想があったものと考えている。

ここで内裏地区の遺構の理解に限り、現段階における平城宮の発掘調査成果に基づいて、『報告Ⅱ』の見解を簡単に検討しておくことにする。この報告が書かれた時期には、まだ平城宮の東張り出し部(東院地区)が確認されておらず、昭和40年に始まる東院地区の調査によって初めて平城宮の東張り出し部の存在が確められ、それが『続日本紀』に言う「東院」に当たると推定されるに至ったのであった。従って、同報告で、内裏地区には当初、孝謙天皇に特別に関係の深い「東宮」や「東院」があり、それを同天皇が重祚して称徳天皇となった時に「内裏」として拡大・発展させたとする推定は、「東院」の発見によって誤りであることが明らかとなった。また、この時期には内裏地区に移る前の「内裏」があったと推測していた第一次大極殿院地区についても発掘調査が及んでおらず、のちにそこが平城宮創建の当初においては「内裏」的な遺構配置を持たない、第一次の大極殿院であると推定されるに至ると、「第一次内裏・朝堂院」から「第二次内裏・朝堂院」へ移ったとの理解のうち、少なくとも「内裏」に関しては訂正が必要となった。やがてのちに述べる『平城宮発掘調査報告Ⅹ』(以下『報告Ⅹ』と略す)⁸⁾において第一次内裏・第二次内裏と言う理解そのものが否定されるにいたる。

また『報告Ⅱ』と同時に刊行された『平城宮発掘調査報告Ⅲ』(以下『報告Ⅲ』と略す)⁹⁾では、内裏地区の第9次調査までの発掘調査の成果に基づき、また既に紹介した内裏地区における従来の発掘調査(大正年間における上田三平の調査や戦後平城宮跡の保存・発掘調査の契機となった文化財保護委員会による国営発掘調査)等の成果にも検討を加え、さらに平安宮の内裏についての基礎的な研究も行うなど、内裏地区及び平城宮の「内裏」に対して総合的な検討が行われた。まず内

『平城宮発掘調査報告Ⅲ』

裏地区で検出された遺構については、Ⅰ期～Ⅲ期の3時期に大別でき、そのうち平城宮の時期に属する遺構はⅠ期とⅡ期の2時期で、Ⅲ期は平城上皇の時期に当たるとした。平城宮の時期に属するⅠ期とⅡ期のうち、Ⅱ期こそ「内裏」の遺構であるとし、内裏地区の内裏正殿を中心とし、掘立柱の複廊・回廊によって囲まれた区画とその東北方の掘立柱建物について、その配置と変遷を明らかにし、四周を築地回廊で囲まれた「内裏」を復元した。一方、内裏地区においてはⅠ期・Ⅱ期を通じて前後五回の造営が行われ、Ⅱ期の「内裏」の遺構以前にこれに先行する下層遺構としてのⅠ期の遺構が重複して存在していることを明らかにし、Ⅱ期のいわゆる「内裏」の遺構が平城宮遷都当初に遡る和銅創建の遺構であるのか疑問を呈した。なおⅠ期の下層遺構については、『報告Ⅱ』では「東宮」・「東院」との関係で理解しようとしたが、それには消極的な考えを示している。これに対して「内裏」の遺構としたⅡ期の遺構は、平城宮に属するⅠ期の遺構が存在し、また出土した軒瓦の型式や土器の年代、あるいは掘立柱の耐用年限などから考えて、平城宮への遷都当初に遡るとすることは困難で、出土した軒瓦の年代観から天平17年の平城遷都にともなう宮城の復興に関係するものではないかとみている。また平安宮との比較から、「内裏」の殿舎の配置や内裏正殿の改造の過程には、平安宮へ変化する以前の内裏として平安宮内裏との相違点と同時に共通点を確認することができたとする。

同報告では再び奈良時代の文献史料に登場する「内裏」の用例に検討を加え、「内裏」とは天皇の御在所を指す言葉であり、従って天皇が居している宮殿の固有名称ではないとの考え方を示した点は注目される。また宮殿の固有名称としては、「中宮」・「東院」・「東内」・「西宮」等があり、それは宮内における位置によって呼ばれたものとした。「内裏」は中国風の用語であり、それが天平宝字年間を境として『続日本紀』における用例が多くなることから、奈良時代の前半期は宮内における天皇の居所が一箇所に固定せず、場所を異にして次々に造営されたことが、「内裏」の呼称を定着させなかったものと推定している。この点は、明らかに『報告Ⅱ』で朝堂院とともに「内裏」についても“第一次内裏”から“第二次内裏”への遷移を提示したのに対して問題を提起したものであり、奈良時代後半の「内裏」が内裏地区に存在していたことについては追認したものの、それ以前の「内裏」については固定的に捉えないとの見解を示した点でやや異なるところがあるものと見られる。

以上のように『報告Ⅲ』では『報告Ⅱ』で提唱された“第一次内裏・朝堂院”から“第二次内裏・朝堂院”への移行を基本的には認めつつも、そこで述べられた第二次の「内裏」の前身やそれ以前の第一次の「内裏」については批判的な見解を示しつつ詳しく触れることを避けたのに対して、むしろ内裏地区における「内裏」の造営について述べ、その時期を天平17年の平城宮への遷都を直接の契機とするものであるとして、第二次「内裏」の前身が孝謙天皇に係る「東院」や「東宮」で、それが称徳天皇の重祚によって「内裏」となったとの理解を訂正したと言える。

「東院」の 発見

これ以後平城宮の発掘調査が進展する中で、昭和40年の国道24号線奈良バイパス予定地での事前調査によって平城宮が東に張り出すことが判明し、この東張り出し部が「東宮」・「東院」と推定された。このことは、従来判然としなかった「東院」の宮内での位置をほぼ確定したもので、既に触れたように「内裏」研究にとっても大きな影響を与えずにはおかなかった。また『平城宮発掘調査報告』が次々と刊行される中で「内裏」・朝堂院に関する問題が次第に明確に

されてきた。これを承けて行われた第一次大極殿院地区と内裏地区の調査が進展する過程で、内裏地区においても遅くとも神亀年間には造営が行われ、第一次大極殿院地区と内裏地区の創建の時期には時間的な隔たりが余らないと理解されるようになってきた。『報告Ⅲ』で「内裏」と推定した築地回廊で囲まれた上層遺構と、その下に平城宮の造営当初まで遡る掘立柱の塀で囲まれた下層遺構が存在していることが一層明確となり、また上層遺構の造営年代についても内裏所用の軒瓦である 6311—6664 型式の製作年代から見て、従来の天平末年から神亀年間に遡ると考えられるようになった。一方、第一次大極殿院地区でも平城宮造営当初に築地回廊で囲まれた区画の中に巨大な埴積の擁壁が設けられ、その壇上には 3 時期以上に及ぶ変遷を示す基壇建物等があったことが判明してきた。

第一次大極殿院地区・内裏地区での発掘調査の進展

昭和44年には、昭和38年に行われた内裏北外郭地区における第13次調査で、その東辺部で検出された土坑 S K 870 から出土した「西宮兵衛」木簡に関する報告書が、『平城宮木簡 一 解説』として公刊された。同報告では、木簡の内容を検討した結果、これらの木簡は「西宮兵衛」の詰所に関わる記録で、「西宮」の諸門は兵衛によって警備されていたこと、また天平末年前後に内裏地区が「西宮」と呼ばれ、それは「東院」「東宮」に対しての呼称であった可能性のあること、などを指摘した。しかし兵衛によって守られた「西宮」がいかなる性格を有する施設であるのかについては後考に待つとして、断定を避けている。

『平城宮木簡 一 解説』

昭和49年に至り、¹¹⁾ 阿倍義平は、「平城宮の内裏・中宮・西宮考」において、上述した平城宮跡における最新の発掘調査成果と出土遺物の再検討結果に基づいて平城宮中枢部の変遷について新しい見解を発表した。阿倍は、第一に、『報告Ⅱ』で示され、そののち若干の訂正を受けたものの、以後も基本的な認識となっていた、平城宮の中枢部にある大極殿・朝堂院には歴史的な変遷があり、第一次のものから第二次のものへと遷移したとの理解を踏襲する点、第二に、¹²⁾ 先学の指摘のうち本多辰次郎・¹³⁾ 大井重二郎らの見解で、「内裏」と「中宮」とは同一のものではないとの見解を継承する点、第三に、平城宮内裏地区の周囲を囲む外郭内の土壙から発見された「西宮」関係木簡に関する¹⁴⁾ 『平城宮木簡 一 解説』での研究成果を認める点、第四に、¹⁵⁾ のちに『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ瓦編2解説』において明確に提示されることになる、内裏所用軒瓦と第二次朝堂院所用軒瓦の年代観を訂正する意見を採用する点、の4点を確認した上で、平城宮中枢部の変遷について独自の論を展開した。ここではそのうち内裏地区及び「内裏」に関する部分のみを紹介する。まず奈良時代の内裏地区の遺構については、上層と下層の2期に大きく分けられ、下層の時期は掘立柱塀で方形の外区画を作り、さらにその内に小区画を設けて内部中央に大きな建物1棟を建てる時期で、上層の時期には下層の時期の構築物を全て撤去したのち、新たに平坦面を造成してこの上に築地回廊を繞らせ、その内部に掘立柱の建物や塀・廊を配置する。2期に大別される遺構のうち、上層の遺構は建物の配置や構造等からみて「内裏」に比定するのが妥当であり、その造営年代については、この時の造営にともなう 6311—6664 型式軒瓦の年代観が訂正され従来より遡ると考えられるようになったことに基いて、神亀年間頃と考える。上層遺構はそののち幾度かの変更が行われているが、基本的な建物配置は変更されることなく、従ってその造営時期である聖武朝から廃絶する奈良時代末まで性格に変化はなく、同じ性格・機能のままで聖武朝以後平城廃都まで存続したと考えられる。なお上層遺構は『平城宮木簡 一 解説』で示された「西宮兵衛」木簡に対する理解等に基づ

阿倍義平「平城宮の内裏・中宮・西宮考」

『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ瓦編2解説』

き「西宮」であるとする。「西宮」は天平12年の恭仁遷都以前から内裏地区に存在し、のちの称徳天皇の「西宮」もここに営まれたと考える。上層遺構が以上のようなものであるのに対して、下層遺構は、上層遺構が造営されるまで整備されず、正式に使用されることはなかった。しかし下層遺構の区画がのちに上層遺構に踏襲されていることから、下層遺構は「内裏」の先駆的な区画であるが、「内裏」としての機能をもたなかったとする。なお内裏地区の南にある第二次大極殿院・朝堂院地区にも、内裏地区の下層遺構に相当する時期に掘立柱による区画や建物が存在していることから、内裏地区と第二次大極殿院・朝堂院両地区とを南北に一体とした大規模な区画が平城宮造営当初から存在し、両者は密接な関係をもって造営されたと考えられる。そして第二次大極殿・朝堂院地区の造営に使用された軒瓦である 6225—6663 型式の年代観からみて、当該地区でも内裏地区の造営とあまり時を経ずに造営が行われた（神亀年間に本格的に整備され、「内裏」・大極殿院・朝堂院としての機能を有するようになる）と考える。阿倍は、以上のように内裏地区の下層遺構が「内裏」ではなかったとするばかりか、平城宮造営当初の元明・元正両天皇の時には「内裏」が設置されなかったと考えている。それに代わってこの時期（平城宮造営当初から聖武朝に内裏地区が「内裏」として整備されるまで）に「内裏」の役割を果たしていたのは、内裏地区の西方にある第一次大極院地区で、ここが奈良時代の前半に文献史料に頻出する「中宮」であるとする。阿倍は、その前提として「内裏」として現れる「西宮」が内裏地区に比定されることを指摘する。第一次大極殿院地区は平城宮造営当初に建設され、周囲を築地回廊で囲まれた区画で、内裏地区が「内裏」として整備されるまで、これに匹敵する区画は見あたらない点からみて「内裏」に準ずるものあるいは匹敵するものであるが、「内裏」そのものではなく別の宮殿であるとする。「内裏」＝「西宮」が「東宮」に対する平城宮内の位置上からの命名であるとみられるのに対して、「中宮」はそれらとは命名の原理が異なり、元明・元正両天皇の場合三后（皇后・皇太后・太皇太后）に係わる宮＝「中宮」という規定が両天皇の御在所の宮殿名として援用され、内裏代として設けられたものであるとみる。だからこそ第一次大極殿院地区には朝堂院が付設されることが予定されず、内裏地区の整備が当初から計画されていた。しかし聖武天皇の即位が遅れたことによって、元正天皇即位に当たって第一次大極殿院地区にも朝堂が付加されることになったと理解した。第一次大極殿院地区にあった「中宮」は天平宝字年間に大改造を受けて「中宮院」と呼ばれるようになり、廃帝となるまで淳仁天皇が居住した「中宮院」は淳仁天皇の「内裏」に準ずる機能を果たしたとした。この点も第一次大極殿院地区を「中宮」と呼んだとの推定を可能にするとする。「中宮」は元明・元正両天皇に関係の深い宮殿であり、「中宮」こそ元明天皇・元正天皇の御在所であったと考える。なお阿倍は、『報告Ⅲ』で天皇の御在所の変遷にともない「内裏」が転々と別の所に移るとした推測は誤りで、「内裏」は御在所を示すものではなく、平城宮内の一箇所に固定され、その宮殿名称が「西宮」であったとする。従って阿倍の理解によると、御在所は普通名詞的であるのに対して、「内裏」は固有名詞的な用法がされていることになる。以上のような内裏地区及び第一次大極殿院地区に関する理解へと阿倍を導いたのは、内裏地区の大きく2時期に分けられる遺構のうち、上層の築地回廊で区画された遺構が配置や構造等から考えて「内裏」と考えられるのに対して、下層の掘立柱塀によって周囲を画された遺構が「内裏」とは考えられないと理解した点にあったと言える。

阿倍は、のち昭和59年に発表した「古代宮都中枢部の変遷について」¹⁶⁾で、後述する『報告Ⅹ』の刊行を承け、これを批判しつつ平城宮中枢部の変遷について再び検討を加えた。阿倍の論点はきわめて多岐にわたり、特に詳細な検討を加えて論じたのは、『報告Ⅹ』において示された平城宮中枢部の変遷に関する新しい見解の主たる論拠となった屋瓦の問題であった。阿倍は、『報告Ⅹ』が第二次大極殿院・朝堂院地区所用軒瓦である 6225—6663 型式の年代を、従来よりも下げて恭仁宮からの遷都後としたのに対し、後期難波宮出土の軒瓦との並行関係等を根拠として、天平初年と考える従来からの自説をあらためて述べた。また後述する今泉隆雄による宮の造営体制に関する研究¹⁷⁾に関連して、天平末年の造営が全く文献史料に登場してこない点にも注意を喚起している。以上のような『報告Ⅹ』への批判の上に立って、新たに第二次大極殿院・朝堂院地区で確認された下層遺構の問題を取り上げ、「平城宮の内裏・中宮・西宮考」で示した平城宮中枢部の変遷に関する自説を基本的には堅持しつつ、新しい変遷案を提示した。そのうち内裏地区に関係する点を見ると、基本的には前説を踏襲しているが、後述する『奈良国立文化財研究所年報1975』¹⁸⁾で示された内裏地区における遺構変遷案に沿い、若干の修正を加えている。まず内裏地区での造営は平城宮創建当初の元明朝に遡り、その時点では掘立柱塀で囲まれた区画が設けられ、その内部には中心建物と補助的な建物群が北方にあるだけで、脇殿や内部区画を欠いている。それはのちの「内裏」の前身であるがあくまで「内裏」に予定された「西宮」であって、「内裏」として機能してはいないと理解する点は前説と何等変化がない。この時期「内裏」に代わるものとして、前説同様に第一次大極殿院地区の「中宮」が機能したとする。しかし「中宮」はただ単に「内裏」に代わる存在であったのではなく、「内裏」と大極殿院の二つの機能をほぼ兼ね備えた新しい空間として建設されたもので、その北方擁壁上にそびえる大規模な建物は極殿であった。次の元正朝になると内裏地区の区画施設は掘立柱塀のまま区画の位置を南にずらし、その内部には「内裏」的な配置をとる建物が造営される。この時期は聖武天皇初期まで続く。元正天皇から聖武天皇初期まで続く「内裏」の遺構に対応して南に存在する掘立柱塀と掘立柱建物からなる下層の遺構については、「内裏」の区画と一体で朝堂院としての配置を採り、のちの朝堂院の前身に当たる。やがて聖武朝のうちに、南の第二次大極殿院・朝堂院区画が掘立柱から礎石建ちへと造替されたと同じころ、内裏地区でも区画施設が掘立柱塀から築地回廊へと変更された。内裏地区では神亀年間から造営が開始され、第二次大極殿院・朝堂院地区でも上層の遺構群が天平初期には既に完成していた。そして孝謙朝まではここが「内裏」であった。淳仁朝に至り、内裏区画内部の建物配置が変更され、正殿が南に移動し、その東西にある脇殿が各1棟に減らされたのに対して、北の区画では内部の建物が増加する。称徳天皇の「西宮」にはこの改造された「内裏」が相当するとみ、『報告Ⅹ』で称徳天皇の「西宮」に比定した第一次大極殿院地区の第Ⅱ期の遺構を「中宮院」に当てた。なお光仁・桓武両天皇の御在所については明確に述べていないが、当該論文に挿入された図12によると淳仁天皇以降「内裏」は一貫して内裏地区に存在したように描かれている。

既に触れたように、昭和51年に刊行された『奈良国立文化財研究所年報1975』において、第78次北調査までの調査成果に基き、昭和50年に開催された第1回内裏検討会でまとめられた内裏地区全体に関する遺構変遷案が、宮本長二郎・川越俊一・高瀬要一「平城宮跡と平城京跡の発掘調査」として公表された。この時同報告に収載された変遷図「推定第2次内裏変遷図」が、

阿倍「古代宮都中枢部の変遷について」

『奈良国立文化財研究所年報1975』

これ以後、平城宮中枢部の遺構変遷について論じられる際に内裏地区の変遷として最も一般的に使用される図となる。同報告によると、奈良時代の内裏地区の遺構変遷は大きくA～Dの4期に分けられ、そのうちのB期とD期はさらに3期ないしは2期の小期に細分できるとする。若干の相違点はあるものの、その大筋は本報告書で示したⅠ期～Ⅵ期の、6時期の区分と基本的に一致する。すなわち、従来下層遺構と理解されていた、周囲に掘立柱塀が繞る時期をA期とB₁期の2時期に分け、またそのうちのB₁期には既にその内部の建物配置が平安宮内裏的な構造をとっていたとして、従来「内裏」的構造が築地回廊によって周囲を画される時期にはじめて現れるとの理解を修正し、「内裏」的な構造を有するに至る時期を遡らせた点が従来の理解と基本的に異なる点である。従ってこれまで内裏地区が「内裏」となることと、遺構としてその周囲を画する施設が築地回廊となることとが同一の現象であるかのように捉えてきた点が修正を迫られるに至った。なおA期からD期に及ぶ各時期の絶対年代については明確に述べていないが、遺物の検討の結果B期の上限が神亀年間であることがほぼ確定したとしている。

『平城宮発掘調査報告Ⅶ』

これと相前後して、昭和51年には内裏地区の北方にある内裏北外郭に関する発掘調査を取りまとめた『平城宮発掘調査報告Ⅶ』¹⁹⁾(以下『報告Ⅶ』と略す)が刊行された。同報告には内裏地区の北辺に当たる地域(主として内裏地区の北を限る北面築地回廊とそれに先行する掘立柱塀が該当する)の調査成果も含まれている。同報告によると、内裏北外郭の遺構は大きく第Ⅰ期から第Ⅲ期に及ぶ3時期の変遷をみせ、このうち第Ⅰ期と第Ⅱ期が奈良時代に属する(内裏地区の北辺においては、第Ⅰ期が掘立柱塀の時期、第Ⅱ期が築地回廊の時期で、第Ⅲ期が築地回廊の殆ど失われた時期に当る)。内裏北外郭には、第Ⅰ期にはまだ区画施設を設けられていないが、既に一つの区画をなし建物が配置されている。第Ⅱ期に入ると周囲に築地を繞らした区画の中に建物が配置され、官衙としての構造を明確にするとともに、さらにその外周にも内裏外郭全体を画する築地が設けられる。第Ⅱ期はさらに3小期に細分されるが、第1小期と第2小期の間には内裏北外郭の東辺に土壌SK820が掘られ、ここから出土した木簡によって、天平末年頃内裏地区は「西宮」と呼ばれていたと推定されることや、また内裏地区所用軒瓦の年代が従来推定されていた天平末年より遡り、天平初年以前で養老年間に遡る可能性のあることが示された。このうち前者は既に昭和44年に刊行されていた『平城宮木簡 一 解説』における理解を継承したもので、また後者については昭和50年に刊行された『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ 瓦編2 解説』による内裏地区所用軒瓦の年代観の修正に基づいている。以上のように『報告Ⅶ』では、『平城宮木簡 一 解説』及び『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ 瓦編2 解説』の見解と内裏北外郭における遺構変遷の検討に基づき、内裏地区における第二次「内裏」の造営を聖武天皇の即位を目標とする神亀年間の造営に当てることになった。

今泉隆雄「平城宮大極殿・朝堂考」

以上のように内裏地区における「内裏」の造営(本報告書で言うⅡ期以降に相当する)の年代を、瓦や木簡等の出土遺物の検討の結果、従来の見解よりも遡らせて考えるようになってきた中で、今泉隆雄は、昭和55年に発表した「平城宮大極殿・朝堂考」において、奈良時代の政治史との関連から平城宮中枢部の変遷を理解しようとした。今泉は、昭和54年段階における発掘調査の成果に基づき、それを丹念に整理・咀嚼した上で独自の考察を展開しているが、平城宮の中枢部に

岸俊男「日本歴史の焦点—平城京—」における試案

ある二つの大極殿院・朝堂院について考えるに当たっては、岸俊男が試案として提示した、平城宮の「内裏」・朝堂院の問題を皇権の所在という政治史的な観点から捉える視点を継承し、さ

らに關野貞の考えの中に既に存在していた二つの朝堂区画の並存を平安宮における朝堂院と豊樂院の並存から理解しようとする観点、あるいは『報告Ⅱ』で示された平城宮の「内裏」・朝堂院には歴史的な変遷があるとの考えを基本的に継承し、第一次から第二次への変遷を聖武天皇の即位との関係から理解しようとした点など、従来の研究成果を総合的に継承・発展させたものでもあった。今泉の見解における新しい視角は、史料に現れる「朝堂」の語を再検討して平城宮中枢部における朝堂区画の並存を理解しようとした点、あるいはその検討結果を利用して「中宮」が本来「内裏」ではなく、天皇出御の場としての性格をもっていたことを明らかにしたことにある。今泉の平城宮中枢部に関する論点は多岐にわたるが、そのうち「内裏」に関する点に限って要約すると、内裏地区の遺構が整地層によって上下二層に分けられ、そのうちの下層遺構が和銅創建期にまで遡ると考えられるのに対して、和銅創建期の「内裏」を第一次大極殿院地区に想定することができないことから、下層の遺構を平城宮創建当初からの「内裏」と考えざるを得ないとする。一方また上層の遺構については、『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ瓦編2解説』の記述や阿部の説と同様に、内裏地区所用の軒瓦が平城宮第Ⅱ期に属することから、養老5年に始まる造営によるとみる。そしてその歴史的な意味については、藤原不比等の死後緊迫の度を強めた政治状況の中で、退勢挽回を図った藤原氏と元明・元正両天皇が近い将来における首皇太子の即位を画策し、それにともなって宮内改作が始められたと理解する。すなわち上層の遺構は、聖武天皇の即位にあわせて整備されたと考えるのである。従来の見解では、内裏地区を画する施設の掘立柱塀から築地回廊への変更を養老から天平にかけて行われた改作の所産であると考えて、内裏地区における「内裏」的な様相の成立が、その周囲を画する外郭施設の築地回廊への変更と相即的な関係にあると一般的に理解していたが、今泉は内裏地区の外郭施設の築地回廊への変更とその内部の「内裏」的な構造への変更とを切り放して考え、外郭施設の変更を「内裏」的な構造の成立以後のことと解する点に独自の理解がみられる。なお当時既に内裏地区ばかりでなく、その南に存在する第二次大極殿院・朝堂院地区の遺構にも上・下二層があり、そのうち下層の遺構は内裏地区下層の遺構と同様に掘立柱塀で画された区画であることが知られるに至っていた時期でもあった。この点について今泉は、第二次大極殿院・朝堂院地区の下層の遺構を上層の遺構の前身区画と考え、和銅創建にまで遡るものとみている。一方上層遺構については、養老年間に始まる宮内改作の最も重要な部分であるとの理解を示している。従って、今泉の理解では、外郭施設が凝灰岩を用いて礎石建ちの様式をもつ築地回廊や築地に作り替えられる上層遺構の造営の時期が、内裏地区と第二次大極殿院・朝堂院地区において若干ずれることになる。しかし発掘調査によって得られた知見や出土した遺物からは、両地区における造営時期のずれを積極的に示すものはないと言ってよく、むしろ両者で用いられた軒瓦がともに 6225—6663 型式であることやその装飾の統一性と言った点からすると、南北に連なる内裏地区と第二次大極殿院・朝堂院地区での上層遺構は同一時期の造営によるものとみるのが妥当であると思われる点で、大きな問題があると言える。さらに今泉は、上層の遺構について、天平末年には「西宮」とも呼ばれたとする『平城宮木簡 一解説』の見解に従い、それは天平12年恭仁京への遷都以前にも遡るものとした。上層の遺構は内部の構造の変化から大きく2時期(本報告書で言う第Ⅱ期から第Ⅳ期と第Ⅴ期・第Ⅵ期との2時期)に分けて考えることができ、そのうち奈良時代の後半に相当する時期の遺構(第Ⅴ期・第Ⅵ期に

相当)については、基本的にそれ以前の遺構を踏襲するものの、内裏正殿地区が縮小されるのに対して、後宮区画が規模を拡大するなどの変化も見られ、この時期の内裏地区の遺構を称徳天皇の「西宮」であると推定している。なお第一次大極殿院地区については、大きく3時期の遺構変遷を認め、そのうちの二番目の時期を淳仁天皇が天平宝字6年から8年にかけて「内裏」とした「中宮院」に比定するが、三番目の時期については「内裏」的な構造を持つとしながらも、光仁天皇の「内裏」の可能性もあり、成案はないとする。第一次大極殿院地区に関する今泉の理解の前提にあるものは、二番目の時期の始まりを天平宝字元年の改作によるものと見る点にある。しかし二番目の時期の廃絶とそれによる三番目の時期の造営時期を宝亀年間の前半とする点には問題があり、のちに第一次大極殿院地区に関する正式の報告書である『報告Ⅹ』で示された見解とは異なっている。

今泉「8世紀造宮官司考」

なお今泉は、昭和58年に発表した「8世紀造宮官司考」²²⁾で、平城遷都から平安遷都に至る間に推移した造宮担当官司について詳論し、その中で平城宮における造営のための官司体制と造宮改作の問題に関して述べた。この中において自論を補強したり、あるいは先論の一部について再検討を加えたりしているが、特に新しい見解は示されていない。ただ聖武天皇即位を目指しての造営と考える養老5年から天平初年にかけての改作について、催造司という特別の造宮官司が途中から造営省の上に置かれる体制を採り、平城宮の改作の督励・関与を行ったとして、先論で主張した聖武天皇即位にともなう造営が、特別の体制で行われたことを述べている点は自論を補強した点として注目される。

今泉「律令制都城の成立と展開」

今泉は、翌昭和59年に「律令制都城の成立と展開」²³⁾の中で、再び平城宮中枢部の変遷について触れ、二つの大極殿院・朝堂院区画の並存について新しい見解を提示した。それは、創建当初、平城宮の中央に営まれた第一次大極殿院・朝堂院は非日常的な国家的儀式や饗宴の場であったのに対して、その東に造営された第二次大極殿院・朝堂院地区は日常的な朝政に用いられたものとみて、二つの大極殿院・朝堂院区画の並存を機能的な分化によって説明しようとするものであった。この発想は、今泉も述べているように、前稿で、二つの異なる朝堂の型式があり、それがその機能と密接に関連しているとみたことにあった。しかしそうした理解に至った背景には、第二次大極殿院・朝堂院地区の発掘調査が進展し、その下層に上層とほぼ同ような構造と規模をもつ掘立柱塼で画された区画が存在していることが確実になってきたことにある。それは、並存する二つの朝堂院区画の内部構造の相違に関する新しい理解や「内裏」の位置をも考慮したものである。今泉は、平城遷都当初において大極殿院・朝堂院区画が二つ並存したのは、儀式重視による新構造の大極殿院・朝堂院が唐長安城大明宮含元殿を模倣して第一次大極殿院・朝堂院地区に平城宮創建時に造営されたことにあるとした。内裏地区については特に言及するところはなく、従来の見解のように検討することはできない。なお第二次大極殿院・朝堂院地区の外郭施設や建物が掘立柱から礎石建ちへと変更された時期については、前説とは若干異なり、天平年間の前半に改めている。さらに今泉は、昭和64年に発表した「再び平城宮の大極殿・朝堂について」²⁴⁾において平城宮の大極殿・朝堂の問題について再度論を展開したが、「内裏」については直接論ずるところはなく、ほぼ旧来の見解を踏襲して述べるにとどまっている。

今泉「再び平城宮の大極殿・朝堂について」

平城宮跡では昭和54年ころから、第一次朝堂院地区と並行して第二次大極殿院・朝堂院地区

でも発掘調査が行われるようになった。昭和54年と昭和57年にはまず第二次大極殿院地区の調査が行われ、大極殿とその後殿および築地回廊等が検出されるとともに、その下層に掘立柱建物等の存在を確認するに至った。²⁵⁾一方恭仁宮跡では昭和52年に大極殿跡が発掘調査され、その規模が判明した。²⁶⁾これによって、平城宮から恭仁宮に移建された大極殿が遺構の上から第二次大極殿院地区にある大極殿ではありえず、第一次大極殿院地区の擁壁基壇上に建つ建物であることが確定した。

以上のような平城宮跡や恭仁宮跡における発掘調査の進展にともなう成果を吸収しつつ、昭和57年に第一次大極殿院地区の報告書である『報告Ⅺ』²⁷⁾が刊行された。同報告は第一次大極殿院地区における遺構の変遷とその歴史的な理解を示し、さらに進んで平城宮中枢部の変遷についても詳細な考察を加えた。同報告で示され、こののち平城宮中枢部の変遷を考える上で大きな拠り所とされるに至った画期的な見解は、既に触れた恭仁宮大極殿の発掘調査の成果を盛り込み、第一次大極殿院地区第Ⅰ期の擁壁上に存在する建物S B7200を平城遷都当初の大極殿であるとしたことである。また従来平城宮の中枢部について検討を行う際、特に内裏地区や第二次大極殿院・朝堂院地区の造営年代を考える上できわめて重要な論点の一つとされた軒瓦の編年にも若干の修正（第二次朝堂院所用軒瓦であり、かつ内裏地区のⅢ期に周囲を画した築地回廊に葺かれた6225—6663型式軒瓦の年代をⅡ期からⅢ期に下げる）を行っている点も同報告書で提示された重要な見解である。以下では、まず同報告で述べられた平城宮中枢部に関する見解のうち、内裏地区に関係した部分に限って整理しておく。内裏地区、第一次大極殿院地区あるいは第二次大極殿院・朝堂院地区における所用軒瓦の検討から、内裏地区での「内裏」の造営は第一次大極殿院地区に後続する形で平城宮軒瓦編年第Ⅱ期の時期に着手され、そののち軒瓦編年第Ⅲ期の時期に第二次大極殿院・朝堂院地区の造営にともない改築された。内裏地区に造営された「内裏」は「中宮」あるいは「中宮院」とも称され、あるいはまた天平18・19年頃には「西宮」とも呼ばれた。内裏地区が「中宮」・「中宮院」という別称をもつ「内裏」であったことについては、次のような根拠を掲げる。まず史料に見える「中宮」・「中宮院」の機能や構造を検討すると、「中宮」・「中宮院」は儀式や宴会を行う場であるとともに起居の便を有する空間で、しかも院と呼ばれる小区画に分割されていたと考えられる。しかし従来平城遷都当初に第一次の「内裏」が営まれたと考えられてきた第一次大極殿院地区第Ⅰ期の奈良時代前半に属する遺構は、文献史料に見える「中宮」・「中宮院」の構造とは一致せず、既に触れたようにむしろその中心建物であるS B7200は平城遷都当初の大極殿であったと考えられる。これに対して、内裏地区の構造は史料から伺うことのできる「中宮」や「中宮院」に近いことから、中宮は従来第一次の「内裏」とも推定されてきた第一次大極殿院地区ではなく、内裏地区に比定するのが適当である。また淳仁天皇の「内裏」である「中宮院」は淳仁天皇配流の記事からみて内裏地区に求めるのが適当であるから「中宮院」も内裏地区に求めて問題ない。一方「内裏」が天平18・19年頃に「西宮」とも呼ばれたことについては、『平城宮木簡 一解説』で述べられた見解を踏襲するものの、称徳天皇の「西宮」については、大極殿が失われたのちの第Ⅱ期の第一次大極殿院地区を当てる。その根拠として、第Ⅲ期の第一次大極殿院地区が平城上皇の内裏である「平城西宮」であると考えられること、またその時代には「東院」や「東宮」が存在していないにも関わらず「西宮」と呼ばれたのは、既に奈良時代からこの地区が「西宮」と呼ばれ

第二次大極殿院・朝堂院地区での発掘調査の進展
恭仁宮大極殿跡の発掘成果

『平城宮発掘調査報告Ⅺ』

ていたことに基づくものとみられること、等を挙げる。このような理解の背景には、奈良時代の平城宮における宮殿名は、「西宮」と「東宮」・「東院」のように宮内における位置関係によって命名されていたとみられ（ただし「中宮」の命名の由来については保留する）、また第Ⅰ期の第一次大極殿院地区が平城宮和銅創建の大極殿で、それが天平12年に恭仁宮へ移建されたとする大前提がある。なお内裏地区や第一次大極殿院地区の第Ⅲ期の遺構についても構造の分析が行われているが、その点については後章で詳しく検討することとしたい。

『報告Ⅱ』で示された内裏地区あるいは「内裏」に関する理解の中で問題となるのは、まず第一に、内裏地区における「内裏」の造営が第一次大極殿院地区での造営に後続する形で行われたとみる以上、むしろ内裏地区に「内裏」が造営される以前に、「内裏」すなわち天皇の居所が何処に営まれたと考えるのかである。しかしそれについては明確な見解は述べられていない。第二に、内裏地区の別称の問題では、「内裏」が「中宮」・「中宮院」から「西宮」へ、さらにまた「西宮」から「中宮院」へと変更されている点について何らかの歴史的な説明が必要であるが、明確な理解が示されておらず、また「中宮」については今泉の重要な指摘を全く考慮していない点も大きな問題点である。さらに第二次朝堂院地区や内裏地区の築地回廊に使用された6225—6223型式の軒瓦の年代を下げた根拠も状況証拠によったにすぎず、他に解釈の余地もないわけではないと考えられる。

以上平城宮「内裏」と平城宮内裏地区をめぐる、これまでの研究及び発掘調査の成果について、簡単な検討を加えながら紹介してきたが、そこから、「内裏」及び内裏地区の遺構とその変遷を如何に理解するかが、大極殿・朝堂院や平城宮跡に残るそれらの遺構とともに平城宮の中枢部を理解する上で極めて重要な問題であることが明らかとなった。

最後に、上述した従来の研究や発掘調査の検討によって明らかとなった、平城宮の「内裏」や平城宮内裏地区の遺構を検討する上で、課題とすべき点を列記することにする。

I 内裏地区で検出した遺構について

内裏地区の遺構に関しては、『奈良国立文化財研究所年報1975』で一応の目安となる遺構の変遷案として「推定第2次内裏変遷図」が示されたことは、現段階において内裏地区の遺構変遷を再検討するに当たって、またその歴史的な意義を考える上で極めて大きな意味がある。またこの「推定第2次内裏変遷図」に沿って述べられた阿倍・今泉の説や『報告Ⅱ』の見解は、内裏地区の変遷を考える上で、遺構・遺物と文献史料を積極的に結び付けて行った研究として十分に評価することができる。しかしそのうち阿倍や今泉の内裏地区に関する研究は、基本的には『奈良国立文化財研究所年報1975』の遺構変遷案に依拠するもので、そののちの発掘調査の進展によって明らかとなった、第一次大極殿院・朝堂院地区や、第二次大極殿院・朝堂院地区における従来予想されなかった調査成果について、内裏地区との関連という観点から必ずしも十分な検討が行われてはいない。それに対して平城宮中枢部に関する調査成果の一部を先取りする形で、第一次大極殿院地区についての研究成果をまとめた『報告Ⅱ』は、あくまで第一次大極殿院地区に関する研究を発掘調査の成果と文献史料を交えて行ったもので、そこに盛り込まれた内裏地区に関する見解には新しい知見は見られず、通説的な見解に近いものであった。

本報告書を取りまとめるに当たって、内裏地区の遺構の変遷は、大枠において先述の『奈良

国立文化財研究所年報1975』で示された「推定第2次内裏変遷図」に依るとしても、そのうちに実施された平城宮中枢部における発掘調査の成果を考慮しつつ、内裏地区の遺構とその変遷について再検討を加える必要がある。

Ⅱ 遺物の問題について―特に遺構の年代と遺構変遷時期の年代を決定する観点において―

一般に、遺構の年代や時期変遷を考える上において最も重要なのは、検出された遺構相互の重複関係や整地土との関係、そしてそれらから出土した遺物の年代であることは言うまでもない。しかし内裏地区から出土する遺物―特に遺構・遺物の年代を考える上で基本的な指標となる土器の出土は極めて少なく、また紀年銘を有する木簡は勿論のこと、内裏地区内部からは全く木簡が出土していない。このような内裏地区における遺物の出土状況は検出された遺構や遺構の時期変遷の年代決定を著しく困難にしている。これに対して瓦は他の平城宮内部の各地区におけると同様に内裏地区においても多量に出土している。従って内裏地区の遺構の年代や遺構変遷を考える上では、瓦、特に軒瓦によってそれらの年代を推定することになる。しかし上述した研究史でも紹介したように、内裏地区をはじめ平城宮中枢部における大改築に用いられた6225—6663型式軒瓦の年代観は、二転、三転している状況にある。

本報告書では、年代を決定する基準となる遺物が少ないことから、6225—6663型式軒瓦を中心として平城宮出土の軒瓦の年代観について新たに検討し、その上で内裏地区の遺構の年代を明らかにし、さらに進んで平城宮中枢部を構成する各地区・各施設の変遷と年代を解明することが必要とされる。

Ⅲ 文献史料に見える平城宮中枢部施設及び内裏地区検出遺構の歴史的理解について

文献史料に登場する平城宮の諸施設の性格や機能、あるいはその遺構への比定については、通説的な見解が決して存在しているわけではなく、多様な理解が行われている。既に述べた所からも明らかなように、文献史料によって平城宮の中枢部に存在していたと考えられる施設と、現実に発掘調査によって内裏地区で検出された遺構との関連を考える上で、最も大きな障害となっているのは、「中宮」あるいは「中宮院」である。「中宮」・「中宮院」をいったいどのような性格・機能を有する施設で、それを平城宮内のどこに比定するかによって、「中宮」・「中宮院」以外の主要な施設である「内裏」・「西宮」や「東宮」などの比定も大きく異ってくる。また内裏地区の名称の由来である「内裏」の語自体、その歴史的な意味については十分な検討が行われていない。従って本報告書では、「内裏」をはじめとする天皇の居所に関わると考えられる多種多様な語彙について検討を加え、それら相互の関連を明らかとした上で、文献史料に見える平城宮の施設と考えられるものについて検討する必要がある。

また平城宮の「内裏」や内裏地区の遺構を考える上で、従来の研究の最も大きな欠陥と思われるものは、いずれの研究においても平安宮の内裏との比較研究が充分に行われていないことである。例えば、Ⅱ期以降については、平安宮と比較して遺構の配置が類似していると指摘するにとどまり、その構造を比較・検討することなく、また文献史料の検討から、その変遷が有する歴史的な意義やその時代を特定する作業を行うことはなかった。とりわけⅠ期については、その遺構配置が平安宮の内裏やⅡ期以降のものと大きく異なるとするだけで、全く検討を行わずに「内裏」ではないとする研究が多い。それは、まず平安宮の内裏自体に関する依拠すべき研究の欠如に起因するものであり、またそのような平安宮内裏に関する独自の検討を行った上で

内裏地区や第一次大極殿院地区の遺構と比較するといった研究方法を採らなかったことによる。従って本報告書では、内裏地区に関する新たな理解による内裏地区の遺構変遷に基づいて、文献史料に検討を加えるとともに、平安宮内裏の構造について検討を行い、その結果と『報告Ⅺ』で平城太上天皇の御在所と推定された第一次大極殿院地区第Ⅲ期の遺構や平城宮内裏地区Ⅰ期～Ⅵ期までの各期の遺構・遺構群の配置・構造を比較・検討することによって、その間における内裏の変遷の歴史的な意義を明かすことが必要とされる。

- 1) 関野 貞『平城京及大内裏考』（東京帝国大学紀要工科第参冊 明治40年6月）。
- 2) 『史蹟精査報告第二 平城宮跡調査報告』（内務省 大正15年7月）。
- 3) 『奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告』第十二冊（奈良県 昭和9年8月）。
- 4) 『平城宮跡』（文化財保護委員会事務局 昭和38年8月）。
- 5) 『平城宮跡第一次・伝飛鳥板蓋宮跡発掘調査報告』（昭和36年3月）。
- 6) 『平城宮発掘調査報告Ⅱ』（昭和37年3月）。
- 7) 工藤圭章「昭和35年平城宮跡第3, 4, 5次発掘調査概要」（『奈良国立文化財研究所年報1961』 昭和36年10月）。
- 8) 『平城宮発掘調査報告Ⅺ』（昭和57年1月）。
- 9) 『平城宮発掘調査報告Ⅲ』（昭和37年3月）。
- 10) 『平城宮木簡 一 解説』（昭和44年11月）。
- 11) 阿倍義平「平城宮の内裏・中宮・西宮考」（『研究論集Ⅱ』奈良国立文化財研究所 昭和49年3月）。
- 12) 本多辰次郎「皇后中宮の沿革に就いて」（『歴史地理』28—5 大正5年5月）。
- 13) 大井重二郎「平城宮の中宮・皇后宮と西宮について」（『大和文化研究』4—4 昭和34年4月）。
- 14) 『平城宮木簡 一 解説』。
- 15) 『奈良国立文化財研究所基準資料Ⅱ 瓦編2解説』（昭和50年3月）。
- 16) 阿倍義平「古代宮都中枢部の変遷について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』3 昭和59年1月）。
- 17) 今泉隆雄「8世紀造宮官司考」（奈良国立文化財研究所編『文化財論叢』 同朋舎 昭和58年3月）。
- 18) 宮本長二郎・川越俊一・高瀬要一「平城宮跡と平城京跡の発掘調査」（『奈良国立文化財研究所年報1975』 昭和51年3月）。
- 19) 『平城宮発掘調査報告Ⅶ』（昭和51年3月）。
- 20) 今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂考」（関見教授還暦記念会編『日本古代史研究』 吉川弘文館 昭和55年10月）。
- 21) 岸俊男「日本歴史の焦点—平城京—」（『国民の歴史』月報4 文英堂 昭和43年）。
- 22) 今泉註17)論文。
- 23) 今泉隆雄「律令制都城の成立と展開」（『講座日本歴史2』 東京大学出版会 昭和59年10月）。
- 24) 今泉隆雄「再び平城宮の大極殿・朝堂について」（関見先生古希記念会編『律令国家の構造』 吉川弘文館 昭和64年1月）。
- 25) 「大極殿跡の調査（第113次調査）」（『昭和53年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』 昭和54年4月）
・「大極殿後殿の調査（第132次）」（『昭和56年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』 昭和58年5月）。
- 26) 「恭仁宮跡昭和52年度発掘調査概要」（『埋蔵文化財発掘調査概要』1978 京都府教育委員会 昭和53年3月）、中谷雅治「恭仁宮大極殿跡の発掘調査について」（『史想』18 昭和54年6月）。
- 27) 註8)報告書。

2 奈良時代における歴代天皇の御在所の 歴史的変遷

内裏地区は平城宮の中でも最も重要な区画の一つであり、のちに詳しく述べるように、創建の当初から奈良時代末期平城宮の廃都に至るまでの間、一貫して天皇の御在所にふさわしい特有の構造を持ち続けていたと考えられる。しかし一方『報告Ⅹ』において第一次大極殿院地区第Ⅱ期の遺構が称徳天皇の御在所「西宮」であるとの見解が示されている¹⁾。従って、奈良時代を通じての内裏地区の性格を把握するためには、第一次大極殿院地区の遺構をも考慮して総体的な検討を行わねばならないことになる。

以上の点について検討するための前提として、まず奈良時代の文献史料を中心に天皇の居所に関わる語彙について検討し、次いで奈良時代、平城宮において在位した七代の天皇の居所について、文献史料から知られるその概要と問題点を整理しておくこととする。なお以下では天皇の居所を意味する言葉として御在所を用いるが、それは後述するところからも明らかなように御在所が天皇の居所を意味する普通名詞的な語彙であると考えられるからである。

A 天皇の居所に関する語彙の検討

i 天皇の居所を意味する語彙

天皇の日常の居所を示すと思われる語として、「御在所」・「御所」・「内裏」・「内」・「大内」・「内隔」・「禁内」・「禁中」・「常宮」・「大宮」などの語が、『続日本紀』をはじめとする奈良時代の文献史料に散見する。ここではその主なものについて『続日本紀』に現われるものを中心として検討を加え、整理することにする。

(1) 御在所・御所

「御在所」とは、「御」が「至尊」、すなわち天皇を斥²⁾という語であるから、天皇が在る所 御在所 を意味し、明らかに普通名詞的な語彙である。

『続日本紀』に見える「御在所」には、大きく分けて三つの用法が認められる。まず第一に、天皇の日常起居する場所を意味する用法である。天平12年9月に「御在所」に隼人24人を召して右大臣橘諸兄が宣勅を行い、さらに隼人に授位を行った³⁾。この場合「御在所」に天皇がいたことについては特に明記されていないが、「御在所」が天皇の日常的な居所であるからこそ、「御在所」に天皇が御したと記されていないのであり、また「御在所」へ隼人を呼ぶことを「召」と表現していることや右大臣による宣勅が行われていることなどから、「御在所」に天皇がいたことは確実で、さらにこの時天皇が日常起居していると思われる場所から平城宮内あるいは宮外のいずれかの場所・施設に出て御したとの記載がみえないことから、「御在所」こそが天皇の日常起居する場を指していると思て間違いない。第二に、天皇が儀式や宴などのために、日常起居する場（第一の用法の「御在所」）から出て、儀式や宴などに臨んで御した場所を意味する用法である。例えば、神亀3年3月や天平元年3月には、いずれも天皇が日常起居している場

所から平城宮内外の施設である「南苑」や「松林苑」などに御し、そこで限定された範囲の人たちを対象として宴を行った際に、本来宴に呼ばれることのない官人たちを特に「御在所」に召して物を賜った。⁴⁾ 当然ながらこの場合の「御在所」とは、具体的には「南苑」や「松林苑」の内部に設けられていた天皇が御するための殿舎などのことを指しているものと見られる。第三の用法は、天平17年5月平城宮へ還都してきた時に「中宮院を御在所と為す」とあり、⁵⁾ この他に同様の表現が天平勝宝4年4月東大寺大仏開眼供養会関連の記事や天平宝字5年1月小治田宮からの還御の記事において見える。⁶⁾ このうち天平17年5月と天平宝字5年1月の記事には共通性があり、ともに平城宮に還幸してきた時に平城宮の施設を「御在所」に定めたことを記している。両記事の場合に問題となるのは、単に平城宮に帰ってきたと表現しているのではなく、わざわざ平城宮の施設を「御在所」としたと記す点である。天平宝字5年1月の記事は、後述するように平城宮改作のために一時行幸し滞在していた小治田宮から淳仁天皇が平城宮に還幸してきた時のもので、この時平城宮の武部曹司(兵部省曹司)を「御在所」としたと記している。もちろん武部曹司は本来天皇の居所ではないのであるから、平城宮に還幸してきた時に本来居所とすべき施設が別に存在していたが、それは未だ改作中で使用するには耐えない状態であったために、武部曹司が天皇の居所とされたと考えられる。従ってこの場合、武部曹司は一時的に天皇の居所とされたものであると推定できる。天平宝字5年1月の記事を以上のように解することができるとすると、天平17年5月の記事についても同様に解釈することができるのではな⁷⁾ かるうか。すなわち同年5月に平城宮へ還幸してきた時に聖武天皇が「御在所」とした「中宮院」も、天平宝字5年1月における武部曹司と同様に、一時的に「御在所」とされたのであって、「中宮院」は本来天皇が平城宮において居所とすべき場ではなかったと考えることができる。一方、天平勝宝4年4月の記事の場合は、盧舎那大仏開眼供養のために東大寺に行幸した孝謙天皇がその日の夕に平城宮へ還幸することなく、大納言藤原仲麻呂の田村第に還幸してここを「御在所」としたのである。平城宮外において一時的に田村第を「御在所」としたのであるが、この場合はむしろ行幸に際して仮に天皇の居る所を指して言う「行在所」の語と類似した意味を有しているものと考えられる。⁸⁾ いずれにしてもこの用法の場合、「御在所と為す」と表現することによって、本来天皇が「御在所」とすることのない施設を一時的に居所としたことを示しているものと考えることができる。

『続日本紀』には以上のほかにも「御在所」の見える記事がある。⁹⁾ それは橘奈良麻呂の変が勃発以前に察知され、首謀者である橘奈良麻呂や塩焼王をはじめとする5人の者たちが「御在所」に召された時の様子を記した記事で、この時「御在所」に召された奈良麻呂ら5人はそこに侍する紫微内相藤原仲麻呂の宣する光明皇太后の詔を聞かされている。仲麻呂は皇太后の詔を単に宣したのではなく、伝え宣したと記しており、またその仲麻呂の官職が光明皇太后のもとに近侍しその命を下達することを職掌とした紫微中台の長官である紫微内相であったことから、仲麻呂が侍し皇太后の詔が宣せられた「御在所」とは皇太后の居所、すなわち皇太后宮であった可能性が高い。¹⁰⁾ 従ってこの場合の「御在所」は上記の三つの用法のうち、一番目の用法に含まれることになるう。¹¹⁾

『続日本紀』以外の奈良時代の史料にも「御在所」の語は見える。例えば正倉院文書では、天平勝宝4年の文書に「中宮御在所」、¹²⁾ また天平宝字8年と考えられる文書には「南御在所」

が見えている¹³⁾。後者の「南御在所」については全く不明であるが、前者の「中宮御在所」については、中宮が太皇太后藤原宮子を指すと見られることから、宮子の居所のことであると考えられる。また『万葉集』には「御在所」¹⁴⁾や「太上天皇御在所（中宮西院）」¹⁵⁾が見える。前者は天平11年に聖武天皇が高圓野に遊獵した時、たまたま通りかかった勇士が都里の中を泄走した小獣を生きながらに捕らえ、これを「御在所」に献上した際に、小獣に添えられた歌の題詞に見えることから、この場合の「御在所」とは行幸先である高圓野に設けられた仮の居所のことになる。また後者は天平18年正月白雪が積もり、左大臣以下が太上天皇御在所に参入して雪掃きに供奉し、そののちここで饗宴がもたれた時に奉られた歌に付せられた題詞である。この場合は元正太上天皇の居所を「御在所」と言ったものであり、割注からそれが「中宮西院」に存在していたことがわかる。いずれも上記の『続日本紀』における「御在所」の用法と基本的に異なるところがない。

以上の検討から明らかなように、奈良時代の諸史料において用いられている「御在所」とは基本的には「天皇の在る所」、すなわち天皇の居所を指して言う普通名詞的な語で、それゆえに、ある場合には天皇が日常起居する場所を意味することもあり、またある場合には天皇が日常起居する場所から出て一時的に居した場所を指すこともあったのである。ただしその場合「御在所」の語によって表される空間は必ずしも一定しておらず、天皇の居す宮であったり、その内部に存在する殿舎であったり、さらには天皇が居す室であることもある。あるいはまたこれらに代わる仮の施設であってもよいのである。なおこのような意味をもつ「御在所」は中国においても確認することができる。¹⁶⁾また「御在所」は天皇に限らず、天皇に準ずるような存在である太上天皇や皇太后・中宮についてもその居所が「御在所」と称されることがあったことも注意される。¹⁷⁾

「御在所」に似た語として「御所」がある。『続日本紀』には用例がないが、『正倉院文書』^{御 所}に用例がある。例えば、特定の人物について「御所」をもちいた例としては「東宮御所」¹⁸⁾や「内親王御所」¹⁹⁾などがあるが、これらはいずれも阿倍内親王の居所を指すものである。「御所」は本来文字通り「御の所」、すなわち天皇の所の意味であり、「御在所」同様に天皇のいる所を指して言う普通名詞的な語であろう。²⁰⁾ただし天皇とは全く関わりなく使用されている例も正倉院文書には多く見られ、天皇の居所を指す言葉として「御在所」ほど一般的な語彙ではない。

(2) 内裏・内・大内・内隔

天皇の居所を示す言葉として『続日本紀』をはじめ『正倉院文書』に数多く見えるのは「内 内 裏」あるいは「内」である。

『続日本紀』に見える「内裏」について注意すべき点は、既に今泉隆雄が述べているように²¹⁾、天皇が「内裏に御」すと言う表現が『続日本紀』には見えないことである。このことは「内裏」で行う行事の際に天皇の居す「内裏」を中心として臣下を「召」すと表現していることに対応するもので、「内裏」が天皇の日常的な居所であったことを示唆している。またこのことと関連して、先述の「御在所」の用法と対比して注目されるのは、奈良時代に限れば、少なくとも「御在所と為」すとの表現は存在しても「内裏と為」すと言う表現は存在しないことである。さらに行幸先などで一時的に設けられた天皇の居所を「御在所」と言うことはあっても「内裏」

と言うことがなかったことも注意される。以上のことは「内裏」が本来宮において天皇の居すべき場所・空間を意味する語であることを示唆している。そのような意味では「御在所」が普通名詞的な用法の語であったのに対して、より固有名詞的に用いられるのが「内裏」であったと言えよう。ただし「内裏」は平城宮に限って存在したのではなく、都が平城宮を離れ他の宮都に移っていた時には、そこに天皇の居所としての「内裏」が存在していたし、恐らく複都制の採られた奈良時代においては主都および副都にそれぞれ存在していたものと推測される。

ところで「内裏」は『正倉院文書』の經典奉請関係の文書にきわめて多くの用例を見いだすことができるが、この全てが『続日本紀』における「内裏」ほどに特定の場所・空間と結び付いた言葉であったか否かについては問題がある。例えば、平城宮改作のために一時近江の保良宮に孝謙太上天皇と淳仁天皇が行幸していた天平宝字5年10月から同6年5月の間に作成された文書には「内裏」²²⁾が見え、それは保良宮に存在していた天皇の御在所を指してるものと考えられる。また保良宮から平城宮へ還幸ののち、孝謙太上天皇と淳仁天皇が対立して平城宮内外に御在所を構えていた天平宝字6年5月から同8年10月までの期間において「内裏」の語がどの様に使用されているかも当然注目されることである。この間「内裏」は天平宝字6年12月に既に現れ、以後両者の対立が淳仁天皇の廃帝によって解決されるまで「内裏」は『正倉院文書』²³⁾中に引き続き登場してくる。注目されるのは、これらの文書に現れる「内裏」が基本的には孝謙太上天皇の御在所を指していると考えられることである。それは、これらの文書によって知られる、「内裏」への經典の奉請に関わる人々を検討すると、いずれも道鏡など孝謙太上天皇側近ないしはそれに近い人物であるからである。もし「内裏」が平城宮内の特定の施設を指し言うものであるとすると、5月に法華寺に入り、12月には既に平城宮の「内裏」に入っていたことになる。ところが平城宮跡から出土した第1号木簡²⁴⁾には、法華寺と考えられる「寺」から孝謙太上天皇の側近である竹波命婦御所用料として小豆等を請求する旨が記されており、その日付は3月6日である。この木簡が出土した土壌から一緒に出土した他の木簡の年紀が天平宝字5年あるいは6年であることを考慮すると、3月6日は孝謙太上天皇が天平宝字6年5月に法華寺に御してのち、天平宝字6年からあり隔たらない時期であることになり、3月26日は天平宝字7年あるいは8年である可能性が高い。従って『正倉院文書』に初見する天平宝字6年12月の孝謙太上天皇の「内裏」は平城宮の内部に存在していたのではなく、法華寺ないしは法華寺に存在していた太上天皇の御在所を指して言ったものとなり、必ずしも「内裏」は平城宮の内部に限られることはないことになる。ただここで問題となるのは、正史として編纂された『続日本紀』で用いられる「内裏」の語と奈良時代に作成された『正倉院文書』で使用される「内裏」の語とを、果して同一の次元で論ずることができるのか否かである。奈良時代当時一般的には天皇の御在所のことを、「御在所」と同様に普通名詞的に「内裏」と言ったのに対して、『続日本紀』編纂の時点でこれに特定の施設を指す意味、すなわち固有名詞的な意味をもたせたために、『続日本紀』と『正倉院文書』との間に同じ「内裏」でありながら微妙な差異が生じたとも考えることもできないわけではない。

内 「内裏」と類似した言葉として「内」がある。「内」が「内裏」と同じ意味であることに疑問の余地はない。「内」の用例として注目されるのは、『続日本紀』の養老4年8月に見える内印²⁵⁾の請印に関する記事である。そこには、内印の押捺を必要とする文書の場合、予め文書2通を

作成し、1通は「内」に進め、また他の1通は施行せよと見える。これに対応する規定が『延喜式』に見え、²⁶⁾それには内印を必要とする文書は2通を作成し、そのうち1通は天皇に奏進し、1通は施行せよとある。両者を比較すると、養老2年の「内」に進めることは、『延喜式』の天皇に奏進することに当ることから、天皇の居る「内」、すなわち「内裏」へ太政官から内印の押捺を必要とする文書が進められ、そこで請印が行われたことを示していると考えられる。なおこのことは天皇の居る「内」＝「内裏」が養老2年の時点において天皇の日常的な執務の場でもあったことを示唆している。

「内」に関連して「東内」と称される施設が平城宮に存在したことを示す史料がある。『続日本紀』の神護景雲元年12月には「東内」の造営を担当する官司の次官である造東内次官の任命記事があり、²⁷⁾また同3年正月には天皇が御して始めて吉祥悔過を「東内」で行ったとの記事がある。²⁸⁾また平城宮出土木簡にも「²⁹⁾□□内司」と見え、さらに表裏に「東内宮守」合わせて5人のうち靱負篠麻呂等3人の氏名が確認できる木簡も出土している。³⁰⁾このうち「³¹⁾□□内司」と記した木簡の出土地点から考えて、「東内」は平城宮東張り出し部の東院地区に存在し、また「宮守」の存在によって平城宮内に存在した「宮」の一つであったと推定されることから、「東内」とは東に存在する「内」を意味すると考えられる。従って「東内」とは恐らく西に存在する「内」・「内裏」に対して東の「内」・「内裏」のことであろう。

また「内」に関連して「内庭」と言う表現が『万葉集』に見える。³²⁾同じく『万葉集』に収められた歌の題詞を参考にと、本来は正月7日に宴が行われるのであるが、天平宝字2年正月7日は仁王会の日に当たり、その前日である6日に諸王卿等を「内裏」に召して酒宴を行った。その際「内庭」には仮に樹木を植え林帷としたのであった。従って「内庭」とは「内裏」の内部にある庭のことを指していることは明らかである。ただしこの「内庭」が「内裏」の庭の意味であるのか、あるいは「内裏」にある特定の庭の固有名称であるのかについては必ずしも明瞭ではない。このように「内」が他の語を限定する役割を果たして使用されることがままある。例えば、後に述べる「内南安殿」³³⁾や「内寝」³⁴⁾のように、殿舎や施設を限定して「内」に存在していることを示す場合や、「内射」³⁵⁾のように、儀式などの行為が大極殿・朝堂などの朝庭の場ではなく「内」で行われることを示す場合、などがある。

「大内」は「内」に「大」と言う接頭語が付加されたものである。『続日本紀』では神亀5年に設置された中衛府の職掌規定に見え、³⁶⁾中衛府が周衛する対象とされている。『日本書紀』に付せられた古訓には「内裏」を「おおうち」と訓ずるものがあることなども参考にと、「おおうち」すなわち「大内」が「内」あるいは「内裏」を意味することは間違いない。なお天武天皇及び持統天皇の合葬陵が松前大内陵と呼ばれていることが注意される。この陵はその築造途中から大内陵として『日本書紀』に見えているが、陵名のうち「松前」は陵の所在している地を含めて広がる地域の名称であることが明瞭であるのに対して、「大内」については従来あまり注目されることはなかった。松前大内陵の「大内」とは「内」・「内裏」を意味する「大内」と同じ意味の語ではなかろうか。³⁷⁾

内裏地区の東側にあって南流する平城宮の基幹排水路S D2700から出土した木簡に「内隔南方西門籍」と書かれたものがある。³⁸⁾宮衛令宮閤門条によれば、人の出入を監督するための門籍が宮門と閤門に置かれ、宮門では衛門府が、また閤門では兵衛府がこれを司った。従って当該

木簡に見える門籍が置かれた「内隔南方西門」とは宮門あるいは閤門に相当することになる。また「内隔南方西門」と書かれていることから、「内隔」には四方に門が開かれ、そのうち南面の門は中央及び東西に3門があったと推定できる。南面に3門があったとすると、「内隔」の四面を画する施設には各面に3門、合計12門が開いていた可能性がある。

ところで平城宮を始めとする宮城は、一般に三重の構造を採っていたと言われる。すなわち『法曹至要抄』に引く養老律衛禁律闕入踰闕為限条や宮衛令宮墙条によると、宮城には天皇の御在所を中心として閤垣・宮垣・宮城垣(宮牆)の三重の垣が繞らされ、また宮衛令宮閤門条や養老律衛禁律行宮諸門条などによれば、三重の垣にはそれぞれ閤門・宮門・宮城門(大宝令では、それぞれ内門・中門・外門)が開く。平安宮も基本的には閤門・宮門・宮城門それぞれを開く閤垣・宮垣・宮城垣の三重の垣が繞る三重構造をもち、それぞれの垣によって取り囲まれる区画を内隔(内重)・中隔(中重)・外隔(外重)と言った。例えば、『日本紀略』天長7年7月癸巳条には「玄暉門外中重掖」と見え、内裏の北を画する築地回廊の中央に開く閤門である玄暉門の外が中重と呼ばれる空間であったことがわかる。また『延喜式』卷45左右近衛府行夜条に、左右近衛府それぞれ将曹以上の官人1人と近衛1人が内裏の警備を担当するとあるのに対して、卷46左右兵衛府分配条には、八省院や豊楽院などとともに、中隔の警備には兵衛2人が当ると規定していることも、内裏が内隔(内重)で、その外側で宮垣の内側が中隔(中重)であることを示している。

以上のように平安宮においては内隔とは内裏のことであった。従って平安宮における用例からすると、平城宮の「内隔」も「内裏」のことを意味すると推定することができる。なお先に平城宮の「内隔」を画する施設に開いていた門が12門ではないかと推測したが、内裏地区で検出したⅠ期～Ⅵ期に及ぶ遺構群の周囲を画していた掘立柱塀及び築地回廊にも合計12の門が開いていたと推定され、また後述するように、天平末年に内裏地区に存在した「西宮」にも12の門が開いていたことは注目される。

(3) 禁中・禁内・禁省・禁掖

禁 中 「禁中」は『続日本紀』宝亀元年8月癸巳条に見える。称徳天皇がこの日崩御したのにとともに、左大臣藤原永手らによって白壁王が皇太子に擁立された。白壁王擁立の際に、永手をはじめ右大臣吉備真備・参議兵部卿藤原宿奈麻呂・参議民部卿藤原繩麻呂・参議式部卿石上宅嗣・近衛大将藤原蔵下麻呂らが、策を定めて白壁王の立太子を決定した場所が「禁中」であった。「定_ニ策禁中_一」に定めるとの表現は、『日本書紀』の顕宗天皇即位前紀や持統天皇11年8月乙丑朔条にも見える。前者は嗣子のない清寧天皇が大臣・大連とともに策を「禁中」に定め、皇嗣として弘計王と億計王を播磨国から迎えたことを記し、また後者は持統天皇が皇位を皇太子軽皇子に譲ることを記した記事である。3例とも策を定めた場所を「禁中」とするが、それが具体的に何処であるのかについては明らかではない。しかし天皇や皇太子の擁立など皇位の継承に関する策を定めているのであるから、当然天皇の御在所ないしはそれに近い、限定された人達のみが入ることが許された場所であったと思われる。『日本書紀』には、以上の2例のほかにも推古天皇元年四月己卯条に「禁中」の語が見える。それは、聖徳太子の立太子の記事に付せられた太子の誕生に関わる著名な説話の中に見えるもので、その説話によると、太子の

母穴穗部間人皇女が馬官の厩戸で太子を産んだのは、「禁中」を巡行し「諸司」を監察していた途中であった。間人皇后が巡行した「禁中」が「諸司」と対をなす形で述べられている点に注目すると、「禁中」とは「諸司」の存在している場所、すなわちのちの宮城内を指すのではなく、さらにその内側の空間を指しているものとみることができる。また『懷風藻』の葛野王の伝に、高市皇子の死後、日嗣の擁立を謀るために、皇太后(持統天皇)は王公卿を「禁中」に引き入れ、日嗣を定めたことが見えている。王公卿を「禁中」に引き入れたとあることは「禁中」が皇太后の居所であるためにそのように表現されたものと考えられよう。『日本書紀』の写本の中には「禁中」の語を「おほうち」と訓ずるものと「みやのうち」と訓ずるものがあるが、このうち「おほうち」は「禁中」を「大内」と解しての付訓であり、『日本書紀』の写本に訓を付した人の中には「禁中」が「大内」に相当すると考える人がいたことを示している。また養老令宮衛令応入禁中条によると、「禁中」とは門籍のある宮門以内のことである。以上から「禁中」とは宮城内部全体を指すのではなく、天皇の御在所を中心とした宮城内部でも一定の限られた空間であったと見ることができる。

「禁内」は『続日本紀』天平宝字8年7月丁未条に、孝謙太上天皇が御史大夫文室浄三と参議藤原朝鑑を召して面りに口勅した場所として見える。この場合、「禁内」とは、孝謙太上天皇が御史大夫および参議を召していることから、太上天皇の御在所のことであることは明らかであるが、具体的に「禁内」を何処に当てるかについては少なくとも二つの可能性が考えられる。すなわち平城宮改作のために行幸していた保良宮で、道鏡をめぐる淳仁天皇と孝謙太上天皇との間に対立が生じ、両天皇は天平宝字6年5月に至りともに保良宮から平城宮に還御し、淳仁天皇は平城宮の「中宮院」に入り、孝謙太上天皇は平城宮の外にある法華寺に入ったが、後述するように、孝謙太上天皇はこののち藤原仲麻呂の乱が起こる天平宝字8年9月までには法華寺から平城宮の「内裏」(「西宮」)に入ったと考えられることから、それに先立って孝謙太上天皇の御在所として『続日本紀』に現れる「禁内」には、孝謙太上天皇が還御後に入った法華寺である可能性と、そののち法華寺から遷った平城宮の「内裏」である可能性とがある。いずれであるかを決定する史料はないが、その時期からみて平城宮にあった孝謙太上天皇の御在所である「内裏」の可能性が高いのではなからうか。「禁内」の用例は「禁中」に比べると稀であるが、養老令後宮職員令内侍司条には内侍司の職掌として「禁内」における礼式を知ること掲げている。養老令あるいは大宝令では、宮城内部における礼儀の監督を内侍司以外に中務省管下の内礼司と式部省にも分担させ、式部省は「朝庭」、内礼司は「宮内」(宮門以内)、内侍司は「禁内」をそれぞれ担当した。しかし式部省と内礼司とが宮門を境界として監督の場を異にしつつも、ともに官人(男性)を主たる監督の対象としていたと思われるのに対して、内侍司が対象としたのは、養老令やその諸注釈による限り後宮や十二女司などに仕える女性であったと考えられる³⁹⁾。従って宮城内における礼儀の監督を担当した式部省・内礼司・内侍司の三司の間には監督の対象となる場と人に相違があり、式部省が宮門外を担当したのに対して、宮門内については男性を内礼司、女性を内侍司が分担していたと考えられる。ただし令の規定による限り、宮人など宮城内部で活動する女性の範囲を天皇の御在所を中心としてその周辺に限定して考えざるを得ないことからすると、厳密には内侍司が担当したのは宮門内とみるよりもさらにその内側の閣門内(さらにその中でも宮人たちが天皇に対して奉仕する場である御在所の北半の空間)

禁 内

であった可能性が高い。従って内侍司の職掌の一つとしての礼儀監督の範囲である「禁内」とは、天皇の御在所内部で、しかも女性が活動する範囲を指して言うものであろう。

禁 省 『続日本紀』に用例はないが、『日本書紀』には、「禁中」や「禁内」に類似した「禁省」が見える。まず「禁省」が見えるのは、舒明天皇即位前紀の記事の中で、山背大兄王が、推古天皇の崩御に際し、天皇のもとへ駆けつけ、天皇から遺詔を承けた次第を述べた箇所である。山背大兄王が推古天皇の病臥する小墾田宮に駆けつけ、まず控えたのは「門下」で、次いで王は「禁省」から出てきた中臣弥氣から天皇の病臥する「大殿」に参入せよとの天皇の命を受け、さらに王が天皇の病臥する「大殿」に至るために「閤門」に参進すると、栗隈采女黒女が山背大兄王を「庭中」に迎え、王は栗隈采女に引かれて天皇の臥する「大殿」に入った。「大殿」では病臥する天皇の側に、近習の首である栗下女王以下女嬬鮪女等8人と田村皇子らが侍していた。「大殿」のなかでは栗下女王が病臥する天皇と山背大兄王の仲介者としての役割を果たした。まず中臣弥氣が山背大兄王に天皇の命を伝えるために出てきた「禁省」が最初に王の侍した「門」の内であるのか、さらにその内側に位置する「閤門」の内、すなわち「大殿」一郭のことであるのかは必ずしも明瞭ではない。ただし天皇の命を伝えるために中臣弥氣が出てきたのが「禁省」の内から「門下」に侍する山背大兄王のところであったとすると、「禁省」とは「閤門」の内側、すなわち天皇の臥する「大殿」の存在する空間であった可能性が極めて高いことになる。⁴¹⁾

また天武朝に法を犯した者を糺弾する場合、「禁省」の中であると「朝廷」の中であるとを問わず、犯罪の行われた場所において糺弾すべきことを命じた詔が発せられている。⁴²⁾ここでは「禁省」が「朝廷」と対で掲げられている点が注目される。宮城の内部を「禁省」と「朝廷」の二つに分け、「禁省」を天皇の御在所に関わる空間としているのであろう。以上のように「禁省」とは天皇の御在所に関わる空間を指して言ったものであることは間違いない。なお「禁省」に付せられた古訓には「禁中」と同様に「みやのうち」と「おほうち」とがある。

禁 掖 『続日本紀』天平勝宝8歳5月乙亥条と天平宝字8年9月壬子条に「禁掖」が見える。前者は、久しく聖武太上天皇の「禁掖」に侍していた左衛士督坂上犬養と右兵衛率鴨虫麻呂の二人が崩御した太上天皇の山陵に奉ぜんことを請うたのに対して、この日孝謙天皇が勅してその願いを許し、二人の位階を進め、また二人に従って聖武太上天皇の「禁掖」に奉仕していた授刀舎人20人についても勲位を進めたことを記している。この場合、「禁掖」とは明らかに聖武太上天皇が居していた御在所のことである。しかし『続日本紀』には聖武太上天皇が崩御した場所を「寝殿」とするのみで、⁴³⁾それが平城宮中であるのか、あるいは平城宮外にあった太上天皇の宮でのことであるのかは不明である。後者は、藤原仲麻呂の乱によって平城宮から落ち延びた乱の首謀者である仲麻呂が近江国で追手によって首級をとられたことを伝える記事で、それに付せられた仲麻呂の伝の、仲麻呂が乱を起こすまでに追いつめられた主要な原因の一つである、道鏡に対する孝謙太上天皇の寵愛について述べた部分に、道鏡は常に「禁掖」に侍し、太上天皇の寵愛を被ったと見えている。この場合も「禁掖」とは明らかに孝謙太上天皇の御在所のことであろう。以上『続日本紀』における「禁掖」の用例は現天皇と前天皇(太上天皇)の違いこそあれ、いずれも天皇の御在所、あるいは御在所と言っても空間的にはより狭い天皇の実際に起居する殿舎や居室を指しているものと考えられる。

以上いずれも「禁」の語を冠する「禁中」・「禁内」・「禁省」・「禁掖」の語について検討してきたが、いずれの語も天皇の御在所ないしは天皇の御在所を中心として広がる一定の限られた空間を指しているものと解される。

(4) 大宮・常宮・正宮

『万葉集』に収められた歌には「大宮」あるいは「大宮人」が頻出する。「大宮」は、『万葉集』に見える用例を除くと、『続日本紀』や平城宮跡出土木簡・正倉院文書などにわずかに散見されるだけである。『続日本紀』ではまず天平宝字元年に開始された平城宮の改作に伴って孝謙天皇が平城宮から出て田村宮に移ったことを記す記事において、天皇が田村宮へ移御した理由を「大宮」の改修のためであるとしている。「大宮」が平城宮あるいは平城宮内で天皇の居す御在所のことを指していることは明白である。またこの平城宮改作に当って孝謙天皇が田村宮へ移御した時を狙って鋒起しようとした橘奈良麻呂らの動きを事前に捉え、これに対処して孝謙天皇が発した詔の中で、孝謙天皇の言葉として「大宮」を囲こもうとして私に兵を備えているものがあると述べている。奈良麻呂たちが襲撃しようと企図してその図を造ったのが、改作に当って孝謙天皇らが移御した藤原仲麻呂の田村第、すなわち田村宮であったことからすると、この「大宮」とは平城宮やその内部に存在していた天皇の御在所ではなく、明らかに田村宮のことである。従って『続日本紀』に見える「大宮」とは、「御在所」のごとく天皇の御在所を指す普通名詞的な語であったとすることができる。また平城宮から出土した木簡には、「大宮⁴⁶⁾□□⁴⁷⁾」⁴⁸⁾、「大宮」⁴⁹⁾、また表に「西大宮正月佛 御供養雜物買□錢」とあるものなどがある。このうち最初のもは「西宮」の門を守衛する兵衛への食料支給に関わる木簡とともに出土したもので、それらとやや系統を異にするようにも見えるが、一連のものと考えられている。従ってこれが他の「西宮兵衛」関係の木簡と一連のものであるとすると、「西宮」が当時「大宮」とも呼ばれていたことを示すことになる。また最後の木簡は「西大宮」で行われた正月の仏の供養に関する木簡である。供養に「御」の字が冠され、また「御」の字に闕字の礼が及んでいることからすると、「御」とは天皇に関わる言葉であると考えられる。従って仏に対して供養する主体が「御」、すなわち天皇で、「西大宮」は天皇の御在所であることになる。「西大宮」とある以上、「西大宮」以外に「大宮」が存在していたと考えられ、それは西に対して東のような語を冠して区別されていたものと推測される。また正倉院文書には天平7年4月に「大宮」へ海竜王経ほか4部の内典を写して貢じたことが見え、さらに天平18年の具注暦の2月16日に見られる書き込みには「大宮参向塩賜已訖⁵¹⁾」とある。他に関連史料はないが、いずれも天皇の御在所と解して問題はない。以上のように、「大宮」とは天皇の御在所のことで、しかもそれは普通名詞的に用いられたことが確認できる。

「常宮」については、『万葉集』所収の歌の題詞に、天平勝宝6年正月7日に天皇・太上天皇・皇太后がともにあって宴を催した場所として「東常宮南大殿」が見える。これに対応する『続日本紀』の記事は天皇が出御した場所を「東院」としている⁵³⁾。従って「東常宮」とは「東院」のことになる。「東常宮」・「東院」とともに東を冠しているが、それが平城宮内での位置から呼ばれたものであるとすると、「東院」が東に存在する「常宮」と考えられていたことを示していることになる。このことは「東常宮」に対して他にも「常宮」が存在することを示唆してい

る。また平城宮から出土した木簡にも「常宮」が見える。⁵⁴⁾それは巻子の軸の上端を題箋に作った、いわゆる往來軸で、表に「從常宮ノ請雜物」、裏に「二年」とある。この題箋軸の木簡は、某司が2年に「常宮」からの雑物の請求文書あるいは雑物の請け取りを控えた文書に付けられたものである。この場合の「常宮」の意味は必ずしも明らかではないが、これも天皇の御在所を意味する可能性が高い。以上「常宮」とは恐らく天皇が日常起居している宮のことであり、御在所に当たるものであろう。

ii 天皇の居所に関わる殿舎

『続日本紀』には天皇が御在所としたり、あるいは御在所と関係をもつと考えられる殿舎として「大安殿」・「内安殿」・「中安殿」・「前殿」・「正殿」・「寝殿」などが見える。従来の研究においても天皇の御在所を考える際に大きな問題点とされてきた「大安殿」など、「安殿」を名称の一部に含む殿舎を中心として整理・検討を行うこととする。

(1) 大安殿・内安殿・中安殿

大 安 殿 「安殿」を共通の名称とする殿舎を理解する上で大きな見解の相違が見られるのは「大安殿」である。以下にまず「大安殿」に関する従来の諸説を簡略にまとめてみることにする。

まず本居宣長が提唱した大安殿＝大極殿説がある。⁵⁵⁾本居宣長は、内裏の中の殿舎として同じ「安殿」系の「内安殿」・「中安殿」を想定するのに対し、朝堂の正殿も「安殿」と呼ばれたに違いないとして「大安殿」を大極殿と同一のもので、これを和風に表現したものであるとした。次ぎに関野貞は、本居宣長の説に対して「大安殿」の用例を検討した上で疑問を提示し、「大安殿」を内裏正殿と考えた。⁵⁶⁾すなわち天平14年1月における恭仁宮での大極殿と「大安殿」との同時、個別の存在⁵⁷⁾を事例として、「大安殿」は「大極殿」とは別の殿舎で、むしろ内裏正殿であるとする。関野の立場に立ってさらに事例を詳細に検討したのは、福山敏男である。⁵⁸⁾福山は「大安殿」は「大極殿」とは別の建物であるとしながら、機能的には大極殿に類似していることと大極殿の完成に先立って「大安殿」の記事が見えることから、「大極殿」が造営される前にその代わりを果たした建物とするに留まり、内裏の正殿であるとの明言は避けた。また岸俊男は、「安殿」すなわち「やすみどの」の「安」^{やすみ}とは本源的な安息の意で、「安殿」は中国の宮殿における寝殿や路寝に通じ、路寝の日本的な表現であるとする前提に立ち、「安殿」と呼ばれる殿舎はすべて内裏内部の殿舎とみるべきで、中でも「大安殿」は内裏正殿とみるのが正しいとした。⁵⁹⁾さらに直木孝次郎は、直接平城宮の「大安殿」の問題について論じていないが、天武朝の飛鳥浄御原宮における大極殿の問題を論じた際に、「内安殿」が天皇の日常的な生活が営まれる内裏後殿に当たるのに対して、「大安殿」は「大極殿」の前身である内裏前殿(内裏正殿)に当たり、公的な行事の場ともなり、「外安殿」とも呼ばれた時期があったとした。⁶⁰⁾瀧波貞子も「大安殿」を内裏正殿とは断言しないが、天皇の内裏に関係する殿舎の中の中心的な殿舎であったとする。そして「安殿」という名称を共有する殿舎はその大きさや位置によって名称が区分されたと理解した。⁶¹⁾「大安殿」＝内裏正殿説について『報告Ⅲ』は、「大安殿」は「大極殿」と別のもので、しかも機能的に「大極殿」に相当するという理由だけで「大安殿」を内裏の正殿とすることはできず、平安宮において大極殿後殿が小安殿と呼ばれていることから少なくとも

も「大安殿」は内裏の正殿ではありえず、「大極殿南院」・「閤門」などと類似の朝堂正殿・大極殿一郭の建物を指すのではないかと考え、むしろ内裏正殿としては史料に現れる「内安殿」を当てたほうがよいのではないかとした。⁶²⁾

以上のように大きく分けて二つの説が「大安殿」を巡って対立しているが、「大安殿」については上記の二つの説とは異なる理解も近年提示されている。それは、平城宮第二次大極殿院・朝堂院地区の下層で検出された掘立柱塼と掘立柱建物からなる建物群のうち、第二次大極殿の下層で検出された桁行7間・梁間4間の東西棟建物を「大安殿」に当てる考えである。⁶³⁾ この考えは従来のような文献史料だけからする研究とは異なり、発掘調査で検出された遺構と文献史料に登場する「大安殿」との関係を把握しようとした試みで、その意味では評価すべきであるが、後述するところからも明らかなように、多くの問題点を内包している。

次ぎに平城宮の「大安殿」について検討を加えるために、まず奈良時代の諸宮都における「大安殿」に関係する史料を整理し、問題点を明らかとおきたい。

藤原宮 藤原宮では『続日本紀』の三箇所に「大安殿」が見える。⁶⁴⁾ まず大宝元年正月、文武天皇が「大安殿」に出御して祥瑞を受けたとの記事がある。そこではこの時天皇が祥瑞を受けた儀式が「告朔餼」のようであったと記されている。大宝令や養老令では告朔の儀式に当って文武百官が会集・列立するのは朝庭で、⁶⁵⁾ また平安時代においては天皇が大極殿に出御して朝堂院で告朔を行うことになっていたことから、⁶⁶⁾ 大宝令施行以降、告朔の儀式に際して天皇が出御する殿舎は「大極殿」であったと考えられる。⁶⁷⁾ 一方祥瑞を天皇に進奏する儀式については大宝令の施行によって上瑞以下は元日にまとめて天皇に奏聞されることになり、⁶⁸⁾ 告朔と同様に天皇の「大極殿」出御のもとに行われることになっていた。このように祥瑞進奏や告朔の儀式は、大宝令施行以後、天皇の「大安殿」出御のもとで行われることはなく、少なくとも祥瑞進奏の儀式については、大宝令の施行によって元日の朝賀の儀式に組み込まれ、その場も変更されたと見られる。従って天皇の「大安殿」出御のもとでの祥瑞進奏は、大宝令施行以前における当該儀式のあり方を示したもので、大宝元年正月の祥瑞進奏の記事が、藤原宮の「大安殿」と「大極殿」の機能的な同一性を直ちに示しているとはできない。なお藤原宮における「大安殿」と「大極殿」の関係については、大宝元年正月朔に文武天皇が「大極殿」に出御して朝賀を受けたとの記事が『続日本紀』にあることから、⁶⁹⁾ 藤原宮においては両者が別の殿舎であったことは明白である。次に大宝2年3月の記事は従来から種々の解釈が試みられているが未だに定説がなく、特に問題となるのは「大安殿」と「新宮正殿」との関係である。それは「新宮」の理解に関わっている。この記事は、この時持統天皇の御在所とは別に文武天皇のための御在所が藤原宮内に新たに造営されたことを示すもので、「大安殿」は文武天皇のための御在所である新宮の一郭にあった新しい「大安殿」であるとする考えもあるが、⁷⁰⁾ 史料上からもまた発掘調査の成果によっても持統天皇と文武天皇の御在所に関しては明らかではない。この記事の「大安殿」を考えるに当っては、前述のように「新宮」の理解が大きな問題で、天皇が「新宮正殿」に出御し、齋戒するに際して「大安殿」が鎮祭され大祓されているのは、「大安殿」が「新宮」と深く関わる殿舎であったからであろう。ただし天皇が出御した「新宮」の「正殿」と「大安殿」との関係については明らかでないが、一応両者は別の殿舎と考えられる。また大宝3年10月には、天皇が「大安殿」に出御し、詔して遣新羅使に衾・衣を賜わり、また新羅王に対する

大安殿と大極殿

大安殿と新宮正殿

賜物も行われたことを記す記事がある。のちの、派遣使節を内裏に召して節刀を賜り、饗別の宴を催す儀式に相当するもので、「大安殿」が内裏の殿舎であることを示していると見ることができる。以上から藤原宮の「大安殿」は内裏の正殿とするのが穏当であろう。なお藤原宮には平城宮のように内裏・大極殿・朝堂を複数想定できる候補地はなく、前述のように問題はあ

るものの、現在のところ大極殿と内裏正殿のほかにさらに「大安殿」を求める余地はない。

難波宮 福山敏男は、『続日本紀』の神亀2年11月と天平勝宝2年2月に見える「大安殿」を難波宮のものとした。しかしいづれも平城宮の「大安殿」と見て問題はなく、むしろ難波宮のものとする論拠に乏しいと考えられる。福山は、神亀2年10月に行われた聖武天皇の難波宮への行幸とそこでの滞在が翌3年10月の難波宮よりの還幸まで続いたとの理解に立って、その間神亀2年11月に見える「大安殿」を難波宮のものと解した。しかし福山が1年に及ぶ難波宮行幸の終了を示す記事と考えた『続日本紀』の平城宮への還幸を記す記事は、実は播磨国印南野への行幸に際してその帰途、難波宮に立ち寄り、そののち難波宮から平城宮へ還幸したことを示す記事である。一方また福山が難波宮への行幸・滞在中と考えた期間にも平城宮内部の施設への天皇の出御の記事が見える。例えば、神亀3年3月、五位以上を「南苑」で宴した記事は、直接天皇の「南苑」への出御を記していないが、当日は特に六位以下の官人と大舍人・授刀舍人・兵衛等を「御在所」に喚び、塩・飯を支給したとあることから、「南苑」に設けられた「御在所」には天皇が出御していたものとみられる。従って福山の理解は成り立ち難いものと考えられる。次に天平勝宝2年2月に見える「大安殿」について、福山は明確には述べていないが、この前後の期間孝謙天皇が滞在していた大郡宮を難波に所在すると理解したことに基づき、この「大安殿」を難波宮のものと理解したと考えられる。しかし大郡宮が難波に存在していたのではなく、大和国内に存在していたことについては次節で詳しく述べるとおりである。従ってこの「大安殿」も平城宮のものと考えて問題ない。以上のように、難波宮に「大安殿」が存在していたことを示すとされた史料はいずれも平城宮の「大安殿」の史料であり、難波宮に「大安殿」が存在していたことを明示する史料はない。

恭仁宮 恭仁宮に「大安殿」が存在していたことを示す記事は、『続日本紀』に二箇所あり、ともに正月の宴に関する記事である。一つは天平14年正月の記事⁸⁰⁾であり、いま一つは天平15年正月の記事⁸¹⁾である。前者には聖武天皇が「大安殿」に出御して、群臣達を宴したとあり、この時五節田舞が舞われ、また少年童女達による踏歌も行われるなどしたと見える。また後者には天皇が「大安殿」に出御して、五位以上を宴したと記されている。なお天平14年正月の朔日には「大極殿」が未だ完成しておらず、仮に四阿殿を造営し、ここに天皇が出御して百官の朝賀を受けたとある⁸²⁾。この記事と上記の「大安殿」に関する二つの記事から、「大安殿」は大極殿と別個の殿舎であり、かつまた内裏正殿であるとされてきた⁸³⁾。

大安殿と大極殿

紫香楽宮 紫香楽宮にも「大安殿」があったことを確認することができる。まず天平17年正月に、天皇が「大安殿」に出御して五位以上を宴したことを記す記事がある。また天平16年3月には金光明寺の大般若経が紫香楽宮に運ばれ、朱雀門の辺りで雅楽を奏されて迎えられ、官人達もまた迎えて礼し、大般若経は「宮中」に導き入れられて、「大安殿」に奉置され、僧200人を請じて大般若経を転読した⁸⁵⁾。紫香楽宮で大般若経が奉置されたのが「大安殿」であったのは、「大安殿」が当時紫香楽宮を代表する殿舎であったことによると考えられるが、一方また

このことは紫香樂宮における「大極殿」の有無、あるいは仮に「大極殿」が存在していたとしてその未完とも関わる問題である。

平城宮 藤原宮や恭仁宮と同様に、平城宮においても「大安殿」を「大極殿」と別の殿舎であると理解することについては、今日概ね共通の理解が得られていると考えられ、むしろ問題は「大極殿」以外のいずれに、すなわち発掘調査で確認されたどの遺構を「大安殿」に比定するのかにある。「内裏」の内部にある殿舎とみる以外に、近年の発掘調査によって明らかとなった、第二次大極殿院の下層にある掘立柱建物を「大安殿」に比定する考えのあることについては先に紹介した。「大安殿」は平城宮以外の奈良時代の諸宮都にも存在し、しかも「大極殿」とは異なる天皇出御のための殿舎であったから、もし第二次大極殿の下層で検出された掘立柱建物が「大安殿」であるとするなら、平城宮第二次大極殿院・朝堂院の下層遺構に相当するような区画が、平城宮以外の宮都においても想定されねばならない。しかし平城宮以外の宮都にそのような区画が存在したことを示す史料は、文献にもまた発掘調査の成果にも今のところ全くない。

まず平城宮の「大安殿」に関しては、従来から「大安殿」が「大極殿」と機能の上で重複することが指摘されてきた。⁸⁶⁾例えば、天平勝宝2年正月朔には天皇が「大安殿」に出御して朝賀を受けたことを記しており、⁸⁷⁾確かに「大極殿」に代わる機能を「大安殿」が有していたことを示している。しかし次節において詳述するように、この時平城宮の中枢部の「大極殿」・「朝堂」などが改修を受けていたと考えられることから、それはきわめて特殊な事情に基づくもので、この時の「大安殿」の史料から直ちに「大安殿」と「大極殿」との関係を考えることには問題がある。一方「大安殿」の使用事例を整理してみると使用の仕方において「大極殿」とは明らかに異なる点のあることがわかる。神亀2年11月に天皇の「大安殿」出御のもとで行われた冬至を祝う儀式では、⁸⁸⁾参加を許された官人が寄託珍贄を進めた親王・侍臣達や文武百寮の五位以上と諸司の長官・大学博士などに限定され、しかも後者の人々については「引」と表現されているように、この時特別に呼ばれたのであって、「引」かれることがない限り、親王や侍臣以外の人は「大安殿」のある一郭に入ることを認められなかったと考えられる。また天平2年正月には、天皇が「大安殿」に出御して、16日の踏歌の宴を行ったが、⁸⁹⁾この時宴の対象となったのは五位以上の官人に限られていた。このように「大安殿」に天皇が出御して儀式を行う場合、参加を認められる官人の範囲は一定の階層に限られ、それは基本的には五位以上で、しかもそれを越えた範囲の官人の参加を許す時には「引」と表現された。明らかに天皇の出御する「大安殿」を中心とした空間には天皇・皇族・貴族以外の参入は認められていなかった。これに対して天皇が「大極殿」に出御して行う儀式の場合、参加する官人には儀式によって若干の相違がみられるものの特定の範囲の官人に限定されることは稀で、また儀式は官人たちが「大極殿」を中心とした空間に参入して行われるのではなく、官人たちが朝堂院の朝庭に列立して行われるのであるから、儀式に参加することをわざわざ「引」と表現する必要もなく、事実そのような表現は見られない。以上のように、「大安殿」は「大極殿」と明らかに異なった用いられ方をし、また神亀2年11月の冬至の儀式に関する記事に基づく限り、「大安殿」を中心とした空間には官人たちが召されて饗宴に参加しうのような広がりを持つ前庭、さらには彼らが着座するための殿舎が存在していた可能性が高いと考えられる。

次に平城宮の「大安殿」が史料に現れる時期について整理すると、その上限は上記の神亀2年11月である。⁹⁰⁾これに対して「大安殿」の最も時期の降る史料は天平勝宝6年正月の記事である。⁹¹⁾しかしこの記事については、『続日本紀』の諸写本が天皇の出御した殿舎を「大安殿」とするのに対して、『日本紀略』は「大極殿南院」とし、両書の編纂や書写に関わる問題がある。『続日本紀』と『日本紀略』のいずれを採るべきかは容易に決し難いので一応この史料を除外すると、「大安殿」が史料に見える下限は天平勝宝2年正月になる。⁹²⁾上限に当たる神亀2年の段階では大極殿が第一次大極殿院地区に存在し、「大安殿」に当てることが可能な建物は現在のところ第二次大極殿の下層で検出された掘立柱建物と内裏地区の建物があり、いずれを当てるか見解の分かれるところである。これに対して下限の時期には既に第一次大極殿は恭仁宮に移建されて平城宮にはなく、しかも平城遷都後の天平17年以降天平勝宝2年以前に「大極殿」が『続日本紀』に見えることから、この間明らかに「大安殿」は「大極殿」と『続日本紀』の記述において並存しており、「大極殿」と「大安殿」を全く別個の建物であると理解する立場に立つと、「大極殿」は第二次大極殿院地区の第二次大極殿に、また「大安殿」は内裏地区の建物に求めざるを得ない。以上からも明らかなように、もし第二次大極殿の下層で検出された掘立柱建物を「大安殿」に比定する立場に立つとすると、天平17年の平城宮への遷都を挟んで、「大安殿」は第二次大極殿下層の掘立柱建物から内裏地区の建物へと移ったと理解しなければならないことになる。ところがのちに内裏地区の遺構変遷を検討するところからも明らかになるように、天平17年以降第二次大極殿の建設にともない「大安殿」とされたと考えられることのできる内裏地区の建物は、建物自体としては「大安殿」とされる以前と変りがなく、もし上記のような想定をする場合、同じ建物が建物として何の変更も加えられずに性格・機能の異なる「大安殿」に変更されたと理解しなければならないことになる。しかしこのような理解が果して成り立ちうるものであるのか否か、またそのような事態はいったい如何なる意味をもっているのかなど、この考え方には大きな問題がある。これに対して「大安殿」を一貫して内裏地区の殿舎に求める立場に立つ場合、天平17年の平城遷都を挟んで「大安殿」が移るような事態を想定する必要はない。しかし「大安殿」を内裏地区に求める立場では、以下で検討する「内安殿」や「中安殿」をいずれに比定するのか、あるいはまた第二次大極殿下層で検出された掘立柱建物は何と呼ばれ、『続日本紀』ではどのように書かれているのか、などの問題が残ることになる。

臨 朝 なお第二次大極殿下層の建物の機能を考える上では例えば『続日本紀』に「臨朝」と見える記事が参考となる。「臨朝」は、同様の語句である「臨軒」が養老元年・神亀3年と天平宝字3年以降に見えるのに対して、神亀2年から天平9年までの期間に限って見える。「臨朝」の事例で特に注目されるのは、天平5年8月に、聖武天皇が「臨朝」して「始めて」庶政を聴いたとの記事である。⁹⁴⁾今泉隆雄が指摘するように、⁹⁵⁾第一次大極殿院・朝堂院と第二次大極殿院・朝堂院の下層遺構とが機能を分担（第一次大極殿院・朝堂院が儀式・饗宴、第二次大極殿院・朝堂院が政務）するものであったとすると、天平5年の聖武天皇が「臨朝」して「聴庶政」いた記事こそ、今泉の言う第二次大極殿下層掘立柱建物への天皇の出御とそこでの執務を示唆するものであろう。これ以外の「臨朝」の用例は、征夷将軍や入唐使などへの叙位の事例が4例、⁹⁶⁾諸国朝集使への宣勅が1例あり、⁹⁷⁾このうち臣下に対する叙位の記事には叙位とともに饗宴を行った

との記載はなく、またその日は饗宴を行うような節日にも当たっていない（なかでも征夷将軍や入唐使への叙位を除いた2例が1月あるいは2月であるのは定例の叙位に関わる可能性を示唆している）から、叙位は政務の一環としてのものであったと考えることができる。このことは天皇が「臨朝」して行われる行事が儀式に当たるものを含むとは言え、天皇が「臨朝」する場がより日常的な政務と関わっていたことを示唆している。なお同様の語句である「臨軒」のうち天平宝字3年以降の事例に、外交儀礼、隼人奏伎や饗宴を伴う儀式があることと対蹠的である。⁹⁸⁾

以上のように、平城宮の「大安殿」が「大極殿」とは別の建物であることは明らかであるが、その具体的な発掘遺構への比定については、第一次大極殿が恭仁宮に移建される以前と以後とで区別して考えねばならない、など大きな問題があり、容易に断定できないが、ここでは「大安殿」を内裏地区に求め、その中心的な殿舎であったと考えるのが穏当であると考え。なお「大安殿」と「内安殿」については、のちに内裏地区で検出された具体的な遺構を繞って再び検討を加えることとする。

関野貞は「大安殿」の後ろに「中安殿」、さらにその後方に「内安殿」を想定し、「中安殿」とともに「内安殿」を天皇が常に起居する常御殿であるとした。⁹⁹⁾しかし関野が想定した「大安殿」・「中安殿」・「内安殿」と言う構造は「内安殿」や「中安殿」が史料に見える時期の内裏地区の遺構には確認できない。また福山敏男はその用例から「内安殿」を大極殿後殿である小安殿に相当するものと理解しようとしたが、そのように断定する十分な根拠はないとする。¹⁰⁰⁾後述するように平城宮における「内安殿」の用例を検討すると、この福山の考えは成立し難いと考えられる。また直木孝次郎は「内安殿」を一貫して内裏の後殿のこととしている。¹⁰¹⁾「大安殿」と同様に平城宮の「内安殿」については検討を行っていないが、天武朝の飛鳥浄御原宮の殿舎を検討し、「内安殿」は「大安殿」と対になる殿舎で、天皇の日常生活の営まれる内裏に存在する内裏後殿に当たるとする。また『報告Ⅱ』⁹⁵⁾では関野貞の説を認め「内安殿」を平安宮常寧殿に、「中安殿」を仁寿殿に比定する。しかし同時に刊行された『報告Ⅲ』は『報告Ⅱ』の見解を訂正し、「内安殿」が内裏の正殿として「大安殿」よりもふさわしいとした。その論拠として、平城宮での「内安殿」の用例に諸司主典以上を「召入」れるあるいは「喚ぶ」との表現が見られることに注目し、このような表現は内裏の中の殿舎以外には考えられないし、また多数の官人を呼び入れるのであるから内裏の中の奥まった殿舎とすることはできないことをあげている。

以下では「内安殿」の史料を整理し、問題点を明かにすることとする。

まず「内安殿」が『続日本紀』に見える期間についてみると、その史料上での上限は養老5年9月であり、¹⁰²⁾下限は天平宝字4年正月である。¹⁰³⁾従って「内安殿」は天平宝字4年から始まる平城宮の大改作以後『続日本紀』から見えなくなることになり、天平宝字4年からの平城宮大改作によって「内安殿」がなくなると解することができる。なお天平宝字4年の段階では既に大極殿は第二次大極殿であり、大極殿の史料も散見されることから、「内安殿」は内裏地区の殿舎と考えるのが穏当であろう。

次に平城宮における「内安殿」の使用事例を検討する。養老5年9月に行われた伊勢大神宮への奉幣について記した『続日本紀』と『政事要略』の記事に「内安殿」が見える。¹⁰⁴⁾より詳しい記事を載せる『政事要略』によると、この日天皇は「内安殿」に出御し、少納言紀朝臣男入

内 安 殿

内安殿の用例

を舎人として、幣帛を授けられる中臣と忌部などを引率し、伊勢大神宮と渡会神宮の幣帛を授けたとある。平安時代の儀式書、例えば、『儀式』¹⁰⁵⁾では、天皇が小安殿の座に出御し、勅して舎人を召すと、舎人が称唯し、代わりに少納言が天皇の勅を受けて中臣・忌部を呼ぶとあり、『儀式』に記された伊勢大神宮への奉幣の儀式は『政事要略』の記事と基本的に一致する。これら二つの史料からは、天皇の出御する殿舎である「内安殿」や「小安殿」のある空間には天皇の侍臣である少納言は舎人となって入ることができるが、その他のものは天皇の命令を受けた舎人(少納言)の引率を受けて初めて入ることが許されたことがわかる。しかしこれだけでは「内安殿」が内裏の中に存在する殿舎であるのか、あるいはそれ以外に求めうるのかは明らかとはならない。また『続日本紀』の神亀4年2月の記事¹⁰⁶⁾では、天皇が「内安殿」に出御し、詔によって文武百寮の主典以上を召し入れた上で、左大臣である長屋王が宣勅している。同様に天平宝字3年6月の記事¹⁰⁷⁾では、帝(淳仁天皇)が「内安殿」に出御し、諸司の主典以上が喚され、詔が宣せられてのち、帝の父母に対して尊号を奉る詔を述べ、それに関連を有する叙位と任官が行われている(ただしこの時の叙位と任官は一般的なものではなく、特殊な事情のもとの叙位と任官であることは注意すべきである)。さらに天平宝字4年正月にも高野天皇と帝がともに「内安殿」に出御し、藤原仲麻呂を従一位太師とする重要な叙位・任官の儀式を行った。¹⁰⁸⁾この時高野天皇は自ら口勅によって仲麻呂を太師とするとともに、召して隨身契を与えている。この儀式に参列した官人の範囲は特に明記されていないが、前年の場合と同様で、全官人が呼ばれたのではなく、一定の官人たちに限定されていた可能性が高い。いずれにしても「内安殿」とその一郭は諸司の主典以上を入れうる空間、特にここで行われた儀式の内容からすると、「内安殿」の南に広い前庭が存在していたことと、「大安殿」と同様に一定の限られた階層の官人のみが入ることができたことを示している。またここで行われた儀式や行事は、いずれも天皇が出御するための殿舎である「内安殿」以外に特に臣下の場としての殿舎を必要とするものではない点も注目される。『続日本紀』などの文献史料に現れる限りでは、「内安殿」も「大安殿」もその一郭は天皇の空間であったようで、一定の範囲の官人達を召し入れて行事を行っているが、両者を比較するとそこには明確な相違を見てとることができる。すなわち「大安殿」が主として宴に使用され、そこには五位以上の官人達が参列を許されたのに対して、「内安殿」はおもに特殊な叙位・任官の場合に使用され、「大安殿」よりは広い範囲の諸司主典以上のような官人達が召されているが、宴が催されることはなかった。以上の点は両者の位置や性格・機能を考える上で注目すべきで、「内安殿」に比べ「大安殿」の方に宴に際して官人たちが就くことのできる殿舎が存在していたことを示唆しているとともに、「内安殿」を中心とした空間が一方的に天皇の意思を伝えたりする君臣秩序を明確にするための場であったのに対して、「大安殿」を中心とする空間はむしろ天皇と官人たちがともに宴に打ち興ずることのできるような場であったことを示している。このことは「内安殿」がより一層内向きの殿舎で、しかもそれを中心とした空間もより小規模であったことを示唆しているのではなかろうか。いずれも天皇の御在所にある殿舎であるとするならば、「大安殿」こそそれを代表する殿舎であった可能性が高いと言える。それは「内安殿」の「内」が「大安殿」の「大」に対応して、より内向きの位置を占めることを示す言葉であると考えられることにもよる。

中 安 殿 『続日本紀』には養老5年12月に、元明太上天皇が「平城宮中安殿」において崩御した記事

¹⁰⁹⁾がある。従来、この記事から「中安殿」は寝殿的な性格を有し、内裏内部の殿舎であると考えられてきたが、この記事には、その位置の比定の問題だけでなく、より根本的な問題点があると考えられる。それはまず何故に平城宮と言う言葉が「中安殿」の上に冠せられているのかである。他の殿舎名についてはこのような例は殆どなく、「中宮安殿」や「西宮前殿」・「西宮寝殿」など、平城宮内に存在していたと推定される宮殿名を冠する殿舎が見られるに過ぎない。しかしこれらはいずれも平城宮内部に存在する「中宮」や「西宮」に関する用例であり、平城宮を殿舎名の上に冠するのは、「中安殿」が唯一である。元明太上天皇が崩御した「平城宮中安殿」についてはのちに今一度検討を加えることとする。

(2) その他の安殿

万葉集に天平勝宝7年8月13日に行われた宴の場所として「内南安殿」が見える。¹¹⁰⁾既に述べたようにこの場合の「内」は「内裏」のことで、また「南」は「内」すなわち「内裏」の中で南に位置することを示すものと考えられるから、「内南安殿」とは「内裏」の中の南方に位置する「安殿」であるとみることができる。また「南」の「安殿」である以上、「北」の「安殿」など「内」内部における複数の「安殿」の存在も推定される。なおこの時の宴において歌を詠んでいる人物として内匠頭兼播磨守正四位下安宿王と兵部少輔従五位上大伴宿禰家持が確認できるから、「内南安殿」における宴には五位以上の官人たちが参列したものと理解することができる。

内 南 安 殿

『続日本紀』には「中宮安殿」で僧100人を請じて仁王経を講ぜしめたとの記事が天平勝宝2年5月に見える。¹¹¹⁾なお「中宮安殿」については次節で詳しく述べることとするが、天平勝宝2年5月の頃、孝謙天皇は平城宮を出て、大郡宮に移御の最中で、それは平城宮の大極殿あるいは朝堂院一郭が改作を受けていたことによるものと推定される。そのような事態の中にあって、「中宮安殿」で行われた仁王講は前年の孝謙天皇の即位に伴う一代一度の仁王講であったと考えられる。従ってこのとき改作中である大極殿に代って平城宮を代表する殿舎として「中宮安殿」が用いられたものと推定される。

中 宮 安 殿

(3) その他の殿舎

右大臣藤原不比等が薨じた時、元正天皇はこれを深く悼み、「内寝」において拳哀したと、¹¹²⁾『続日本紀』に見える。「内」とは「内裏」のことであり、「寝」とは寝殿のことであるから、「内寝」とは「内裏」にあった天皇の寝殿のことである。この他に『続日本紀』には単に「寝殿」とのみ記す例が見られる。¹¹³⁾元正太上天皇が崩御した「寝殿」、聖武太上天皇が崩御した「寝殿」、¹¹⁴⁾また天下太平の4文字が承塵の裏に自生した孝謙天皇の「寝殿」が見える。¹¹⁵⁾さらにこの他に称徳天皇の御在所「西宮」にあった「西宮寝殿」も2例ある。¹¹⁶⁾以上いずれも天皇あるいは太上天皇の「寝殿」についての用例であるが、「西宮寝殿」を除くと、その所在を明確に書いてはいない。しかしいずれの場合も天皇の御在所にあったことは問題ないであろう。なお「西宮寝殿」についてはのちに詳しく述べる。

内 寝

寝 殿

「正殿」は『続日本紀』に1例あるが、これは先に述べた神亀4年2月の「内安殿」の記事¹¹⁷⁾と関係がある。すなわち2月に天皇の「内安殿」出御のもとで、長屋王が諸司主典以上から善¹¹⁸⁾

正 殿

悪二色の官人を選んで奏聞せよとの勅を宣したのに対して、翌3月に百官たちが官人の善悪の状を奉った。これを承けて天皇が「正殿」に出御し、詔して善政官人に賜物するとともに、下等の者に対しては解官や成績を黜しめる措置をとったのである。以上のような一連の動きの中で、2月の善悪官人を上奏せよとの宣勅と3月の上奏に対する措置を命ずる詔とが対応していることから、天皇が両日に出御した「正殿」と「内安殿」とは機能的にほぼ同じであり、あるいは「正殿」と「内安殿」とが同一の殿舎であった可能性も高いと考えられる。しかし「正殿」はこれ以外に『続日本紀』に見えず、明らかではない。

南 殿 「南殿」は、まず天平8年正月に天皇が群臣を宴した場所として見える。¹¹⁹⁾しかし『続日本
南 楼 紀』の写本には「南殿」を「南楼」に作るものもあり、また『日本紀略』も「南楼」としている。天皇が出御したとの表現を採っていないことを考え合わせると、ここは「南殿」ではなく「南楼」である可能性の方がより高いのではなからうか。次に「南殿」が見えるのは天平20年
南 安 殿 正月であるが、¹²⁰⁾これにも史料的に問題があり、『類聚国史』の写本のなかには「南安殿」に作るものもある。「南殿」、「南安殿」のいずれを採るべきかは写本についての検討が必要であるが、「南殿」であれ「南安殿」であれ、何等かの区画の中で相対的に南に位置することに基づく名称であるから、「南安殿」ならば「内南安殿」と同じ殿舎である可能性が考えられる。また「南殿」の場合も、その区画内部にこれに匹敵・対応する規模・機能を有する殿舎が存在して初めて「南」に位置することに意味があるのであるから、同規模あるいは類似した規模や形式を有する殿舎が複数存在する天皇の御在所などに存在した殿舎であると考えられ、しかも「南」に位置したことから、天皇の御在所の殿舎であったとすると、「南安殿」と同様に「内南安殿」に相当する殿舎であったと考えることができる。

前 殿 「前殿」は『続日本紀』において特定の時期にのみ現れる殿舎である。まず称徳天皇の御在所「西宮」にあった「西宮前殿」が見え、次いで光仁天皇の時代に宝亀7年から8年にかけて1年余りのあいだ「前殿」が見える。これらについてはのちに詳しく検討するが、いずれも天皇の御在所における公的な性格を有する殿舎のことであるとみられる。

大 殿 「大殿」は、『万葉集』に「中宮西院」にあった元正太上天皇御在所の「大殿」、¹²¹⁾「東常宮」の「南大殿」、¹²²⁾『続日本紀』に皇太子大炊王の田村宮での居所である「大殿」、¹²³⁾『正倉院文書』に見える「造大殿所」等が知られる。また平城宮跡出土の木簡には「大殿祭料」として酒五升を記すものや「大殿守」として4人を配置することを記した木簡などがある。¹²⁴⁾以上のうち『万葉集』に見られる「大殿」については、のちに詳しく検討することとし、他の用例について検討を加えることとする。まず『続日本紀』に見える田村宮の「大殿」とは、橘奈良麻呂たちが謀反を起こして藤原仲麻呂を殺し、光明皇太后の「朝」あるいは「宮」を傾けるとともに、皇太子を退けるために囲もうと計画した殿舎であるから、ここには当時平城宮改作のために「田村宮」に移っていた皇太子大炊王が居住していたものと考えられる。大炊王の居所が「大殿」と呼ばれたのは、橘奈良麻呂らが述べた謀反の計画の大要から、彼らは孝謙天皇を正式の皇嗣とは認めず、大炊王を皇嗣であると考えていたことによると見られる。従って「田村宮」にあった大炊王の居所「大殿」とは天皇の居所に準ずるものであったことがわかる。次に『正倉院文書』に見える「造大殿所」の「大殿」については、松平年一が保良宮のことで、淳仁天皇譲位の際に建築されたとするが、これに対して福山敏男は東大寺大仏殿のことであるとし、¹²⁵⁾見解が分かれてい

る。「大殿」に関する文書は、「大殿」の造営を担当している「造大殿所」が作成した事業報告である告朔文で、そこに署名している官人は明らかに造東大寺司に関わりをもった人たちであるから、福山のように「造大殿所」を造東大寺司管下にあつて「大殿」の造営を担当していた下級機関であると考えらるべきであろう。「大殿」が福山の考えるように東大寺大仏殿であるとすると、大仏殿が「大殿」と呼ばれたことが注目される。また平城宮跡出土の木簡のうち前者の木簡に見える「大殿祭」は聖武天皇の大嘗祭の時に行われた大殿祭であると推定されている。¹²⁹⁾従つてこの木簡に書かれた「大殿」とは『儀式』¹³⁰⁾や『延喜式』¹³¹⁾に見える「大殿」、すなわち天皇が日常起居する殿舎のことであると考えられる。後者の木簡については詳しくは後述するが、この「大殿」は天皇の御在所ではなく、当時平城宮の「中宮」に居していた皇太夫人宮子の居所を指している可能性がある。

木村徳国は、「大殿」とは規模の大きな殿のことで、「殿」に美称としての「大」が付されて、建物として最高級のもの、最も尊貴な建築を意味し、機能的には高位者が日常起居する建物であったと推定している。¹³²⁾木村の見解に従えば、「大殿」とは特定の殿舎名ではなく、普通名詞として使用されるものであるが、『続日本紀』などでは特に天皇ないしはこれに准ずる人物の御在所を「大殿」と呼んでいると考えることができる。

天皇の御在所に存在していた殿舎に関連を有すると考えられる「殿上」や「殿前」なども『続日本紀』に見える。まず「殿上」については、養老4年正月、元宴において親王・近臣を宴し場として「殿上」が見え、¹³³⁾また神護景雲2年正月に行われた元日朝賀の儀式とそれに続く元宴において「殿上」が見える。¹³⁴⁾神護景雲2年正月元日朝賀の儀式に見える「殿上」は文脈から考えて大極殿の「殿上」のことであり、ここでは除外してよい。一方朝賀のあとに行われた元宴に際して登場する「殿上」については問題がある。それは大和長岡卒伝に見えるもので、大和長岡はこの日の元宴に際して特に詔によって「殿上」に侍し、80歳になっても衰えを知らない長岡に対して天皇は感嘆し、自ら位記を作って正四位下を授けた。しかし『続日本紀』の当該年月日の記事にはこの日元宴が催されたことは見えず、ただこの日元日の朝賀の儀式が行われたことと併せて長岡への叙位のことを記しているに過ぎない。従つて、元日朝賀の儀式に引き続いて天皇が大極殿に出御したままで元宴が行われた可能性も否定できない。しかし大極殿に天皇が出御したままで元宴が行われたという例が他に見えないことからすると、この場合もその殿舎名を明確に記していないが、称徳朝における殿舎の利用状況からみて「西宮」の「前殿」あたりが用いられた可能性が高いものと考えられる。また「殿前」については、養老5年2月に、「日暈如白虹貫」との祥瑞が見えたことを受けて左右大弁・八省卿等を「殿前」に召見し、詔を下したとあり、¹³⁵⁾また天平5年閏3月には諸生で飢乏する者213人を「殿前」に召し入れて米塩を賜い、詔したとの記事がある。¹³⁶⁾左右大弁や八省卿等を召したのが「殿前」であるのは、恐らく詔を受けるために彼らは「殿前」の庭に立つ必要があったからであり、また飢乏する諸生も「殿前」の庭に立ち詔をうけたために、「殿上」ではなく「殿前」に留まったのであろう。以上のように神護景雲2年正月元日の朝賀の儀式に現れた大極殿の「殿上」を指すことが明瞭な「殿上」の用例を除き、いずれも「召」すとか「召入」れるとか、あるいは詔によって侍すことを許されているように、「殿上」や「殿前」は一般の官人達が近寄れる殿舎ではなく、特に許しのあつた場合や特定の官人達(親王や近臣等)に参入が限定される殿舎、すなわち天皇

殿 上

殿 前

の居する御在所の殿舎であったとみるのが正しいであろう。

iii 天皇の居所に関わる宮殿―「中宮」・「西宮」・「東宮」―

『続日本紀』を見ると、平城宮の内部とその周辺には「宮」と称される施設が数多く存在していたことがわかる。平城宮の内部に存在していたと考えられる「宮」と呼ばれる施設には「西宮」・「東宮」・「中宮」・「西池宮」などがある。一方また「松林宮」のように近年遺構が発見されたこと¹³⁷⁾によって平城宮の北方に存在していたことが明らかとなった「宮」もある。その他平城宮と深い関係を有していたと推定されながら、所在が不明な「宮」としては「松本宮」・「中嶋宮」などがある。ここではこれら多くの「宮」の中から平城宮における天皇の御在所に関わると考えられる「宮」について検討することにする。

(1) 中宮・中宮院

平城宮中枢部の歴史の変遷をめぐる従来の諸研究において、その性格や発掘遺構への比定をめぐって最も大きく見解が対立しているのは、『続日本紀』に見える「中宮」・「中宮院」である。後述する「西宮」や「東宮」、あるいは「大極殿」・「朝堂」などとともに平城宮の中枢部を形成することから、「中宮」および「中宮院」の性格を他の中枢施設との関係も考慮しつつに理解するか、あるいは実際に発掘調査で検出された遺構のいずれに比定するかが、平城宮中枢部の歴史的な展開を解明する上で最も重要な論点の一つであることは今日においても変わりはない。

中 宮 「中宮」については、早く関野貞が「内裏」であると主張¹³⁸⁾し、そののち『報告Ⅱ』¹³⁹⁾や『報告Ⅲ』¹⁴⁰⁾は関野の考えを継承して「中宮」を「内裏」の別称であると解した。この考え方は近年の『報告Ⅳ』¹⁴¹⁾にも受け継がれており、また阿倍義平の考えも基本的にはこれと同一のものであると見られる。これに対して「中宮」を聖武天皇の生母である皇太夫人藤原宮子の御在所であるとする大井重二郎のような考え方¹⁴²⁾もあり、また原秀三郎のように、大井らの説を踏まえた上で相対立する両説を折衷したような見解¹⁴³⁾も見られる。しかしこれらの見解とは全く異なった観点から「中宮」について検討を加えた今泉隆雄は、「中宮」とは本来「内裏」ではなく、天皇の出御の場としての性格を有するものであるとした¹⁴⁴⁾。今泉隆雄の見解は「中宮」に関する史料を整理し、従来看過されていた点に注目したもので、「中宮」研究史上で斬新な研究であった。なおいずれの立場に立つ見解も「中宮」・「中宮院」を内裏地区ないしは第一次大極殿院地区に比定する点では共通しているが、「西宮」や「内裏」をいずれに求めるか、あるいはこれらと「中宮」・「中宮院」の関係をいかに把握するかによって比定が異なり、「中宮」・「中宮院」と「西宮」の位置が入れ替わることになるのである。以下では基本的には今泉の見解を認めた上で、今泉の言及しなかった点にも及んで、「中宮」・「中宮院」の歴史的な展開を跡付けることとする。

さて「中宮」は養老7年正月に『続日本紀』に初めて見え¹⁴⁶⁾、以後天平年間を中心として頻出し、天平勝宝6年7月をもって姿を消す¹⁴⁷⁾。この間約32年に亘り『続日本紀』に見えるのであるが、その間における「中宮」の歴史を『続日本紀』に即して検討すると、大きく二つの時期に分けて考えることができると思われる。まず第一は養老7年から天平12年にかけて、すなわ

Tab. 2 中宮の利用事例

年次	叙位	宣詔	上表	献方物	渤海奏楽	仏事	新賀進	饗宴	1日宴	7日節会	16日節会	17日大射	新嘗会
養老7	○												
神龜1								○		○			
神龜4		○	○			○							
神龜5				○								○	
天平1									○				
天平2				○									
天平3									○				
天平5									○				
天平6									○				
天平7									○				
天平9							○						○
天平10									○				
天平11	○												
天平12	○												
天平17					(中宮閤門)	○							
天平18								(太上天皇御在所中宮西院)					
天平勝宝2						(中宮安殿)							

ち恭仁遷都以前の時期であり、また第二は天平17年から天平勝宝6年まで、平城遷都後から中宮藤原宮子の崩御までの時期である。一方「中宮院」は平城遷都直後の天平17年5月に始めて見え、その後17年余りの期間をおいて再び天平宝字6年5月に現れ、以後天平宝字8年まで『続日本紀』に見える。¹⁵⁰⁾

a, 養老7年から天平12年までの「中宮」

まず30有余年におよぶ「中宮」の歴史の前半期に当たる時期について検討することとする。養老7年から天平12年にかけてのあいだ、「中宮」は一貫して天皇が出御して何等かの儀式・行事を行う場として見える。例えば、正月元日宴、正月7日宴、正月16日宴、正月17日大射、新嘗豊明などの節宴やその他の饗宴、あるいは叙位、大赦の宣布、上表、外国使節による国書の捧呈・献物、經典の転読などが行われている (Tab. 2)。この間「中宮」に天皇が居住したことを示す史料は全くなく、少なくとも天平12年恭仁遷都以前については「中宮」を「内裏」の別称とする説には何らの根拠も見いだせないばかりか、むしろ今泉が指摘するように、『続日本紀』における「天皇御中宮」の用例が圧倒的に多く見られることからすると、天皇との関係では「中宮」はその出御の場としての性格を有していたものと考えることができる。

恭仁遷都前
の中宮

中宮は天皇
出御の場

天皇出御の場としての「中宮」に関連して留意すべきは、神龜元年11月に、諸司の長官や秀才あるいは勤公人等を「召」して、宴を「中宮」に賜ったとの記事が『続日本紀』に見える点である。¹⁵¹⁾「内裏」における「召」の表現を参考にすると、この場合「召」とは天皇の出御の場としての「中宮」を中心とした表現で、「中宮」が誰でも容易に出入することのできる場所ではなかったことを示している。またこの点は、天平5年から同10年にかけて正月元日の饗宴の場として「中宮」と「朝堂」が併用された際に、「中宮」に出御した天皇とともに、恐らく「中宮」で宴されるのが侍臣であるのに対して、「朝堂」で饗されるのは侍臣を除いた五位以上の人たちであったこと、すなわち「中宮」と「朝堂」でそれぞれ宴・饗される官人たちの間に明確な区別が設けられていたことにも明らかである。なお饗宴に預かる人たちの差別については、その他の饗宴においても「中宮」で宴に預かる人には一定の範囲が設けられていたようで五位

以上あるいは四位以上主典以上であったり、¹⁵²⁾群臣や内外命婦に限られた。このように「中宮」で宴に預かることのできる人たちに一定の範囲が設けられていたことは、「中宮」が天皇出御の場としての性格を有していたことと、「中宮」に対して「朝堂」が臣下の侍する場であったことを明確に示している。

中宮の構造

この時期の「中宮」の構造は、今泉によると、「中宮」が殿舎群のある一郭の区画名称で、そこには「安殿」や「閤門」があり、さらに「中宮」と一体的な関係にある「朝堂」が附属していたとされる。「中宮安殿」の史料は平城遷都後のものであるからしばらく検討の対象から外すこととして、まず「中宮閤門」について見ると、この史料は「中宮」に「閤門」が存在していたことを示すだけではなく、¹⁵³⁾「中宮閤門」が「中宮」における天皇の出御の場の一つであったことを示している点で注目される。¹⁵⁴⁾この記事は当時入京中の渤海使が本国の楽を奏上したことを記したもので、渤海使による奏楽に当たって天皇が出御した場所が「中宮閤門」とされているから、恐らく「中宮」の区画の南面に「閤門」が開き、「閤門」は天皇が出御する場としての機能を有し、また当然天皇が出御した「中宮閤門」の南方には広い庭が存在し、渤海使はそこにおいて本国の楽を奏上したものと推定することができる。

ところで「中宮」の比定については、先に紹介したように、内裏地区に求める説と第一次大極殿院地区とする説とが対立しているが、いずれの説も必ずしも十分な論拠があるわけではない。しかし『続日本紀』には「中宮」の所在を推定するに足る史料があると考えられる。それは、天平9年10月、百官人をして薪1000荷を貢がさせ、この時、前月に知太政官事に就任したばかりの従三位鈴鹿王を始めとする文官番上以上の官人たちは自ら薪を担って「中宮供養院」に進めた、とある記事である。¹⁵⁵⁾従来この記事は正月15日に行われる御薪の儀式との関連で説明されてきたが、鈴鹿王以下の官人たちが薪を進めたのが10月のことで、またその場所が「供養院」とされていることを考え併せると、この記事が正月に行われる御薪の儀式と関係を有するものであるとする理解には疑問がある。周知のように、天平9年は西海道から広まってきた天然痘が平城宮にまで及び、藤原武智麻呂ら藤原不比等の四子を始めとする政府首脳や多数の官人たちが天然痘に罹り斃れた年で、そのためにしばしば平城宮では大規模な仏事が催された。『続日本紀』は「中宮供養院」への御薪貢進の儀式の二日後のこととして、律師道慈を講師、堅蔵を読師として「大極殿」において金光明最勝王経を講読したことを記している。¹⁵⁶⁾『続日本紀』の編者は、その時の朝廷の儀は一ら元日に同じであった（「朝廷之儀一同元日」）と表現しているが、これとほぼ同じ表現は天平勝宝4年4月に行われた東大寺大仏開眼供養の時に見える（「其儀一同元日」）¹⁵⁷⁾のみで他には見えないことから、朝儀以外の仏事においてその規模や壮麗さなどの点で特に顕著な場合に限って『続日本紀』の編者が用いた表現であると考えられる。従って金光明最勝王経の講読は、前後に例を見ないほど大規模でしかも壮麗であっただけではなく、あるいは大仏開眼供養会のように官人たちも何等かの形で参加した可能性があるのではなかろうか。いずれにしてもこの大規模な金光明最勝王経の講読は、蔓延する天然痘の脅威を目の当たりにした律令政府が採った対策のなかでも最も重要な施策の一つであったと考えてよいであろう。そこで注目したいのは、既に述べた「中宮供養院」への百官人による薪の貢進がその2日前に行われていることである。薪の貢進が単に「中宮」においてではなく、仏事に関わる供養の語を冠した「中宮」の「供養院」において行われたことからすると、薪1000荷の貢進は「中

Tab. 3 大極殿の利用事例

年次	元日朝賀	即位	叙位	任官	宣詔	上表	集人奏方案	仏事
靈龜 1	○	○						
養老 3	○							
神龜 1	○	○						
神龜 4	○							
神龜 5	○							
天平 1			○	○	○			
天平 2	○							
天平 4	○							
天平 7							○	
天平 9								○ (講金光明最勝王經于大極殿, 朝廷之儀・同元日)
天平 12	○							
天平勝宝 1		○						
天平宝字 2		○				○	○	
天平宝字 3	○							
天平宝字 4	○							
天平宝字 7	○							
神護景雲 1								○
神護景雲 2	○							
神護景雲 3	○							
宝龜 1		○						
宝龜 2	○							
宝龜 3	○							
宝龜 4	○							
宝龜 10	○							
宝龜 11	○							
天応 1								

宮」における大規模な仏事に用いるためであったと考えられるのではなかろうか。このように二つの記事が関連をもつものであると解すると、当然、両記事に見える「中宮」と「大極殿」にも何らかの関係があるのではないかと推測が生まれてくる。先に紹介した今泉の指摘を参考にして両者の関係を考えてみると、「中宮」は「大極殿」を中心としたより広い空間の呼称であり、「大極殿」は天皇の出御する空間である「中宮」の中心殿舎であったのではないだろうか。恐らく天平9年10月に行われた金光明最勝王講読は「中宮」の区画を用い、特に「大極殿」をその場として行われたのであろう。なお従来「中宮供養院」とは「中宮」のなかに設けられていた一つの院で、あたかも常設の施設であるかのごとくに考えてきたが、むしろ臨時に「中宮」に設けられた施設と見たほうがよいのではなかろうか。

大極殿は中宮の中心殿舎

以上のように「中宮」と「大極殿」とが密接な関係にあったとすると、第一に「中宮」および「大極殿」を平城宮で検出されたいずれの遺構に比定するか、また第二に「中宮」なる名称がいったい如何なる由来と意味を有するものであるのかが問題となってくる。

まず「中宮」と「大極殿」の比定の問題については、第一次大極殿院地区の報告書である『報告Ⅺ』では、第一次大極殿院地区に存在するS B7200が奈良時代の前半の大極殿であったが、恭仁遷都とともに解体されて恭仁宮に移建され、平城宮の大極殿としての機能を停止した。しかし平城遷都ののち天平勝宝6年ころからの大改造をへて、第一次大極殿院地区は再び称徳天皇の御在所である「西宮」として利用された、とした。同報告が提示した見解のうち基本的に継承すべき点は、第一次大極殿院地区にあったS B7200を奈良時代の前半の大極殿であるとしたことにある。この点については、平城宮第一次大極殿院地区や第二次大極殿院地区の発掘調査成果に基づき、さらにこれと恭仁宮大極殿の発掘調査成果とを比較検討した上で提出された見

解であり、その後もこの見解を明確に否定するような発掘調査の成果がなく、現在のところ最も妥当かつ信頼すべき見解であると考えられる。従って『報告Ⅱ』の見解に従って第一次大極殿院地区のS B 7200を奈良時代前半の大極殿に比定し、大極殿たるS B 7200のある第Ⅰ期の第一次大極殿院地区に「中宮」を求めることとする。

次に「中宮」なる名称については、中国にその淵源を求めることができる。すなわち皇后あるいはその居所が「中宮」と呼ばれたことは日本の律令制と同じであるが、中国ではそれとは別に五行のうちの土、中央の位を「中宮」と言い、「中宮」はまた北極星、すなわち紫宮・紫微宮（天にあっては天帝の居所、地にあっては天子の居所）のことでもあった。従って『続日本紀』に見える天皇が出御する施設としての「中宮」の名称は、現人神たる天皇の出御する殿舎、宇宙天地万物の根源である「大極殿」を内部に含むものとしてふさわしいものであると考えられる。

以上のように「中宮」を第Ⅰ期の第一次大極殿院地区に、またS B 7200を大極殿に比定してよいとして、次に問題となるのは、『続日本紀』の天平12年までの記事において、「中宮」と「大極殿」が平城宮内部の一つの区画とその内部に存在する殿舎であるという違いがあるにも関わらず、天皇がそこに出御することを「御中宮」とも「御大極殿」とも表現するのは、一体いかなる理由に基づくのかという点である。

天平12年までの「大極殿」の利用事例を『続日本紀』から抽出してみる（Tab. 3）と、仏事の場合を除いて、天皇が「大極殿」に出御して各種の儀式などを行うのが基本であり、この点については再び「大極殿」が『続日本紀』に登場するようになる天平勝宝元年以降、奈良時代の終末まで変更は見られない。しかし天皇が「大極殿」に出御して行われる儀式の種類はきわめて限定されており、元日朝賀と即位儀のほかは、天平元年に叙位と詔の宣布、天平7年の隼人による風俗歌舞の奏上が行われているだけである。このうち隼人による風俗歌舞は他にも例があるが、その場として見えるのは「大極殿閤門」（天平元年）、「西朝」（養老元年）で、いずれもそこに天皇が出御して歌舞の奏上が行われている。従って「大極殿」に天皇が出御して行うことが必ずしも恒例であったのではなく、「大極殿」での恒例の儀式であったと見る必要はない。また天平元年に行われた詔の宣布は天平改元のための特別のものであって、長屋王事件を経過して藤原光明子を皇后に冊立するまでの重要な手続きの一つであったと考えられる。なおこの時これに付随して賜物や叙位、諸山陵への奉幣などが行われている。従って詔の宣布と言ってもきわめて政治的な演出の色濃いものであったことからすると、この詔宣布はきわめて特殊な場合と見るべきであろう。このことについては、『続日本紀』による限り、天平12年の恭仁遷都までは詔の宣布や叙位などの儀式が天皇の「臨朝」ないしは「臨軒」のもとで行われていたことが参考となろう。「臨軒」や「臨朝」とは具体的に天皇がどこに臨んだことを言っているのか明確ではないが、天皇が「大極殿」（さらに言えばその高御座）に出御することはなかったのではなかろうか。「臨軒」の用例は天平17年の平城遷都以後も奈良時代末まで『続日本紀』に見えるが、「臨朝」が天平9年を最後に平城遷都以後は見えなくなることは第二次大極殿院地区および第二次朝堂院地区の下層の遺構について検討する際に留意すべき点であろう。以上のように「大極殿」に天皇が出御して執り行われる儀式はきわめて限定されており、基本的には元日朝賀と即位儀だけであったことになろう。なおここで元日朝賀と即位儀とが儀式的構造が同じで、その儀礼としての意義も同じところにあったとする見解があることに注目したい。¹⁵⁸⁾

さて「大極殿」が基本的には元日朝賀や即位儀に限定して使用されたいことに対して、既に検討したごとく、「中宮」の場合は主として饗宴に用いられている点に特徴があると言える。「大極殿」に天皇が出御して行われる元日朝賀や即位儀の場合、天皇が高御座に即くことあるいは即いていることに大きな意味があったのに対して、饗宴の場合、天皇が「大極殿」の高御座に出御する必要は必ずしもない。このような「大極殿」と「中宮」における儀式的相違に着目するならば、「天皇御大極殿」と「天皇御中宮」との相違は同じ区画を用いながらも、天皇が大極殿に出御することを明記すべき場合には「天皇御大極殿」とし、そうでない場合には「天皇御中宮」と記されたのではなかろうか。このような基本的な書き分けが『続日本紀』の編者によって行われたものか、あるいは既にその編纂に用いられた原史料において行われていたものかは明らかではない。しかし『続日本紀』の複雑な編纂過程を反映してか、必ずしも全てがこの基準で統一されていない点は問題として残る。

b, 天平17年から天平勝宝6年までの「中宮」

恭仁宮・紫香樂宮・難波宮と各地を転々として再び平城宮に主都を還したのち、再び『続日本紀』に登場する「中宮」には、恭仁遷都以前の「中宮」がもっていたと推定される性格・機能を見出すことができなくなる。すなわち以前と共通した行事として「中宮」で行われるのは読経や講経などの仏事のみで、饗宴などの行事は全く見られなくなる。このことは、当然のごとく天皇が「中宮」に出御したと記す史料の消滅と対応する。「中宮」にかわって「中宮院」が登場するとともに、やがて中宮藤原宮子の居所として「中宮」が見え、彼女の「中宮」での崩御の記事を最後として『続日本紀』を始めとした奈良時代の史料から「中宮」は姿を消す。

平城遷都後の中宮

まずこの時期の「中宮」を考える上で問題の多い藤原宮子の崩御の場所として見える「中宮」について検討する。宮子の居所が「中宮」と呼ばれたことは、『続日本紀』が彼女の崩御の場所を「中宮」としていること¹⁵⁹⁾から明らかなことである。しかし、宮子が崩御した「中宮」が天平年間を中心に天皇出御の場として頻出する「中宮」と同一の「宮」であるのか否かについては明らかではなく、また厳密に言うならば、崩御した時点では藤原宮子が「中宮」と呼ばれる場所に居所を置いていたことに問題はないが、宮子が何時から「中宮」に居住するようになったのかは『続日本紀』による限り明確ではない。従って宮子が崩御した場所である「中宮」が本来宮子の居所であったから「中宮」と呼ばれたものか、あるいは中宮宮子とは全く無関係に命名された「中宮」に、宮子がある時期にたまたま入居したために結果として「中宮」で崩御することになったものであるのか、は不明であると言わざるを得ない。先に紹介したように、天平勝宝4年4月6・7日写経所請経文に書き加えられた追記の文に「中宮御在所」が見えてい¹⁶⁰⁾る。同文書によると、造東大寺司管下の写経所が、4月7日にその翌々日に行われる東大寺大仏開眼供養で用いる華嚴經一部80卷等の借用を「松本宮」に請い、それらを借用して大仏開眼供養に用い、その終了後しばらく経った8月1日に「中宮御在所」へ返却したことが判明する。華嚴經などの借用請求先と返却先に関係があるものとする、と「中宮御在所」は「松本宮」と深い関係にあるものと考えられ、さらに經典の借用先と返却先とが同じであるとする、と「中宮御在所」が「松本宮」そのものであった可能性も出てくるものと思われる。もし「松本宮」が「中宮御在所」そのものであったとすると、その所在が注記されるが、残念ながらそれを推定するに十分な史料はない。¹⁶¹⁾いずれにしても中宮藤原宮子の居所に関する史料は僅かしか残され

藤原宮子の居所「中宮」

中宮御在所

松本宮

ておらず、確たる論拠はないが、ここでは『続日本紀』に見える「中宮」を全て平城宮内に存在する同一の「宮」であるとの理解に立った上で、天平勝宝6年に藤原宮子が崩御した場所として見える「中宮」がそれ以前の「中宮」を継承したものであると考えておきたい。

宮子の崩御記事に見える「中宮」が『続日本紀』における「中宮」の最後の記事で、以後奈良時代の史料には「中宮」が見えないことも、以上のように考えて矛盾ないことを示していると考えられる。

以上のように、「中宮」は最終的には藤原宮子の居所となり、その崩御をもって終焉を迎えたと理解するが、先に「中宮」を第一次大極殿院地区の第Ⅰ期の遺構に比定しておいたことと関わって、「中宮」が中宮藤原宮子の崩御をもって平城宮から姿を消すとの理解が現実¹⁶²⁾に発掘調査で確認された第一次大極殿院地区の第Ⅰ期の遺構の廃絶の年代と矛盾しない点を確認しておく必要がある。『報告Ⅹ』は、第一次大極殿院地区の第Ⅰ期の南面を区画する施設であるSC5600の東半部に増築された東楼SB7802の柱拔取り穴から出土した木簡の年紀によって、廃絶の時期が天平勝宝5年以後余り隔たらない時期でないかと推定し、それをもって第一次大極殿院地区第Ⅰ期の遺構の終末の年代を考える一つの目安としている。同報告では木簡の内容を検討した上でSB7802の廃絶年代をさらに限定し、天平勝宝5年2月もしくはそれ以後6月までの間であったと想定している。これに対して今泉隆雄は必ずしも木簡の年紀や内容に拘らわれずに天平宝字元年に始まる平城宮の改作に当てて考えるべきであるとする。東楼SB7802から出土した木簡について、改めて注目されるのは、いずれも天平勝宝5年6月までのものであると推定され、明確に天平勝宝6年以後に属すると考えられる木簡が存在していない点である。天平勝宝6年に降る木簡のないことは、6年に作成された木簡がまだその機能を保持している段階で、不用となった天平勝宝5年の木簡をSB7802の解体にともない掘られた柱拔取穴に廃棄されたものと見ることも可能である。既に述べたように、天平勝宝6年は藤原宮子が7月に「中宮」で崩御した年であることを考慮すると、SB7802柱拔取り穴出土の木簡に確実に天平勝宝6年に降る木簡が含まれていないことは、第Ⅰ—4期の第一次大極殿院地区が「中宮」で、「中宮」には晩年の藤原宮子が居住し、宮子はここで臨終に至り、その崩御から遠からぬうちに「中宮」が解体され始めたと考えても矛盾のないことを示している。また東楼SB7802から出土した木簡の内容からすると、第Ⅰ—4期の第一次大極殿院地区は衛門府によって警護され、そこには授刀所などの衛門府の管下にあったと推定される下級出先機関が置かれ、一方この時期に唯一存在していたと推定されるSB8120に相当すると考えられる「大殿」には「大殿守」あるいは「殿守」と呼ばれる警護の人たちが配置され、時には「御輿人」と呼ばれる御輿を担う人たちが南門を出入することもあったと推定される。『報告Ⅹ』では以上の内容から第Ⅰ—4期の第一次大極殿院地区は「内裏」でも「大極殿」でもなかったと推定したが、さらにこれを押し進めて「御輿人」が出入することや「大殿」の存在に注目すると、第Ⅰ—4期の終末に第一次大極殿院地区には藤原宮子の住む「中宮」があったと考えてもよいのではないかと推測する。

次にこの時期の「中宮」で問題となるのは『万葉集』に見える元正太上天皇の御在所たる「中宮西院」である。¹⁶³⁾『万葉集』によれば、元正太上天皇の御在所である「中宮西院」には、太上天皇が御し、大臣・参議・諸王たちが侍した「大殿」とその南に位置し、諸卿大夫たちが

侍した「南細殿」が存在したことだけが知られるが、諸卿大夫たちが侍した建物が「南細殿」と呼ばれていることからすると、北あるいは東西などに「細殿」と呼ばれる建物が複数存在していたと推測することもできる。「細殿」の実態は必ずしも明瞭ではないが、「廊」が「ホソドノ」と訓ぜられることを参考にすると、この場合の「南細殿」も「廊」のことで、「大殿」を取り巻く回廊状の施設を言ったものではなかろうか。そうであるとする、諸卿大夫たちが宴のために何故に「南細殿」に侍したのかが問題となる。饗宴の場合、天皇と臣下は庭を囲む位置（庭を挟んで南北に対面することは少なく、一般には天皇は南面し、臣下は東西に別れて対座する）に設けられた座に着するのが普通であるが、この場合、諸卿大夫たちが「大殿」の南面にある「南細殿」に侍したことからすると、「大殿」の南方には南北棟の脇殿が存在していなかった可能性があるのではなかろうか。また太上天皇が御す殿舎も「大殿」とのみ呼ばれていることからすると、在位中の天皇の御在所のように、南北に2棟の殿舎を配置し、機能を分担させることはなかったのであろう。従って元正太上天皇の御在所が置かれた「中宮西院」の中心部分は内裏地区の遺構のようなコ字形の建物配置を採っていなかったのではなかろうか。またなぜ元正太上天皇が「中宮」ではなく、「中宮西院」を御在所としていたのかも気がかりなところであるが、これについては「中宮」の中心となる部分には既に他の人物、恐らく聖武天皇が居し、御在所としていた¹⁶⁴⁾ために、元正太上天皇はその西にあった「中宮西院」を御在所としたと言う事情があったのではなかろうか。

以上のように中宮藤原宮子の「中宮」と元正太上天皇の御在所である「中宮西院」について理解した上で、平城遷都後の「中宮」についてまとめると次のようになるであろう。平城遷都後に見える「中宮」の性格がそれ以前と全く異なることについては先に触れたが、藤原宮子が居住し死去した「中宮」、元明太上天皇が遷都後に居所としたと見られる「中宮西院」を除くと、平城遷都後に『続日本紀』に現れる「中宮」では大般若經の転読や仁王經の講読が行われているだけで、天平12年以前における「天皇御中宮」のような記述は見られなくなり、天皇出御の場としての性格を喪失したと考えることができる。このことは既に述べたように「中宮」の内部に存在していた「大極殿」が恭仁宮へ移建され、再建されなかったことによるものであると考えられる。「中宮」は、そのような天皇出御の場としての性格に代わって天皇や太上天皇あるいは中宮の居所として利用されることとなった。このうち平城遷都後に聖武天皇が御在所とした「中宮院」が実際には「中宮」のことと考えられることについては後述する。また天平勝宝2年の「中宮」についても次節で述べるように、当時「内裏」や「大極殿」が改作中であつたと考えられることから、これに代わって平城宮を代表し一代一度の仁王經を講説することができる場として、「中宮」が使用されたものと見る事ができる。以上のように「中宮」は、都が平城宮を離れて恭仁・紫香楽・難波の各宮を転々とした時期を境として、その前後で明らかに性格を異にし、その点に注意して「中宮」の性格や所在の比定を行わなければならないが、その性格は藤原宮子の居所として登場する「中宮」を除くと、ほぼ一貫して天皇に関わる施設であつたことになろう。

c, 聖武朝の「中宮院」と淳仁朝の「中宮院」

天平17年5月の平城遷都後、「中宮」と類似した名称をもつ施設として「中宮院」が『続日本紀』に登場する。天平17年平城宮へ遷都した聖武天皇が御在所としたのは「中宮院」であつ

たし、また天平宝字6年、行幸先の保良宮から還幸して淳仁天皇が入ったのも「中宮院」であった。¹⁶⁵⁾

中 宮 院 「中宮院」についてまず注目されるのは、天平17年の平城還都直後に見える聖武天皇の御在所「中宮院」を除くと淳仁朝に限って『続日本紀』に見える点である。

聖 武 朝 の
「中宮院」 上記のように、聖武朝の「中宮院」は、天平17年5月に平城宮へ還都してきた聖武天皇が御在所とした場所として見えるが、これは「中宮院」の初見史料であるとともに、また聖武朝における唯一の「中宮院」に関する史料でもある。しかし聖武朝における「中宮院」の存在については疑問とすべき点がある。すなわち、聖武天皇は平城還都ののち8月に難波宮へ行幸した¹⁶⁶⁾が、行幸先の難波宮で9月の中旬頃から病床に伏し、一時不豫に陥った。¹⁶⁷⁾そのため平城・恭仁両宮中を固守させるとともに、孫王をことごとく難波宮に召し、さらに使を遣わして平城宮に置かれていた駅鈴と内印を取らしめるなど皇権の安定を図る政策を採る一方で、天皇の快復を祈り薬師悔過を京師・畿内の諸寺等で行わせた。¹⁶⁸⁾その翌日には、八幡神社に幣帛を奉り、京師・諸国をして大般若經の書写及び薬師仏像7体の造立と薬師經7巻の書写を命じ、さらに3日後に「平城中宮」において僧600人を請じて大般若經を読ませた。¹⁷⁰⁾そしてその2日後には平城へ向かい、翌日平城宮に還幸している。¹⁷¹⁾以上のような聖武天皇が行幸先の難波宮で不豫に陥った前後における一連の動きからすると、「平城中宮」で行われた大般若經の転読も、やはり聖武天皇不豫の事態に対応した措置であったと考えられる。平城宮内で行われた仏事で、その場所が『続日本紀』に明記されたものを整理すると、その場所はほとんどの場合その当時において平城宮を代表する施設、例えば「大極殿」・「中宮」・「南苑」や「朝堂」など公的な儀式的行われる施設であったり、「内裏」・「東内」・「西宮」・「寝殿」・「大安殿」など天皇の御在所に関わると考えられる場所であったりすることが知られる。このこと自体は鎮護国家を目的とした奈良時代の国家仏教の具体的なあり方を示したものとして当然のことであるが、平城宮内における仏事の場に関する上述のような傾向からすると、天平17年の場合に転読の場所として見える「中宮」は、当時「大極殿」がなくなったままになっていたものと思われるから、天平17年5月に平城宮へ還都した時に聖武天皇が御在所とした「中宮院」であると考えerほうがよいのではなかろうか。こののち再び「中宮院」が『続日本紀』にしばしば登場するようになるのは、上記のように淳仁朝になってからのことである。これに対して「中宮」は平城還都後も天平年間から天平勝宝年間にかけて『続日本紀』や『万葉集』に現れることについては既に述べた。従って天平17年の平城還都に際して聖武天皇が御在所とした施設を『続日本紀』の記すとうりに「中宮院」であるとする、『続日本紀』や『万葉集』による限り「中宮院」と「中宮」とが天平勝宝年間まで一応並行して史料に見えることになるが、「中宮院」と「中宮」とが別個の「宮」でない限り、両者の関係は、次のいずれかのように考えることができる。まず平城還都以後藤原宮子の崩御までの間に「中宮」と「中宮院」が史料に現れる比率から、「中宮」が正式の名称で、また「中宮院」と呼ぶこともあったと考える。あるいは「中宮院」は天平17年に一度だけ現れるのに対し「中宮」は天平勝宝6年まで継続的に見えることから、天平17年の「中宮院」の用例を疑い、「中宮院」を「中宮」の誤りと見て、『続日本紀』書写の問題と考えるか、あるいは淳仁朝における御在所としての「中宮院」のあり方を『続日本紀』の編者が何らかの理由によって遡上させたためとみるか、である。以上の考えのいずれが正しいかは容易に決し難い

が、上述したように、天平17年に平城宮へ帰った聖武天皇が御在所とした「中宮院」が実は「中宮」のことであると考えられること、天平末年から天平勝宝年間にかけての「中宮院」および「中宮」の史料上における現れ方や天平18年正月の時点で元正太上天皇の御在所が「中宮西院」にあったことなどからすると、少なくとも天平17年5月の平城還都の時点で聖武天皇が御在所に定めた「中宮院」は本来「中宮」と呼ばれたのではなかったかと推測される。そしてこの場合、平城還都後聖武天皇の御在所となった「中宮院」、すなわち「中宮」は、既に検討した「御在所」の用例から考えて、本来の御在所が使用できない状態であったために仮に御在所とされたものと考えられる。

聖武天皇の
御在所は
「中宮」

『続日本紀』に現れる聖武朝の「中宮院」を以上のように解して大過ないとする、「中宮院」は淳仁天皇の時代にのみ現れる固有の「宮」であることになる。淳仁朝の「中宮院」は、平城宮の改作のために保良宮へ行幸していた淳仁天皇と孝謙太上天皇との間に不和が生じたことによって、天平宝字6年5月に平城宮へ還幸してきた淳仁天皇が入ったことを記す記事に初見する。¹⁷³⁾そののちまた左右京尹藤原訓儒麻呂らが「中宮院」に侍し、淳仁天皇の勅旨の宣伝に当たることが命ぜられていることから、淳仁天皇は「中宮院」に居し、ここにあって彼らを介して勅を発し、政務を視たものと考えられる。一方「中宮院」が最後に登場するのは、天平宝字8年9月に起きた藤原仲麻呂の乱においてである。まず乱の発生当初において「中宮院」に置かれていた天皇の権力・権威を象徴する駅鈴・内印の争奪戦の舞台として見え、淳仁天皇は天平宝字6年以後「中宮院」にあって駅鈴・内印を保持していたことがわかる。ついで翌10月には「中宮院」は数百の兵によって包囲され、淳仁天皇は身繕いもままならぬ状態で「中宮院」から引き出され、淡路国へと配流された。¹⁷⁴⁾「中宮院」は淳仁天皇が廃されてのち『続日本紀』から見えなくなる。以上のように「中宮院」が淳仁天皇の時代に限って見える「宮」で、「中宮」とは時期的に重複しないことや「中宮」との名称の近似からすると、「中宮院」は、天平宝字年間に行われた二度の平城宮改作―特に天平宝字4年頃から開始された大規模な改作によって「中宮」を改造して建設されたものであると考えられる。なおここで注意したいのは、聖武天皇が平城還都の時に「中宮院」(「中宮」)を御在所としたことについては「為御在所」と表記するのに対して、淳仁天皇が保良宮より還幸した際には「為御在所」の表現を用いずに「入中宮院」としている点である。これは聖武天皇が御在所とした「中宮院」(「中宮」)が仮の御在所であったのに対して、淳仁天皇の「中宮院」は仮の御在所ではなく、本来の御在所であったことによるものと思われる。

淳仁天皇の
御在所「中
宮院」

先に第一次大極殿院地区の第Ⅰ期の遺構を「中宮」に比定したが、上述したように「中宮院」が「中宮」を継承した「宮」であるとする、第一次大極殿院地区の第Ⅰ期の遺構が天平勝宝6年以降に解体されて廃絶したのちに造営された第Ⅱ期の遺構が「中宮院」に当たることになる。『報告Ⅱ』によると、第Ⅱ期の遺構のうち石積擁壁上に展開する建物群は10尺方眼によってきわめて計画的に配置され、特にその中央には前殿・中殿・後殿の3棟を軒を接して連続して配置して正殿となし、またその周囲には渡廊・床・木階によって正殿と接続された脇殿を配するなど、平城宮では前後に例を見ない特異な構造を採っている。正殿に代表される特異な構造について『報告Ⅱ』では、相違する点のほうが多いとしながらも、唐の大明宮にあった麟徳殿と比較を試みていることにも明らかなように、唐にモデルを求めたものと推定しているよう

淳仁天皇の
御在所「中
宮」は第一
次大極殿院
地区第Ⅰ期

である。唐にモデルを求めた宮殿の造営は、時を同じくして藤原仲麻呂によって次々に採られた種々の唐風施策一官号改易・氏族志編纂・漢風諡号撰進・貨錢改鑄・常平倉平準署設置などの一環として把えることができる。『報告Ⅹ』では、藤原仲麻呂の台頭期と一致していることに注目しながら、第一次大極殿院地区第Ⅱ期の遺構を淳仁天皇の時代ではなく、次の称徳天皇の時代の「西宮」に比定した。しかし第一次大極殿院地区第Ⅱ期の唐風宮殿遺構が藤原仲麻呂の主導によって建設されたとなると、藤原仲麻呂と淳仁天皇との即位以前からの結び付きや仲麻呂の乱における淳仁天皇の廃帝の処置、あるいは平城宮への還幸の時に2人の天皇による御在所の設定のあり方、平城宮改作前後における政治情勢などを勘案する時、むしろ第一次大極殿院地区第Ⅱ期の遺構は淳仁天皇が入御した「中宮院」に当てられるべきで、またそれは造営の当初から淳仁天皇の御在所として計画されたのではないかと考えられる。

なお天平宝字8年を最後として『続日本紀』から「中宮院」が見えなくなることについては先に指摘したが、「中宮院」の廃絶後その跡がどのように用いられたかについては明らかではない。第一次大極殿院地区第Ⅱ期の遺構の廃絶年代に関して『報告Ⅹ』は長岡遷都まで存続したと考えており、その年代の決定は第Ⅱ期に属する建物の柱痕跡や柱拔取り穴から平城宮土器Ⅴ¹⁷⁷⁾が出土したことによっている。

以上のように「中宮」および「中宮院」であった第一次大極殿院地区はその性格を大きく三転したと考える。すなわち平城遷都当初から恭仁遷都までは内部に「大極殿」を有した、天皇の出御の場を中心とした「中宮」であった。しかし恭仁宮からの遷都後は、「中宮」から「大極殿」が消失したことを承けて聖武天皇の遷都時の仮の御在所となり、ついで中宮藤原宮子の居所ともなった。「中宮」は中宮藤原宮子の崩御にともなって廃されて天平勝宝末年頃から解体が始められ、天平宝字年間の改作によって淳仁天皇の御在所「中宮院」となり、淳仁天皇は保良宮から還御した時にここを御在所とした。しかし「中宮院」も藤原仲麻呂の乱に伴う淳仁天皇の廃帝、淡路配流によって放棄されるに至ったと考えられるが、その後については詳細は不明である。

(2) 西 宮

西 宮 「西宮」は「中宮」や次に検討する「東宮」などとは異なり、比較的多くの史料が残存しており、『続日本紀』以外にも『正倉院文書』や平城宮出土木簡などに「西宮」は散見される。そこで「西宮」については史料毎に検討を行うこととする。

『続日本紀』にみえる称徳天皇の御在所「西宮」 まず『続日本紀』においては、「西宮」は称徳天皇の在位中に限って登場する。藤原仲麻呂の乱に勝利して淳仁天皇を廃し、重祚して再び皇位に即いた称徳天皇は、在位中一貫して「西宮」を御在所としていた。『続日本紀』から「西宮」の構造について知ることができるのは、ま

前殿と寝殿 ずその内部に「前殿」及び「寝殿」と呼ばれる2棟の中心的な殿舎が存在していたことである。

「前殿」では称徳天皇あるいは法王となった道鏡が官人達の朝賀や大臣以下の賀拝を受けていることから、「前殿」は朝儀における天皇出御の殿舎である「大極殿」、あるいは平安宮内裏の紫宸殿に相当するような、「西宮」における儀式や饗宴などに際して天皇が出御するための殿舎であったことがわかる。また「前殿」に対してその南には百寮官人達が居並びうるほどの大広な庭が存在していたことも想定することができる。一方、称徳天皇の崩御した場所として見え

¹⁷⁹⁾ることからすると、「寢殿」が「西宮」内における称徳天皇の居所であったことは明らかである。また「寢殿」の規模については、慶雲の出現によって僧 600 口を屈した齋が「寢殿」に設けられていることから、¹⁸⁰⁾600 人に及ぶ僧を収容しうほどの大規模な空間を有していたことがわかる（例えこの齋が「寢殿」だけでなく、その周囲の殿舎や庭を含めた空間をも利用して行われたのであったとしても、その規模の大きさが知られる）。以上から称徳天皇の御在所である「西宮」の構造はおおよそ次のように考えることができる。すなわち「西宮」の南部には百官が並び立ちうるほど広大な庭が存在していた。一方「西宮」の中心付近には、南の庭に対して前後に「前殿」と「寢殿」が存在し、「前殿」は南方の庭と一体となっていく朝儀などに使用されるときに天皇出御の殿舎で、「寢殿」は称徳天皇の居所であった。

ところで称徳天皇の御在所であった「西宮」は、遅くとも『続日本紀』の編纂段階にあっては「内裏」と考えられていたらしい。それは、『続日本紀』に藤原仲麻呂の乱に際して「内裏」に宿衛した檜前忌寸たちが爵 1 級を賜ったことが見えるが、この「内裏」とは平城宮内にあり、¹⁸¹⁾しかも当時既に称徳天皇によって御在所とされていた「西宮」のことと考えられること、また宝亀 8 年 5 月には「自宝字八年乱以来、太政官印収於内裏、毎日請進、至是、復置太政官」との措置が採られていること、¹⁸²⁾などからである。また称徳天皇の在位中においてもその御在所が「内裏」と呼ばれていたことは、『正倉院文書』に収める、称徳天皇在位期間中に作成された数多くの文書に明らかである。従って称徳天皇の御在所であった「西宮」は「内裏」とも呼ばれていたとすることができる。以上のとうりであるとする、¹⁸³⁾『続日本紀』の編纂者は称徳天皇の御在所を「内裏」と記さずに、なぜ「西宮」と記したのかということが疑問となってくる。この点については阿倍義平に解釈が見られるが、¹⁸⁴⁾必ずしも明確な解答とはなっていない。後述するように、称徳天皇の在位中には「西宮」とともに「東院」が「常宮」としての機能を有しており、そのような意味では称徳天皇の御在所は一定していなかったとみることができる。『続日本紀』の編纂者は、称徳天皇の在位中における「西宮」と「東院」の並存の事実を承け、一方を「内裏」とすることを避けて両者を当時の宮殿名称にしたがって表記したのではなかろうか。

称徳天皇の御在所であった「西宮」については、これを内裏地区に比定する考えと第一次大極殿院地区第Ⅱ期の遺構に比定する見解とがある。第一次大極殿院地区第Ⅱ期の遺構については、先に淳仁天皇の「中宮院」に比定できるとした。また「東院」は通説のように東院地区に比定して問題ないであろう。従って称徳天皇の御在所である「西宮」については内裏地区に存在していたと考えてよいと考える。

先に指摘したように、『続日本紀』以外の奈良時代の諸史料、すなわち『正倉院文書』・『東大寺要録』や平城宮跡出土の木簡などにもしばしば「西宮」が見えている。

『正倉院文書』には「西宮」が 3 箇所に見れる。¹⁸⁵⁾一つは写経所大般若経本奉請文、¹⁸⁶⁾二つは納櫃本検定并出入帳、¹⁸⁷⁾三つは本経疏奉請帳である。まず第一の写経所大般若経本奉請文は、阿倍義平が「西宮」の聖武朝前半からの存在を伺わせ、「西宮」を内裏地区に比定する有力な史料としたものである。同文書は大般若経寺所蔵の大般若経の「西宮」への貸出と返却について記録したもので、それによると同経の貸出・返却について以下のような経過が判明する。天平 16 年 4 月 16 日にまず「西宮」に大般若経の初帙から第 30 帙までの 300 巻が貸出され、それからほぼ 2 カ月たった 6 月 17 日に返却された。この時また 4 月 16 日に貸出された 300 巻のうちに含まれ

「西宮」は「内裏」

『正倉院文書』の「西宮」

ながら何らかの事情によって実際には貸出されなかった2巻と新たに大般若経の残り300巻、合わせて302巻が再び「西宮」に貸出され、この302巻の大般若経は天平18年4月19日までに返却された。そして翌19年正月15日には本経の所蔵者である大般若寺に返却された。上記のような大般若経の貸出と返却に関する経過を記した本文書からは、大般若経が天平16年4月と6月に二度に渡り「西宮」に貸し出され、「西宮」で使用されたのち、天平18年4月には全巻が「西宮」から返却されたことが確認でき、「西宮」が天平16年4月頃から同18年4月頃にかけて存在していたことが判明する。しかし本文書に見える「西宮」がどこに存在していたかは明らかではなく、平城宮内に存在していた「宮」の一つである「西宮」と同じものであるのか否かに至っては全く不明であると言わざるを得ない。また阿倍も注意を喚起しているが、天平16年4月の段階の主都は難波宮にあり、もし阿倍の言うようにこの「西宮」を平城宮に存在し、しかも「内裏」に相当するものであるとしても、主都が難波宮にあった天平16年4月の時点において「西宮」で合計600巻もの大般若経が必要とされる事態を想定しうるものか否か疑問がある。従ってここでは本文書に見える「西宮」の性格や具体的な比定については留保しておきたい。残る二つの史料とともに写経所における経典の貸出と返却について記録した帳簿である。文書の年代は天平感宝元年5月21日と翌天平勝宝2年6月26日で、ともに造東大寺司長官市原王の宣によって「西宮」に経典が奉請されている。天平16年から同18年にかけて存在した「西宮」との関係は明白ではなく、また後述するように、これから2・3年のちの天平勝宝4年の段階においては天皇の御在所として「東宮」と並んで存在していたことが確認できる「西宮」との関係も明らかではない。ただ造東大寺司長官市原王が宣していることからすると、「西宮」は天皇の御在所であった可能性も十分考えられるが、他に推定する手がかりがない。以上のように『正倉院文書』に散見される「西宮」についてはこれを直接平城宮の「西宮」とすることはできない。なおいずれの時期においても『正倉院文書』には「内裏」・「内」など明らかに天皇の御在所を指すと見られる言葉がきわめて多数見えているにも関わらず、もし「西宮」が天皇の御在所を指すのであれば、なぜことさらに「西宮」なる名称をこれらの文書において使用したのかと言う点が疑問であり、今後の慎重な検討が必要である。

「西宮兵衛」
木簡

平城宮跡から出土した木簡にも「西宮」に関するものがある。特に「西宮」の位置を考える資料として従来から注目されてきたのは、「西宮兵衛」に関する木簡¹⁸⁸⁾である。「西宮兵衛」の木簡は内裏地区の東外郭東北隅で検出された土壙S K820から出土したもので、「西宮」の周囲を画する施設に開く門を警固する兵衛の食料請求に関する伝票である。これらの木簡はその出土の状況や他の文書木簡あるいは荷札木簡に記された年紀から、天平末年頃で、天平19年をあまり隔たらない時期に属するものであると考えられている。「西宮兵衛」の木簡が出土した遺構が廃棄物処理のための土壙で、他の遺物とともに一括して投棄されたものと考えられること、またその位置が内裏地区の外郭内部であることなどから、「西宮」とは内裏地区のことであると推定され、また「西宮」の構造については、南面に正門と考えられる「南門」が開き、その東寄りと恐らく西寄りには「角門」と呼ばれる脇門があり、東面には三門が開き、各門は南から「東一門」「東二門」「東三門」と呼ばれ、西面にも東面と同様に三門が設けられていたと思われる、さらに北面には、「南門」に対して「北門」が開くが、「南門」のように「角門」が見えず、「北炬門」なる門が見えていることから、「西宮」は「北門」を理門としていたことなどが推定

される。従って天平19年をあまり下らない天平末年の頃、内裏地区は「西宮」と呼ばれ、その周囲を画す施設に開く門は兵衛によって守られていたことになる。「西宮兵衛」木簡で問題となるのは、『平城宮木簡 一 解説』も指摘するように、天平末年の頃、天皇の御在所の守衛に当たったのは兵衛府に限定されず、神亀5年に設置された中衛府もその職掌から見て「大内」の警固を担当していた¹⁸⁹⁾と考えられることから、天平末年の段階において内裏地区に推定され、兵衛によって警固されていた「西宮」が如何なる性格を有する「宮」であったのか、すなわち天皇の居する御在所であったのか否か、との点である。従来『平城宮木簡 一 解説』が提起した問題点を十分に検討することなく、「西宮兵衛」や「西宮」の問題が論じられてきた。以下では平安時代と奈良時代における天皇の御在所の警固体制に関する概略を述べて、『平城宮木簡 一 解説』の提起した「西宮」の問題を検討することとする。

まず平安時代における内裏の警備については、『延喜式』を初め多くの文献や『年中行事 絵巻』などの絵画史料などに関連史料がある。それらに基づいて要約的に述べると次のようになる。内裏の外郭である中隔の周囲を繞る築地の外側周辺とそれに開く宮門については衛門府の担当で、宮門に置かれた門籍を監理し、ここを通過して内裏へ入る者たちを監視した。そのために衛門府は宮門外に陣・伏舎を設けていた。中隔の内部及び内隔の周囲を囲む築地回廊の外側周辺については兵衛府が担当し、閤門の門籍を監理し閤門を通過して更に内裏へ参入しようとする者を監視していた。衛門府と同様に警固を担当する閤門の門外に陣を構えていた。内隔の内部については近衛府が警備を担当していた。近衛府は閤門の開閉に当たったが、閤門を警備することはなく、その陣は紫宸殿の東南と西南にある宜陽殿及び校書殿の南庭に面した側に設けられていた。なお左近衛府の陣はのち紫宸殿から東へ延びる軒廊へ移動した。

平安時代における内裏の警備

これに対して奈良時代の内裏の警備については、『令義解』や『令集解』などから窺われる大宝令や養老令に関連した条文がある。それらによると、内裏の外郭である中隔の外側を警備していたのは衛士府である。衛士府は中隔に開く宮門を通過する者を監督するための門籍を監理し、宮門や中隔の築地の外側周辺を警固した。中隔内部と閤門の警固は兵衛府が担当し、内隔へ入る者を監督するために門籍を監理していた。内裏、すなわち内隔内部の警備については明瞭な条文がないが、職制律・職員令¹⁹⁰⁾などによると、天皇の居す御在所の警備には内舎人が当たったと考えることができる。しかし『令集解』所引の令¹⁹¹⁾には、宿衛に当たったのは内舎人¹⁹²⁾だけではなく、兵衛も担当すると記され、また衛禁律によると、内舎人とともに兵衛も「仗衛」¹⁹³⁾と呼ばれ、天皇の側近において警備に当たったことがわかることなどから、内裏内部の警備には内舎人と兵衛が当たったと考えられる。内裏警固の主体が内舎人と兵衛のいずれであったのかについては明瞭ではないが、律令の条文による限り、「宿衛」を職掌の一つとして令条文に規定されている内舎人の方が元来天皇の身辺警固の中心であったのではなかろうか。なお大宝令や養老令の制定後、天平末年までに限っても、天皇の身辺を警固することを目的として授刀舎人¹⁹⁴⁾や中衛府・授刀舎人寮などが次々に設置され、次第に天皇の身辺警護の役割はそれら新設の武官や衛府に移行していったものと考えられている。

奈良時代における内裏の警備

以上のように、平安宮と平城宮における天皇の御在所を警固する体制を比較して大きく相違しているのは、天皇の身辺警固の役割が内舎人・兵衛から近衛に移っている点である。しかし基本的に変化の見られない点もある。それは、門とその外側周辺の警固および門籍の監理の体

制である。すなわち、中隔に開く宮門等の警固と宮門に置かれた門籍の監理は衛士府・衛門府（平安時代になって大同3年に衛門府は廃止されて左右衛士府に吸収され、さらに弘仁2年には左右衛士府が左右衛門府と名称を改める）が行い、閤門等の警固と閤門に置かれる門籍については兵衛府が担当している点である。平城宮と平安宮における内裏の警備体制―すなわち門とその内外の警備の分担―に上記のような連続性が認められるものであるとすると、門の警備を担当し、また当該門における門籍を監理する衛府は、基本的には門の外側を主たる警備対象として、門を通過してその中に入る人を監視していたのであって、門の内側については門の警備を担当する衛府が警固を担当しなかったことになる。従って「西宮」兵衛の場合も、兵衛が「西宮」の四面に開いていた門を守衛していたことは確実であり、上記のような内裏の警備体制の基本からすると、「西宮」の内部は兵衛府以外が警備を担当していた可能性が強く、兵衛府が門の警備を担当していた「西宮」は天皇の御在所である可能性が極めて高いと考えることができる。

「西宮」兵衛の木簡が出土した土壙 S K 820 から出土した木簡に、「大宮□□〔南一ヵ〕」と記す木簡が1点あることも注意される。¹⁹⁶⁾ この木簡が「西宮兵衛」木簡と一連のものであるとすると、そこに記された「大宮」とは「西宮」のこととなる。既に検討したように、「大宮」とは「内裏」・「内」等とともに天皇の御在所を意味する言葉であった。従ってこの木簡が「大宮」の南面に開く門の警固に関連をもつものであるとすると、やはり天平末年の時点において内裏地区にあった「西宮」が「大宮」すなわち天皇の御在所であったことを示唆する。

平城宮跡出土の木簡には、この他にも「西宮」に関係すると考えられる内容をもつものが見られる。先に取り上げた「西大宮」における正月の仏供養で用いる雑物(油5升ほか)を買うための錢1貫560文に付けられた付札木簡、¹⁹⁷⁾ 「西宮」の女豎かと考えられる女性の宣によって、陰陽師に米かと考えられるもの2升を支給することについて記した木簡、¹⁹⁸⁾ あるいは「西」に直する人6名の姓名を列記した歴名木簡¹⁹⁹⁾ などがある。「西大宮」と記した木簡が出土したのは、第一次朝堂院地区と第二次朝堂院地区の間に位置する南北溝 S D 10325 からで、この溝は第一次朝堂院地区を画する塀を改修し掘立柱塀から築地塀に作り替える時期、すなわち第一次大極殿院地区の第Ⅱ期に属する。しかし出土した溝の位置が第一次朝堂院地区と第二次朝堂院地区の間であることから、「西大宮」が第一次大極殿院地区あるいは内裏地区のいずれを指すのか限定することができない。しかし木簡が出土した溝の年代からすると、「西大宮」は称徳天皇の「西宮」に比定することができる。また陰陽師への物資の支給に関わる木簡は、「西宮」に女豎などの女性が所属していたことを示している。しかもその女性が陰陽師への物資の支給に関して「宣」していると考えられる。『正倉院文書』や平城宮跡出土の木簡には内侍などの宮人や命婦、あるいは女豎たちが経典の奉請、物品の支給・進上などを命じた「宣」を発している場合が多く見られる。しかしそれらにおいてはその女性が帯する内侍などの官名や命婦・女豎といった身分呼称が書かれるだけで、「西宮」のような所属場所を明記することはまずない。従って「西宮」と記すのは女豎かと思われる身分を有する女性が、「西宮」以外にも所属していたことによるものと考えられる。「宣」を発して何等かの命令を行っている女性は『正倉院文書』や平城宮跡出土木簡では「内裏」・「内」に関係するものが多く、女豎が配置されている「西宮」も「内裏」など天皇の御在所に近い性格のものと考えられよう。なおこの木簡は東一坊大路西側溝 S D 4900 から出土したもので、この木簡と共に出土した木簡のうち年紀を有するものはす

べて宝亀年間の年紀をもち、この他の年代を推定できるものもそれに近い時期のものであると考えられていることから、この木簡も一応奈良時代末期のものとみてよいであろう。従ってもし「西宮」が「内裏」のように女性が多く配置される場所であるとするならば、称徳天皇の「西宮」に比定することが可能であるかもしれない。「西直人」と見える木簡は内裏地区の東にある東大溝 S D 2700 から出土したもので、「西」についてはこれを積極的に「西宮」と結び付ける材料がなく、不明とせざるを得ない。²⁰⁰⁾なお推定長屋王邸内の溝から出土した木簡にも「西宮」²⁰¹⁾が見えている。「西宮」は推定長屋王邸内部に存在していた宮と考えられ、「少子」「小子」あるいは「侍」と呼ばれる人たちが多数が配置されていた。この例でも明らかなように、奈良時代の全ての史料に見える「西宮」を直ちに平城宮内部に存在していた「西宮」とすることには問題があり、なお十分な検討が必要である。

「西宮」は『東大寺要録』²⁰²⁾にも見える。「西宮」が見えるのは、天平勝宝4年3月9日に行われた東大寺大仏開眼供養の儀礼を中心としてその前後の動きをかなり克明に記した記録（この記録は恐らく何等かの奈良時代の史料に基づいて書かれたものと思われる）の中においてである。9日に行われる東大寺大仏開眼供養会に当たり、まず天皇が平城宮から東大寺に行幸するために、その前日8日に留守官の任命が行われた。留守官が任命されたのは「東宮」・「西宮」の二つの宮で、「東宮」には大納言巨勢奈豆麻呂と中納言多治比広足、「西宮」には中納言紀磨がそれぞれ任命されている。²⁰³⁾まず注目されるのは留守官の任命が『東大寺要録』の記載による限り、「東宮」と「西宮」とされている点である。『続日本紀』にはこの時期平城宮内に存在する宮として「東宮」・「西宮」のほかに「中宮」が見えるが、「中宮」には留守官が置かれてはいない。留守官任命の有無からすると、「東宮」と「西宮」は「中宮」とは異なり、直接天皇に関わる宮、すなわち天皇の御在所であったのに対して、「中宮」は天皇と直接の関わりのない宮であったことによるのであろう。次に両宮の留守官の人数と構成を比較すると、「東宮」の留守官が2名で大納言・中納言各1名であるのに対して、「西宮」は中納言1名であることが注目される。留守官の人数と構成から考えると、当時「東宮」が「西宮」よりも格上の宮であったことが知られる。従って東大寺大仏開眼供養会に当たって行われた留守官任命の記事から、当時平城宮内には留守官を任命しなければならない「宮」、天皇の御在所として少なくとも「東宮」と「西宮」の二つがあり、そのうち「東宮」が「西宮」よりも格上であったことになる。

「東宮」については後述することとして、問題となるのは天平勝宝4年に「東宮」とともに登場する「西宮」である。内裏地区の遺溝が天平18・19年頃「西宮」と呼ばれたことについては前述したが、天平勝宝4年における「西宮」とはいったいどこに存在していたのであろうか。後述するように「西宮」と同時期に存在していた「東院」・「東宮」が、同じ孝謙天皇が重祚した称徳天皇の時代に再び造営・整備されたことを参考にすると、「西宮」ものちに称徳天皇の御在所として『続日本紀』に見える「西宮」と同一のものを指していた可能性が強い。『報告Ⅻ』では、称徳朝の「西宮」を第一次大極殿院地区の第Ⅱ期の遺構に当てたが、第一次大極殿院地区の第Ⅱ期の遺構については、先述したようにむしろ淳仁天皇の御在所「中宮院」に比定すべきであると考えられる。またこれに先立つ同地区の第Ⅰ—4期の遺構については平城遷都後から天平勝宝5年頃までの時期に当り、衛門府が警護し、兵衛府が警護していないことから天皇の御在所に相当する宮殿ではなく、中宮藤原宮子が最期を迎えた「中宮」、またそれ以前

『東大寺要録』に見える「西宮」

は聖武天皇などが一時的に御在所とした「中宮」に比定することができるものと考えられる。従って後述するように「東宮」・「東院」など「東」の語を冠する宮殿が平城宮跡の東院地区に、また「中宮」や「中宮院」など「中宮」の語を冠する宮殿が一貫して第一次大極殿院地区に営まれたとすると、「西宮」も一貫して内裏地区に存在していたと考えるのが穏当で、天平勝宝4年当時に存在していた「西宮」も内裏地区に比定することができるのではなかろうか。

(3) 東宮・東院・東内

東宮 「東宮」とは本来皇太子の居所のことであり、また皇太子自身のことでもある。従って「東宮」は原則的には皇太子の在位中に限って存在していたと考えることができる。事実『続日本紀』に見える「東宮」には、皇太子が存在している期間に見え、その居所を指していることが明らかな場合がある。しかしその一方で皇太子の居所とは考えられない「東宮」も見える。また「東宮」に類似した「東院」や「東内」なども『続日本紀』などに散見される。ここでは皇太子の居所としての「東宮」についても検討しつつ、天皇の御在所であったと考えられる「東宮」・「東内」および「東院」について、史料に現れる年代の順に検討を加えることとする。

皇太子首皇子の居所「東宮」 元明・元正両天皇の皇太子であった首皇子(和銅7年6月25日～神亀1年2月4日在位)の居所については、『続日本紀』に、詔によって佐為王以下16人の官人を退朝ののち「東宮」に侍せしめることとしたとの記事があることから、²⁰⁴⁾ 養老5年当時皇太子首皇子が「東宮」を居所としていたと²⁰⁵⁾ 推定される。聖武天皇の皇太子基王(神亀4年11月2日～5年9月13日在位)は、『続日本紀』によると、外祖父故藤原不比等の邸宅で生まれたことが知られるが、²⁰⁶⁾ 誕生後時を経ずして皇太子に冊立されて以後の基王の居所については明記した史料がない。しかし皇太子基王の居所を考える上で検討すべき史料は、『続日本紀』に、聖武天皇が「東宮」に出御して皇太子基王の病平癒のために使者を諸陵に派遣し幣帛を奉ったとある記事である。²⁰⁷⁾ 基王はしばらく前から病に犯されていたようであり、翌9月にはその薨去を伝える記事が見える。²⁰⁸⁾ 天皇が出御した「東宮」とは、諸陵に対する奉幣の儀式を行った場であると考えられるが、「東宮」が病臥している皇太子の居所であったのか、あるいはそれとは別に平城宮内に存在した天皇の出御のための宮であったのかが問題である。前者の場合は、皇太子が病臥する居所「東宮」に天皇が出向いて皇太子を見舞うとともに、そこで諸陵への奉幣の儀式を執り行ったことになり、また後者の場合にはたまたま皇太子の居所と同じ名称を有する「東宮」で皇太子のために諸陵への奉幣の儀式が執り行われたことになる。二つの理解のうち後者の理解では、聖武天皇はなぜ皇太子の病臥平癒のために平城宮を代表し天皇の出御する場として最も重要な「大極殿」ではなく、「東宮」に出御して奉幣を行ったのかについて十分な説明ができない。従って前者の理解の方がより可能性が高いのではないかと考えられる。また皇太子の居所であるべき「東宮」が先代の皇太子首皇子の時代に既に存在していたことも参考となる。以上の点から見て、聖武天皇は皇太子の病気をその居所である「東宮」に見舞うとともに、病氣平癒を祈って奉幣を行ったのであろう。従って以上の推定が正しいとすると、皇太子基王は祖父藤原不比等の邸宅で生まれ、間もなく立坊するとともに平城宮内にある「東宮」を居所としたものと考えられる。

皇太子基王の居所「東宮」

以上のように、首皇子と基王はともに皇太子として「東宮」を居所としたと考えられるが、その所在地については明らかではない。しかし後述する「東院」や「東宮」との名称の類似や

継承関係を考慮に入れるならば、「東宮」を平城宮の東張り出し部である東院地区に想定することが可能であろう。なお聖武天皇の二人目の皇太子である阿倍内親王（天平10年正月13日～天平勝宝元年7月1日）については皇太子としての居所がいかなる名称を有し、またどこに設定されたかは不明であるが、この場合も後述する孝謙（称徳）天皇の時代における「東宮」・「東院」の重視のあり方から見て、「東宮」・「東院」が孝謙天皇の皇太子時代の居所を受け継いだものである可能性は高いのではなかろうか。

阿倍内親王は即位して孝謙天皇となるが、孝謙天皇はその在位末期に至るまで、皇太子を立てることはなかった。しかし皇太子がいなくてもかかわらず「東宮」が史料に現れる。すなわち先に述べた『東大寺要録』の大仏開眼会に関する記録のうち天平勝宝4年4月8日および9日に「東宮」が見える。当時皇太子は存在していないから、ここに見える「東宮」を皇太子に関係する宮と理解することはできない。先にも指摘しておいたように、大仏開眼の儀式に備え8日に任命された平城宮の留守官の構成と人数からは、天平勝宝4年当時「東宮」のほうが「西宮」よりも「宮」としては格上であったと考えられる。恐らくこのことは当時平城宮内に並存していた二つの御在所のうち「東宮」が孝謙天皇の御在所として使用されていたことにもなうものではなかろうか。『東大寺要録』が開眼供養会終了後孝謙天皇が入座した場所を「東宮」と記すのも当時平城宮内において孝謙天皇が御在所としていたのが「東宮」であったという事情によるものであろう。いずれにしても孝謙天皇の在位中頃において御在所が2箇所存在し、天平勝宝4年頃には「東宮」を御在所としていたと推定できる。

孝謙天皇の御在所「東宮」

孝謙天皇の時代には「東宮」に類似した名称を有する「東院」が『続日本紀』に見える。天平勝宝6年正月、天皇は「東院」に御し、五位以上を宴した。²¹⁰⁾この日の宴に預かり、そこで詠われた播磨守安宿王の歌が『万葉集』に収められている。²¹¹⁾その題詞によると、当日は孝謙天皇だけでなく聖武太上天皇と光明皇太后も並んで「東常宮南大殿」に出御して宴を行ったとある。天平勝宝6年正月7日に行われた宴に関する『続日本紀』と『万葉集』の双方の記載を比較して、天皇以外に太上天皇・皇太后が出御したことが『万葉集』から知られる点も注目すべきであるが、「東院」と「東常宮南大殿」とが同一の場所であることになる点が特に重要である。ただし当然のことではあるが、直ちに両者を全く同一のものとみなすことはできない。それは「東院」が「院」を形成する一定の範囲を有する空間を指すと考えられるのに対して、「東常宮南大殿」は「東常宮」に存在する「南大殿」という一つの殿舎のことであるからである。また「東院」と「南大殿」のあった「東常宮」との関係についても、両者が同一のものであるか否かは必ずしも明らかではない。もし両者が同一のものであるとすると、「東院」とは当時平城宮内に並存していた複数の「常宮」のうちの一つであることになり、またもし両者が一致しない場合でも、「東常宮」が「東院」を含み込むと考えるのは難しいであろうから、「東常宮」は「東院」と呼ばれるより広範囲な院の一郭に存在し、「東院」は天皇の御在所の一つである「東常宮」をその中核的な施設としてもち、天皇の御在所としての機能を主要な要素とする一郭であったことには間違いない。「東常宮」の構造については、上記の『万葉集』の題詞からある程度推定することができる。題詞によると、天皇・太上天皇・皇太后が当日「東常宮」で出御した場合は「南大殿」であった。「東常宮」における「南大殿」の存在は、これに対して北に「北大殿」とも呼ばれるべき「大殿」、また南には前庭がそれぞれ存在していたことを示唆している。

東 院

その場合、『万葉集』の題詞のように「南大殿」が饗宴等公的な儀式において天皇の出御する殿舎であったのに対して、「北大殿」は寝殿に相当する天皇の私的生活を中心とした機能を有する殿舎であったと想像することが許されるのではなからうか。「東常宮」、ひいては「東院」に天皇の公私に互る殿舎と空間が存在していたことは、先に指摘した天平勝宝4年の段階における天皇の御在所としての「東宮」の存在を考え併せると、「東院」あるいは「東常宮」は天平勝宝4年に存在した「東宮」と同じものではなかったかと推測される。以上のように『続日本紀』には登場しないが「東院」に先行して「東宮」が存在し、それはまた「西宮」と並存する御在所であったことになる。なお「東院」の所在地については、その名称と「東院」玉殿に葺かれた「琉璃之瓦」に相当すると考えられる緑釉軒瓦が平城宮跡東張り出し部から出土することから、東張り出し部（東院地区）に比定する考えが有力で、「東院」とともに「東宮」や「東常宮」も平城宮の東張り出し部に存在していたと推定することができる。

孝謙天皇は在位の末期に至って道祖王・大炊王の二人の皇太子を立てるが、そのうち一人目の皇太子である道祖王（天平勝宝8年5月2日～天平宝字1年3月29日在位）については明確にその居所の所在を示す記述が『続日本紀』などに見えないが、道祖王を廃した記事に「廃皇太子，以王婦第²¹²⁾」とあることから、恐らく皇太子道祖王の居所は平城宮内に営まれていたものと推定される。次に二人目の皇太子に立てられた大炊王（天平宝字元年3月29日～同2年8月1日在位）については、立坊以前には藤原仲麻呂の田村第に招かれて住んでいたが、立坊とともに内舎人と中衛20人によって迎えられたと『続日本紀』にあることから、立坊に際して平城宮に入り、宮内に皇太子としての居所を定めたものと思われる。しかし具体的に平城宮内のどこに居所を設けたのかは不明である。²¹⁴⁾

「東宮」「東院」など「東」を冠する施設は淳仁天皇の在位した天平宝字年間には史料に見えない。それは淳仁天皇に皇太子がいなかったことや二度に及ぶ平城宮の改作により在位期間のかなりの年月に亙り平城宮外で天皇以下が生活を送ったこと、また保良宮からの還幸後、淳仁天皇が平城宮の「中宮院」を御在所としたのに対して孝謙太上天皇は法華寺および「内裏」を御在所としたことなどによって、平城宮東張り出し部が二人の天皇の主たる生活空間とはならなかったことなどによるものと考えられる。従って東張り出し部に存在したであろう「東院」が二度の平城宮の改作に当たってどのように扱われ、またどのような状態であったのかは不明である。

孝謙太上天皇が重祚即位した称徳天皇の時代になって再び、しかも以前にまして「東院」は『続日本紀』にしばしば現れるようになる。そしてまたそれとともに「東院」に類似した名称を有する「東内」も登場する。今泉隆雄は、「東院」と「東内」について、天平神護元年頃に「東院」の造営が開始され、翌々年にあたる神護景雲元年3月頃に玉殿が完成したことをもってその造営は終了し、引き続いて「東院」を含むより広い区画である「東内」の造営が始められ、同3年頃に完成をみたとする。²¹⁵⁾しかし『続日本紀』による限り「東院」玉殿が新たに造営されたことは確実であるが、「東院」全体が天平神護元年頃から造営されたとの理解を裏付ける史料は存在しないし、むしろ先に検討を加えたように、「東院」は孝謙天皇の在位後半頃には存在し、さらに「東院」が天平勝宝4年に見える「東宮」と同じものであるとすると、孝謙天皇の在位中頃には既に存在していた可能性がある。従って称徳天皇の在位中にかりに「東院」

において何等かの造営が行われたとしてもそれは改作程度で、あるいは玉殿の造営に限定されたものであったのではなかろうか。また「東院」を「東内」の中核に当たる一郭とみる今泉の²¹⁶⁾理解にも問題がないわけではない。今泉は、「東内」とは唐の長安城に存在した「西内」(太極宮)・「東内」(大明宮)・「南内」(興慶宮)の三つの宮城のうち「東内」の呼称を模倣したものであるとするが、平城宮の場合、長安城のように「東内」に対して「西内」や「南内」と呼ばれる宮城を史料の上で確認することはできないし、また既に指摘したように、「東内」とは東に存在する「内」＝「内裏」、すなわち東に存在する天皇の御在所の意味であり、本来の御在所である「内裏」に対する名称であったと考えられること、さらに「東院」が「東内」の造営以前から天皇の御在所の一つとして存在し、既述のごとく玉殿の造営を除くと大きく改造された状況を史料の上では想定できないことなどから、「東院」と「東内」との関係はむしろ逆に理解すべきで、「東院」の中の中核的な区画として称徳天皇の在位後半に至って造営が開始されたのが「東内」であったと考えたほうがよいのではなかろうか。

「東院」については天皇が出御して饗宴を行ったことを記す史料が多いが、その中で「東院」の構造を考える上で注目すべきは、まず神護景雲3年正月、天皇の「東院」出御のもと侍臣が²¹⁷⁾宴を賜った記事である。この時には同時に文武百官の主典以上と陸奥蝦夷をも「朝堂」において饗している。天皇は恐らく「東常宮」にあった「南大殿」のような天皇出御のための殿舎に出御し、侍臣たちは天皇の御す殿舎の上に侍して宴を賜ったのであろうが、問題は文武百官の主典以上と陸奥蝦夷が饗された「朝堂」にある。饗宴が有した意義からすると、文武百官の主典以上や陸奥蝦夷が饗を受けた「朝堂」が天皇の御す「東院」とは全く別個の区画に存在していたと考えることは難しく、「朝堂」が「東院」の中に存在した可能性の方が高いのではなかろうか。また天皇の「東院」臨御のもとで出雲国造が神賀詞を奏上したことを記す記事も注意される。²¹⁸⁾出雲国造による神賀詞奏上の儀式は本来天皇の大極殿出御のもと朝堂院で行われるものであったことを考え併せると、「東院」に存在した天皇出御のための殿舎の南方には広い前庭が広がっていたと想定することができる。この点はまた同年正月に行われた詔の宣布に際して、²¹⁹⁾天皇の出御する殿舎の南にこの時位階を授けられた諸王たちや詔を告知される対象となった「衆諸」が会集し、立ち定まった庭の存在が推定される点にもある。従って「東院」は天皇の御在所としての機能を中心としながらも、天皇の御在所であることによって必要とされる付随的な機能をも併せもった、あるいは「朝堂」をも付設した施設であった可能性のあることがわかる。

「東院」に比べて「東内」に関する史料はきわめて少ないが、平城宮跡出土木簡に注目すべきものがある。まず小子門と推定される門付近から²²⁰⁾「^[造 東カ]□□内司」が小子門から物資を搬出入したことを示すと考えられる木簡が出土したことから、「東内」は平城宮の東張り出し部に存在していたと推測されている。²²¹⁾また小子門から遠くはなれた平城宮南面西門前の二条大路北側溝から、「東内宮守」として5人を配置したことを記したと考えられる木簡が出土している。²²²⁾この木簡は年紀を欠くために年代を特定することはできないが、伴出した木簡には衛士府・衛門府関係のものが比較的まとまって見られることから、衛門府や衛士府の本府ではなく、南面西門の守衛を担当した衛門府の詰所「門司」関係の木簡であり、それが廃棄されたものと考えられている。²²³⁾「東内」の推定位置から遠く離れた地点で「東内」の警固に当たる「東内宮守」の木

東 院

東 内

簡が出土した点がもっとも大きな問題である。出土した木簡の多くは若犬養門を守衛する衛門府の門司に関わると考えられることからすると、「東内宮守」木簡も衛門府の門司に関連を有するものであるとみるのが妥当であろう。関連した木簡の中には他にも衛士の配置に関わる木簡が存在していることを考え併せると、「東内宮守」の木簡も、衛門府に所属し、実際には若犬養門に置かれた門司に勤務する衛士や門部のうちから5人を「宮守」として「東内」に派遣・配置することを記したものである可能性がある。以上のような考えが成り立つとすると、「東内」の守衛には衛門府から派遣された衛士や門部たちが当たったことになる。ただし「東内」の何処の守衛を担当したかについては明瞭ではない。なお「東院」や「東内」は称徳天皇の崩御をもって『続日本紀』から姿を消すが、「東院」の存在していた平城宮東張り出し部は次の光仁天皇の時代になって楊梅宮となると考えられている。楊梅宮については次節において述べる。

白壁王（宝亀元年8月4日～10月1日在位）は称徳天皇の崩御に臨んで藤原百川らによって皇太子に冊立されたが、在位期間が短かったために皇太子の家政機関である春宮坊が設置されなかったのではないかと考えられてもいる。²²⁴⁾しかし白壁王の居所については、『続日本紀』に、白壁王が称徳天皇の崩後立太子ののち即位するまでの間に右大臣吉備真備が致仕を乞うたことを記した記事があり、そこに載せる吉備真備の上表文中に上表を呈した場所を「春宮路左」としているのが参考となる。²²⁵⁾従って白壁王は立太子後すみやかに平城宮内にある「春宮」（東宮）に入ったものと考えられ、恐らく即位までの間しばらくは「春宮」に居していたのであろう。

光仁天皇の前後二人の皇太子他部親王（宝亀2年正月23日～3年5月27日在位）・山部親王（宝亀4年正月2日～天応元年4月3日在位）および桓武天皇の皇太弟早良親王（天応4年1月4日～延暦4年9月23日在位）の平城宮における皇太子としての居所については史料上で確認することはできない。しかし平城宮跡では、東南隅とその外側の東一坊大路・二条大路が交叉する地点を対象として実施した調査において、春宮坊関係の木簡（「主工署」「主漿署」「春宮」などの字句が見られる）や墨書土器（「坊内」「坊」「主工」などと墨書する）が出土し、それらの木簡や墨書土器について検討が加えられ、次のような点が指摘されている。²²⁶⁾木簡や墨書土器はいずれも溝から出土したもので、春宮坊関係の木簡や墨書土器の出土によって平城宮における東宮の位置が確定するわけではないが、春宮坊、ひいては東宮が平城宮の東部に存在していた可能性が強い。そしてこれらの春宮坊関係木簡は共伴した木簡の年代からみて、他戸親王あるいは山部親王・早良親王のいずれかに関わるものであろうと推定されている。共伴した木簡の年代からすると、白壁王以降の4人の皇太子在位者のうちいずれかの春宮坊に比定することができる。白壁王の場合春宮坊が設置されなかったとして、問題の春宮坊関係の木簡および墨書土器に見える春宮坊を他戸親王以降の3人の皇太子に比定することが可能であるとなると、春宮坊が平城宮の東部に存在していたと推定されることは重要で、奈良時代の当初から「東宮」は一貫して東張り出し部を含んだ平城宮の東部に設定されたと考えることができる。

以上、天皇の御在所としての「東宮」・「東院」・「東内」および平城宮における皇太子の居所である「東宮」に関して知りえた点をまとめると、天皇・皇太子を問わず、平城宮に存在した「東宮」あるいは「東院」・「東内」など「東」を冠した施設は平城宮の創建当初より東張り出し部にあり、皇太子が在位する時には皇太子の居所「東宮」として利用され、皇太子が存在していない時には、天皇の御在所の一つとして「東宮」・「東院」あるいは「東内」が設定され、

また造営された。

- 1) 『平城宮発掘調査報告Ⅻ』(昭和57年1月)。
- 2) 養老公式令闕字条。
- 3) 『続日本紀』天平12年9月戊子条。
- 4) 『続日本紀』神亀3年3月辛巳条・天平元年3月癸巳条、など。
- 5) 『続日本紀』天平17年5月戊辰条。
- 6) 『続日本紀』天平勝宝4年4月乙酉条・天平宝字5年1月丁酉条。
- 7) 後述するように、聖武天皇が御在所とした「中宮院」は正確には「中宮」と呼ばれていたものと推定される。
- 8) 「行在所」とは養老儀制令赴車駕所条に「凡赴車駕所、曰詣行在所」と見える。なお「車駕」とは養老儀制令天子条によれば「行幸所称」である。
- 9) 『続日本紀』天平宝字元年7月己酉条。
- 10) 『続日本紀』天平宝字2年8月甲子条。
- 11) なおこの「御在所」が孝謙天皇の「御在所」である可能性も全くないわけではない。もし孝謙天皇の「御在所」であるとするならば、天皇は当時大宮改作のために藤原仲麻呂の田村第に移御し、ここを田村宮として仮に居住していたのであるから、孝謙天皇の「御在所」とは藤原仲麻呂の田村第あるいはその中の天皇の居所を指していることになる。そうすると、この場合の「御在所」は一番目ないしは三番目の用法に基づくものであることになる。
- 12) 『大日本古文書』巻12—264頁(以下『大日古』12—264のごとく略す)。
- 13) 『大日古』16—566。
- 14) 『万葉集』巻6—1028番(以下『万葉集』6—1028のごとく略す)の題詞。
- 15) 『万葉集』17—3922—3926の題詞。
- 16) 戴炎輝『唐律各論』(昭和40年)によると、唐律で用いられている「御在所」の語は皇帝の居るところを言うのであり、それには二種類、すなわち第一に各時点における皇帝の居所となっている宮や殿を言う場合と、第二に皇帝の居室を指す場合とがあると言われる。日本と中国いずれにおいても「御在所」とは特定の宮・殿をなく、それぞれの時点において天皇・皇帝が居所とした宮・殿・室を指す言葉であり、いわば天皇や皇帝の居所を此す普通名詞的な語彙であると考えられる。
- 17) なお『令集解』職員令左兵衛府条所引の穴記が引用する令釈の注釈に「大極殿東西小門、長謂閤門、謂取本律心説耳、言大極殿之後有御在院、副殿之後垣有東西小門耳」とあり、「御在所」に類似した「御在院」なる語が見えている。左兵衛府が警備を担当する閤門について注釈するに際して、唐律の趣旨によって大極殿院回廊の東西に開く門も閤門であることを説いたのち、大極殿の後方に位置する「御在院」の「副殿」の後ろにある垣に開く東西小門についても閤門であることを、爾雅の説に従って述べるが、養老令では兵衛が警備する門が閤門であるからこの東西小門は閤門ではないとしているのである。ここに言う「御在院」とは明らかに大極殿後方に位置する天皇の居所のことである。従って「御在院」には仮の居所という意味は全く含まれていないし、また「院」である以上天皇の居する一定の空間のことであり、ある施設内部における天皇の御するための殿舎であるとの意味もないことは明かであろう。従って「御在院」とは「内裏」・「西宮」・「東宮」のような天皇の居する空間全体を指して言う言葉であると考えられる。
- 18) 『大日古』7—25。
- 19) 『大日古』7—217、等。
- 20) 『令義解』公式令授位任官条。
- 21) 今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂考」(関晃教授還暦記念会編『日本古代史研究』吉川弘文館 昭和55年10月)。
- 22) 『大日古』5—58。
- 23) 『大日古』5—308。
- 24) 『平城宮木簡 一 解説』(昭和44年11月)所収1号木簡。
- 25) 『続日本紀』養老4年8月丁亥条。
- 26) 『延喜式』巻10太政官。
- 27) 『続日本紀』神護景雲元年12月乙酉条。
- 28) 『続日本紀』神護景雲3年正月丁丑条。
- 29) 『平城宮木簡 三 解説』(昭和56年3月)所収3006号木簡。

- 30) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(3)』(昭和57年5月)。
- 31) 『万葉集』20—4495。
- 32) 『万葉集』20—4494。
- 33) 『万葉集』20—4452・4453。
- 34) 『続日本紀』養老4年8月癸未条。
- 35) 『続日本紀』天平宝字3年正月丙戌・4年正月乙卯・7年正月甲子条および宝龜10年正月己未条。
いずれも外国使節が来朝の時、彼らは召されて射の列に加わるなどしている。外国使節の来朝と関係して、通常の射礼とは異なり「内」において行われたものと考えられる。
- 36) 『続日本紀』神龜5年8月甲午条。
- 37) 「大内」については、最近福永光司が『道教と古代日本』(人文書院 昭和62年2月)の中で道教的な用語で、皇帝の居するところを指すと指摘している。しかし他の奈良時代の用例から考えて直ちに「大内」を道教的な用語としてよいのか否かは問題のあるところである。なお檜隈大内陵の「大内」については藤井利章「天武天皇「檜隈大内陵」の一考察」(『青陵』22 昭和48年)が「天武天皇陵は飛鳥谷古墳集団の最も奥まった地に立地し、いわゆる「大内」となったのであろうか」と述べているが、失考であろう。
- 38) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(9)』(昭和62年6月)。
- 39) 『令集解』に収められている諸注釈は「禁内」をそれぞれ次のように解している。古記は「妃以下宮人」、義解は「後宮」(嬪以上の後宮)、令釈は「女」、穴は「後宮院中」、穴引く朱は「從宮門内」とする。「禁内」を空間として捉えるか、あるいは人として捉えるかで相違はあるものの、穴引く朱(朱は「禁内」を「禁中」と同義に解したようで、「禁内」を「從宮門内」とするのは、宮衛令応入禁中条に基づく解釈である)を除いて諸注釈は天皇のキサキたちや天皇に奉仕する宮人などの天皇の御在所における生活と深い関わりを有する女性に関わる概念であると捉えている点で共通している。
- 40) 『日本書紀』舒明天皇即位前紀。
- 41) 吉川真司「律令国家の女官」(『日本女性生活史』1 原始・古代 東京大学出版会 平成2年5月)。
- 42) 『日本書紀』天武天皇11年11月乙巳条。
- 43) 『続日本紀』天平勝宝8年5月乙卯条。
- 43) 『続日本紀』天平宝字元年5月辛亥条。
- 44) 『続日本紀』天平宝字元年7月戊申条。
- 45) 『続日本紀』天平宝字元年7月庚戌条。
- 46) 『平城宮木簡 一 解説』所収131号木簡。
- 47) 『平城宮木簡 四 解説』(昭和61年3月)所収4767号木簡。
- 48) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(6)』(昭和58年5月)。
- 49) 養老公式令闕字条。
- 50) 『大日古』7—21。
- 51) 『大日古』2—570。
- 52) 『万葉集』20—4301。
- 53) 『続日本紀』天平勝宝6年正月癸卯条。
- 54) 『平城宮木簡二解説』(昭和50年1月)所収1947号木簡。
- 55) 本居宣長『玉勝間』巻1(『本居宣長全集』1 筑摩書房 昭和43年5月)。
- 56) 関野貞『平城京及大内裏考』(東京帝国大学紀要工科第参冊 明治40年6月)。
- 57) 『続日本紀』天平14年正月丁未朔条および壬戌条。
- 58) 福山敏男「朝堂院概説」(『大極殿の研究』昭和30年4月)。
- 59) 岸俊男「難波の都城・宮室」(『難波宮と日本古代国家』塙書房 昭和52年5月)。
- 60) 直木孝次郎「大極殿の起源についての一考察」(『人文研究』25—1 昭和48年10月)。
- 61) 瀧浪貞子「歴代遷宮論—藤原京以後における—」(『史窓』36 昭和54年3月)。
- 62) 『平城宮発掘調査報告Ⅲ』(昭和37年3月)。
- 63) 寺崎保広「平城宮大極殿」(『仏教芸術』154 昭和59年5月)。
- 64) 『続日本紀』大宝元年正月戊寅・2年3月己卯・3年10月癸未条。
- 65) 養老儀制令文武官条。
- 66) 『延喜式』巻11太政官。
- 67) 橋本義則「外記政」の成立」(『史林』64—6 昭和57年11月)。
- 68) 養老儀制令祥瑞条。

- 69) 『続日本紀』大宝元年正月乙亥朔条。
- 70) 『続日本紀』大宝2年3月己卯条。
- 71) 瀧浪註61)論文。
- 72) 『儀式』第10 賜遣唐使節刀儀・賜將軍節刀儀。
- 73) 『続日本紀』神龜2年11月己丑条。
- 74) 『続日本紀』天平勝宝2年2月癸亥条。
- 75) 『続日本紀』神龜2年10月庚申条。
- 76) 『続日本紀』神龜3年10月癸酉条。
- 77) 『続日本紀』神龜3年10月辛亥条。関連記事が9月壬寅条に見える。
- 78) 『続日本紀』神龜3年10月癸亥条。
- 79) 『続日本紀』神龜3年3月辛巳条。
- 80) 『続日本紀』天平14年正月壬戌条。
- 81) 『続日本紀』天平15年正月丁未条。
- 82) 『続日本紀』天平14年正月丁未朔条。
- 83) 福山註58)論文。
- 84) 『続日本紀』天平17年正月乙 条。
- 85) 『続日本紀』天平16年3月丁丑条。
- 86) 福山註58)論文。
- 87) 『続日本紀』天平勝宝2年正月庚寅朔条。
- 88) 『続日本紀』神龜2年11月己丑条。
- 89) 『続日本紀』天平2年正月辛丑条。
- 90) 『続日本紀』神龜2年11月己丑条。
- 91) 『続日本紀』天平勝宝6年正月壬子条。
- 92) 『続日本紀』天平勝宝2年正月庚寅条。
- 93) 『続日本紀』天平勝宝元年7月甲午条。
- 94) 『続日本紀』天平5年8月辛亥条。
- 95) 今泉隆雄「律令制都城の成立と展開」(『講座日本歴史2』東京大学出版会 昭和59年10月)・「再び平城宮の大極殿・朝堂について」(関見先生古希記念会『律令国家の構造』吉川弘文館 昭和64年1月)。
- 96) 『続日本紀』神龜2年閏正月丁未条、天平8年正月辛丑・11月戊寅・9年2月戊午条。
- 97) 『続日本紀』天平7年閏11月壬寅条。
- 98) 『続日本紀』天平宝字3年正月乙酉・神護景雲3年11月庚寅・宝龜5年正月丁未条。
- 99) 関野註56)論文。
- 100) 福山註58)論文。
- 101) 直木註60)論文。
- 102) 『続日本紀』養老5年9月乙卯条。
- 103) 『続日本紀』天平宝字4年正月丙寅条。
- 104) 『続日本紀』養老5年9月乙卯条及び『政事要略』卷24年中行事九月所引官曹事類。
- 105) 『儀式』第5九月十一日奉伊勢大神宮幣儀
- 106) 『続日本紀』神龜4年2月甲子条。
- 107) 『続日本紀』天平宝字3年6月庚戌条。
- 108) 『続日本紀』天平宝字4年正月丙寅条。
- 109) 『続日本紀』養老5年12月己卯条。
- 110) 『万葉集』20—4452・4453の題詞。
- 111) 『続日本紀』天平勝宝2年5月乙未条。
- 112) 『続日本紀』養老4年8月癸未条。
- 113) 『続日本紀』天平20年4月庚申条。
- 114) 『続日本紀』天平勝宝8歳5月乙卯条。
- 115) 『続日本紀』天平宝字元年3月戊辰条。
- 116) 『続日本紀』神護景雲元年8月乙酉・宝龜元年8月癸巳条。
- 117) 『続日本紀』神龜4年3月乙酉条。
- 118) 『続日本紀』神龜4年2月甲子条。
- 119) 『続日本紀』天平8年正月丁酉条。

- 120) 『続日本紀』天平20年正月戊寅条。
- 121) 『万葉集』17—3922。
- 122) 『万葉集』20—4301。
- 123) 『続日本紀』天平宝字元年7月庚戌・戊午条。
- 124) 『正倉院文書』25—146・239。
- 125) 『平城宮木簡 二 解説』所収2241号木簡。
- 126) 『平城宮発掘調査報告Ⅱ』所収木簡77。
- 127) 「知識大般若経と大殿の建築」(『日本歴史』333 昭和41年2月)。
- 128) 「東大寺大仏殿の第一期形態」(『仏教芸術』15 昭和27年4月)。
- 129) 『平城宮木簡 二 解説』。
- 130) 『儀式』巻1大殿祭儀。
- 131) 『延喜式』巻1神祇1四時祭式上。
- 132) 「トノ・オホトノ・ミアラカ」(『建築史研究』39 昭和48年12月)。
- 133) 『続日本紀』養老4年正月甲寅朔条。
- 134) 『続日本紀』神護景雲2年正月丙午朔・3年10月癸亥条。
- 135) 『続日本紀』養老5年2月癸巳条。
- 136) 『続日本紀』天平5年閏3月戊子条。
- 137) 河上邦彦「松林苑の確認と調査」(『奈良県観光』277 昭和54年12月)。
- 138) 関野貞『平城京及大内裏考』(東京帝国大学紀要工科第参冊 明治40年6月)。
- 139) 『平城宮発掘調査報告Ⅱ』(昭和37年3月)。
- 140) 『平城宮発掘調査報告Ⅲ』(昭和37年3月)。
- 141) 『平城宮発掘調査報告Ⅳ』。
- 142) 阿倍義平「平城宮の内裏・中宮・西宮考」(『研究論集Ⅱ』奈良国立文化財研究所 昭和49年3月)。
- 143) 大井重二郎「平城宮の中宮・皇后宮と西宮について」(『大和文化研究』4—4 昭和34年4月)。
- 144) 原秀三郎「小杉榎邸旧蔵「写経所請経文」について」(『南都仏教』43・44合併号 昭和55年9月)。
- 145) 今泉隆雄「平城宮大極殿朝堂考」(関見教授還暦記念会編『日本古代史研究』吉川弘文館 昭和55年10月)。
- 146) 『続日本紀』養老7年正月丙子条。
- 147) 『続日本紀』天平勝宝6年7月壬子条。
- 148) 『続日本紀』天平17年5月戊辰条。
- 149) 『続日本紀』天平宝字6年5月辛丑条。
- 150) 『続日本紀』天平宝字8年10月壬申条。
- 151) 『続日本紀』神龜元年11月庚申条。
- 152) 「群臣」とは言っても官人一般ではなく、『続日本紀』では一定の範囲の官人たちを指しての呼称であったと考えられる。
- 153) 『続日本紀』天平勝宝2年5月乙未条。
- 154) 『続日本紀』天平12年正月丁巳条。
- 155) 『続日本紀』天平9年10月甲子条。
- 156) 『続日本紀』天平9年10月丙寅条。
- 157) 『続日本紀』天平勝宝4年4月乙酉条。
- 158) 倉林正次『祭りの構造 饗宴と神事』(日本放送出版協会 昭和50年8月)。
- 159) 『続日本紀』天平勝宝6年7月壬子条。
- 160) 『大日古』12—264。
- 161) 松本宮については、原註144)論文や須田春子『律令制女性史研究』(千代田書房 昭和53年5月)に触れるところがある。原によると、松本宮とは中宮宮子にかかわる宮殿であると言い、また須田によると、松本宮とは中宮宮子が生母賀茂朝臣比売の本貫である大和国葛下郡牟婁の松本に構えた宮であるとされる。しかしその所在については不明である。なお平城宮出土木簡に松本宮の見えるものがある(『平城宮発掘調査出土木簡概報Ⅱ』昭和57年5月)。
- 162) 今泉隆雄「8世紀造宮宮司考」(『文化財論叢』同朋舎 昭和58年3月)。
- 163) 『万葉集』17—3922～3926の左注。
- 164) 『続日本紀』天平17年5月戊辰条。
- 165) 『続日本紀』天平宝字6年5月辛丑条。

- 166) 『続日本紀』天平17年8月癸丑。
- 167) 『続日本紀』天平17年9月辛未・癸酉条。
- 168) 『続日本紀』天平17年9月癸酉条。
- 169) 『続日本紀』天平17年9月甲戌条。
- 170) 『続日本紀』天平17年9月丁丑条。
- 171) 『続日本紀』天平17年9月己卯条。
- 172) 『続日本紀』天平17年9月庚辰条。
- 173) 『続日本紀』天平宝字6年5月辛丑条。
- 174) 『続日本紀』天平宝字6年8月丁巳条。
- 175) 『続日本紀』天平宝字8年9月乙巳条。
- 176) 『続日本紀』天平宝字8年10月壬申条。
- 177) なお同報告の別の箇所の記述では、称徳天皇の「西宮」と考えている第一次大極殿院地区第Ⅱ期の遺構の中央建物群のうち北に位置する「西宮寝殿」に比定されるS B7150柱抜取り穴から他の建物より若干古い平城宮土器Ⅴが出土していることなどから、少なくとも正殿の一部は称徳天皇の崩御ののちに取り壊された可能性が強いとし、宝亀元年を一応第Ⅱ期の遺構が廃絶した年代の目安と考えている。
- 178) 『続日本紀』天平神護元年正月癸巳朔条及び神護景雲3年正月壬申条。
- 179) 『続日本紀』宝亀元年8月癸巳条。
- 180) 『続日本紀』神護景雲元年8月乙酉条。
- 181) 『続日本紀』天平神護元年2月乙丑条。
- 182) 『続日本紀』宝亀8年5月己巳条。
- 183) 例えば、天平神護元年2月造東大寺司移(『大日古』17—4)、奉写一切経司移(『同』5—697)等。
- 184) 阿倍註142) 論文。
- 185) 『大日古』8—456。
- 186) 『大日古』24—180。
- 187) 『大日古』11—12。
- 188) 『平城宮木簡 一 解説』。
- 189) 『続日本紀』神亀5年8月甲午条。
- 190) 養老職制律從駕稽違条。
- 191) 養老職員令中務省条。
- 192) 『令集解』卷24宮衛令上番条・宿衛近侍条所引令釈。
- 193) 養老衛禁律車駕行衛隊条。
- 194) 『続日本紀』天平18年2月己丑条。
- 195) 『続日本紀』慶雲4年7月丙辰条。
- 196) 『平城宮木簡 一 解説』所収131号木簡。
- 197) 『平宮発掘調査出土木簡概報(ⅱ)』(昭和58年5月)。
- 198) 『平城宮木簡 三 解説』所収3273号木簡。
- 199) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(ⅲ)』(昭和59年6月)。
- 200) 館野和己「奈良平城宮・京跡」(『木簡研究』第6号 昭和59年11月)は「西」を「西宮」のことで、内裏地区の可能性が高いと推定している。
- 201) 『平城宮発掘調査出土木簡概報(ⅲ)一長屋王家木簡一一』(平成元年5月)。
- 202) 『東大寺要録』卷第二供養章第三。
- 203) なお当時廟堂を構成していた中納言以上の人物には、留守官となった3名の他に、左大臣橘朝臣諸兄、右大臣藤原朝臣豊成、大納言で紫微令・中衛大將の藤原朝臣仲麻呂の3名がいる。
- 204) 『続日本紀』養老5年正月庚午条。
- 205) 『続日本紀』霊龜元年9月庚辰条に収める、元明天皇が元正天皇への譲位に当たって発した詔から、首皇子は和銅7年に元服し、既に14歳で立太子したにも関わらず、「深宮」を未だ離れていなかったことが知られる。「深宮」とは恐らく文武天皇の夫人で首皇子の生母である藤原宮子の居所を指すものと考えられるので、立太子してのちしばらくは母藤原宮子のもとに留まっていたものと考えられる。しかし先の『続日本紀』の記事からみて、そののち遅くとも養老5年までには生母藤原宮子のもとを離れ、「東宮」に入ったものと考えられる。なお荒木敏夫『日本古代の皇太子』(吉川弘文館 昭和60年10月)によると、皇太子にとって「東宮は本来の居所」であり、この頃「東宮」に居住しうる条件が整った、とされる。

- 206) 『続日本紀』神亀4年11月辛亥条。
- 207) 『続日本紀』神亀5年8月丙戌条。
- 208) 『続日本紀』神亀5年9月丙午条。
- 209) 『続日本紀』天平勝宝4年4月乙酉条は大仏開眼供養終了ののち天皇が還御した場所を藤原仲麻呂の邸宅である田村第としており、明らかに『東大寺要録』の記録と場所を異にしている。開眼供養終了後孝謙天皇の入座した場所が果していずれであるかは容易に決めかねるが、しかしそれをもっても留守官任命の記事を否定することはできず、従って天平勝宝4年当時における「東宮」の存在を否定することもできないと考える。
- 210) 『続日本紀』天平勝宝6年正月癸卯条。
- 211) 『万葉集』20—4301。
- 212) 『続日本紀』天平宝字元年3月丁丑条。
- 213) 『続日本紀』天平宝字元年4月辛巳条。
- 214) 岸俊男『藤原仲麻呂』(吉川弘文館 昭和44年3月)は、大炊王は立太子後も仲麻呂田村第にあり、皇太子が田村宮にあったことに加えて孝謙天皇が移御したこともあって一時田村第は田村宮と称されていたこと、またのち宝龜年間になって見える田村旧宮は淳仁天皇の田村宮につながるものと考えている。しかし田村宮については孝謙天皇が平城宮の改作に当たって一時的に御在所としたことによって田村宮と呼ばれたものと理解して問題ないと考える。
- 215) 今泉註162)論文。
- 216) 今泉註162)論文。
- 217) 『続日本紀』神護景雲3年正月丙戌条。
- 218) 『続日本紀』神護景雲元年2月甲午条。
- 219) 『続日本紀』神護景雲元年正月己巳条。
- 220) 『平城宮木簡 三 解説』所収3006号木簡。
- 221) 『平城宮木簡 三 解説』。
- 222) 『平城宮発掘調査出土木簡概説』。
- 223) 今泉隆雄「奈良・平城宮跡」(『木簡研究』4 昭和57年11月)、鬼頭清明「平城宮出土の衛士関係木簡について」(『木簡研究』5 昭和58年11月)。
- 224) 『平城宮木簡 三 解説』。
- 225) 『続日本紀』宝龜元年10月丙申条。
- 226) 『平城宮木簡 三 解説』。なお同解説では奈良時代の皇太子のうち在位期間の短い基王・道祖王・白壁王の三皇太子には、春宮坊官人を確認できないことから、春宮坊は設けられなかったらしいと推定しているが、既に指摘したように、基王や白壁王の場合、その在位が短期であったとはいえかえって「東宮」「春宮」における居住を確認できることは、史料上において春宮坊官人を確認することができなくとも、春宮坊の設置を推定させるものではなからうか。

B 歴代天皇の御在所の変遷

i 元明天皇の御在所—平城遷都と「内裏」の創建—

和銅3年、元明天皇は都を新益京(藤原宮)から平城京(平城宮)へ遷した¹⁾。当然、この時元明天皇は平城宮に御在所を営んだものと思われる。元明天皇の御在所に関連して特に問題となるのは、天皇が平城宮に移御した年月日と、その直後における平城宮での天皇の御在所の所在、の二点である。

以下では主としてこの二つの問題点について検討することとするが、その際平城遷都の過程を詳しく跡付ける余裕はないので、ここでは元明天皇の遷都に関わる行動を追いながら平城宮造営の過程を簡略に跡づけ、上記の二つの問題点について検討を加えることとする。

『続日本紀』によれば、遷都のことが初めて議せられたのは、文武天皇在世中の慶雲4年2月のことである²⁾。この時遷都の地が平城に決定されたのか否かについては明らかではないが、文武天皇の崩御³⁾、それに引き続く元明天皇の即位と⁴⁾、急激に変化する情勢の中で、遷都のことが議せられてからほぼ1年のちの和銅元年2月に平城遷都の詔が發布され⁵⁾、同年9月には早くも元明天皇による第1回の平城行幸が行われた⁶⁾。

平城遷都の
過程と元明
天皇の御在
所

第1回の平城行幸では、元明天皇はまず菅原に行き、次いで平城に行幸してその地形を観ている。そののち天皇は平城から藤原宮に還幸し⁷⁾、その二日のちには早くも造平城京司を任命した⁸⁾。翌10月には平城宮を造営する旨を伊勢太神宮に報告し⁹⁾、11月には菅原の地の民90余家を遷¹⁰⁾し、さらに12月には平城宮の地を鎮祭している¹¹⁾。平城遷都の詔發布から平城行幸までに7ヵ月(遷都の議からでは1年7ヵ月)を要したのに対して、第1回平城行幸から還って3ヵ月足らずのあいだに、矢継ぎ早に平城京造営体制の整備と平城宮の造営の前提となる一連の措置がとられたのは、9月の平城行幸が平城宮・平城京の造営にとってきわめて重要な意味をもっていたことを示唆している。行幸後にこれら一連の措置が採られた経過から、元明天皇の第1回平城行幸の主たる目的が平城宮の位置を最終的に決定することにあったことが明らかとなると思われる。すなわち平城宮の造営に関して従来から注目されている、11月に菅原の地の民を遷した措置は、12月に行われた平城宮建設地における鎮祭に先立って採られたものであることから、平城宮造営に先立って菅原を含む平城の地に居住する人々を移住させ、その家を撤去するものであったことを示している¹²⁾。さらにそれは9月に元明天皇が平城に先だってまず菅原へ行幸した¹³⁾ことと関係し、この時の菅原行幸は、これ以前に菅原を含む地が平城宮建設予定地とされたのにともない、そこが宮の地としてふさわしいか否かを天皇自ら実見し、最終的に決定する意味をもつものであったのであろう。そしてこの時の最終決定を承けて行われたのが10月の伊勢神宮への奉幣であり、それは宮の造営地を菅原を含む平城の地に決定したことを含め、平城宮造営についての報告であったと考えられる。一方還幸直後の造平城京司任命は、平城行幸によって宮の位置が決定されたこととともない宮・京城が決定され、これを承けて平城京造営の体制を整えたものとみられ、以後平城京の造営が本格化していったものと思われる。以上のように第1回の平城行幸終了後に採られた一連の措置は、平城京の造営を進めるに当り、まず平城宮の造営候補地であった菅原を含めた平城の地へ行幸してその位置を最終的に決定し、それによ

元明天皇第
1回平城行
幸

って平城京の造営が最終的に決まって造平城京司が任命されるとともに、平城宮造営の報告を伊勢神宮に行い、平城宮造営の地に入る菅原の民を遷して造営を開始するために地鎮祭を行ったもの、と理解することができる。従って和銅元年末に至り平城宮の造営が本格的に開始されたものと考えられる。

翌和銅2年に入ると、『続日本紀』から暫く平城遷都・造営関係の記事が見えなくなるが、これは、恐らくこの数ヵ月間造平城京司と造宮省のもとで平城京と平城宮の造営が順調に進められ、特に顕著なことが起こらなかったために造営関係の記事が『続日本紀』に収載されなかったものであろう。

和銅2年8月、再び元明天皇は平城宮に行幸する。¹⁴⁾第2回行幸の目的は、行幸先が平城宮で、しかも大倭守と造宮大丞に位を授け、¹⁵⁾造宮省の将領以上に物を賜っているだけで、¹⁶⁾造平城京司の官人たちが授位や賜物の対象とはなっていないことにも明らかなように、造営途中の平城宮の状況を視察するとともに、平城宮造営の現場に直接関わる造宮省の官人たちに対して授位や賜物を行うことにあったものと考えられる。このように平城宮の造営担当の官人たちにのみ授位・賜物が行われていることは、和銅2年8月の時点において平城宮造営に関するある段階が終了したか、あるいは終了を迎えつつあったことを示すものとみられる。具体的に明らかにすることはできないが、特に天皇が巡幸している点を考慮すると、天皇の平城宮における御在所がこのころ完成に近づいていたことを示すものとも考えることもできる。また第2回の平城宮行幸のあいだに天皇自ら新京の百姓を巡撫していることからすると、¹⁷⁾実態はどのようなものであれ、このころには平城京に一部の人々が既に居住するようになりつつあり、京についても造営が順調に進んでいたことを示している。京の造営については、さらに翌10月に造平城京司に対し、造京工事にともなう古墳墓の処置について指示を与えている。¹⁸⁾これは、条坊施工に際しての問題点についてその処理を指示したものと解されるから、このころ大規模な条坊が京城に施工されつつあったことを意味し、新京百姓の居住といい、造京事業の進捗を示唆するものである。しかし平城遷都と平城宮造営にともない人心に動揺が見られ、不穏な状況が生まれていたことが『続日本紀』から伺われるが、これも裏を返せば平城の地における宮・京の造営が問題もなく進行していた状況を示すものであろう。以上のような平城京の造営過程とそこにおける宮の造営先行の状況は、平城宮造営が京に先行し、しかも天皇の御在所の造営が他に先んじて行われていた可能性を示唆するものと思われる。

因みに平城宮以外の宮都での遷都時における御在所について見ると、遷都の直後から天皇の御在所であると考えられる「内裏」やあるいは「内裏」に属するとみられる殿舎が史料に登場してくることが知られる。例えば、恭仁宮では天平12年12月の行幸からほどない翌天平13年正月朔に「内裏」が見え、²⁰⁾その実態は不明であるが、天皇が居するに足る御在所が他の中樞施設に先だって造営され設けられていたことが明らかである。また紫香楽宮は天平15年末恭仁宮の造営を停止して造営を開始されたが、²¹⁾翌16年3月には「安殿」(あるいは「大安殿」)が登場している。²²⁾さらに長岡宮でも延暦3年11月の桓武天皇の行幸ののち延暦4年正月朔には大極殿とともに「内裏」が見える。²⁴⁾また平安宮でも遷都翌年の延暦14年正月朔には大極殿が未完成であるのに対して天皇の御在所の正殿と考えられる「前殿」が侍臣たちへの宴の場として見える。²⁵⁾以上のように、恭仁宮を初めとする宮都における遷都の場合、遷都の時点で既に天皇の御在所は

完成を見ていたことになる。従ってこのような他の宮都の場合を参考にしても天皇の御在所が他に先駆けて造営され、平城遷都の時点で既に完成していたと推定して問題ないであろう。しかもそれは仮の施設ではなく、恐らく正式の宮殿であったのではなかろうか。

和銅2年末になり、元明天皇は三たび平城宮へ行幸している。²⁶⁾ 従来からこの行幸をめぐる問題とされてきたのは、『続日本紀』にこの行幸に対応する藤原宮への還幸の記事が見えないことから、天皇は再び藤原宮へ還幸したのか、あるいはそのまま平城宮に留まり、新しい宮で新しい年を迎えたのか、であり、またそこから派生する問題として、翌和銅3年正月に行われた一連の儀式が²⁷⁾いったい藤原宮、平城宮いずれの宮で行われたのか、そしてそこに見える施設は²⁸⁾いずれの宮のものと理解するべきか、などがあった。そしてこの問題は必然的に平城宮の中枢部を形作る大極殿や朝堂、朱雀門などの完成時期が何時なのか、平城遷都時における中枢部を中心とした平城宮造営の進捗の具合、そして平城宮の造営過程を如何に理解するか、などの問題とも深く関りをもっているのである。このことは、いま問題としている平城宮創建期における天皇の御在所の存否あるいはその所在の具体的な比定について考える上でも検討を要するきわめて重要な問題点である。さらに以上の点を如何に理解するかは平城遷都を何時とみるかというより根本的な問題とも関わることになる。

前述のように、平城遷都のことが記される和銅3年3月までの間に、元明天皇が藤原宮へ還幸したことを示す記事はたしかに『続日本紀』にはない。しかし『万葉集』所収の歌の題詞に「和銅三年庚戌春二月從藤原宮遷于寧楽宮時、御輿停長屋原廻望古郷作歌」とあることや『続日本紀』と同日にかけた『扶桑略記』の平城遷都の記事に「從難波宮移御奈良京、定左右京条坊」²⁹⁾とある点は重要である。このうち『扶桑略記』の記事については最後の「定左右京条坊」とあることや平城への移御が難波宮からであるとされている点など、この記事の述べる具体的な内容自体については信憑性に問題があるものの、和銅3年3月に元明天皇が平城宮へ移御したとしている点は見逃すことができない。かりに『扶桑略記』の伝える平城遷都の記事には信憑性に問題があるとして採り上げないとしても、『万葉集』の歌に付せられた題詞を否定する明瞭な材料はない。従って『万葉集』の歌の題詞に記された、元明天皇が和銅3年2月に藤原宮から平城宮へ移ったとの記載は簡単に否定されるべきではなく、むしろこの題詞こそ史料的に独自の価値を有するもので、平城宮への遷都は和銅3年2月に行われた元明天皇の行幸によるとみるべきであろう。またもし和銅3年正月に行われた一連の儀式に関する『続日本紀』の記事を平城宮でのものとする、既に和銅3年の初頭において大極殿・重閣門はおろか、朱雀門や朱雀路までもが整備あるいは完成されていた可能性が出てくることになる。しかし和銅3年正月の記事に見えるような「大極殿」・「南閤」・「中門」・「朱雀門」など平城宮の中核施設がこののち靈龜元年まで『続日本紀』には登場してこない点や、平城宮の「宮垣」が和銅4年8月³⁰⁾になっても完成していないことなどは、明らかに和銅3年初頭における大極殿・重閣門・朱雀門等の宮中核施設やその南に延びる朱雀路の未完成を示唆している。従って和銅3年1月に行われた儀式は藤原宮でのもので、『続日本紀』が特にこの年の正月儀式を詳細に記しているのは、この時が藤原宮での最後の元日朝賀を初めとする、正月の儀式であったために、それを記念すべく儀式自体が通常以上に壮麗に行われ、しかも『続日本紀』がそれを詳記したものとする³¹⁾ことができる。以上のように考える時、和銅2年末の行幸は、翌年正月藤原宮での最後の儀式³²⁾

元明天皇第
3回平城行
幸

平城遷都の
行幸

ののちに行われる平城遷都のための最終的な視察であったと見ることができる。そのような意味を有する元明天皇による平城宮行幸を経て、和銅3年2月に元明天皇は藤原宮をあとにして平城宮に移御し、その上で正式に遷都したのが和銅3年3月であったと見る³³⁾ことができる。

以上のような経過を経て平城遷都が行われ、遷都当初既に天皇の御在所が完成をみていたと推定されるが、次に問題となるのは、それが何と呼ばれるどのような構造を有する施設であったのか、またそれは宮内のどこに設けられたのかである。既に述べたように、天皇の御在所を示す「内裏」や「内」、あるいは「内寝」など天皇の御在所に関連した施設が史料に登場ようになるのは養老4年以降、元正天皇の時代のことであり、創建期の平城宮における元明天皇の御在所については『続日本紀』に全く関係した記載が見られず、遷都当初に「内裏」ないしは「内裏」に相当する御在所が平城宮にどのように存在していたかを示す史料はない。従って遷都当初はおろかそののち平城宮における元明天皇の御在所について、その名称・所在および構造等について明らかとすることは困難である。

ii 元正天皇の御在所

霊龜元年9月、氷高内親王は、母元明天皇から皇位を譲られ³⁴⁾、元正天皇となった。元正天皇の即位当初における御在所に関する史料は全くなく、霊龜年間における天皇の御在所については不明であるが、養老年間に入ると、元正天皇の御在所の様子が次第に明らかとなってくる。

元正天皇の御在所「内裏」

まず養老4年8月、右大臣であった藤原不比等の死去に当たって、元正天皇は深く悼惜して異例の廃朝を行い、「内寝」において挙哀を行ったと『続日本紀』に見える³⁵⁾。前節で述べたように「内寝」の「内」は「内裏」と同義であるから、「内寝」とは明らかに「内裏」にある天皇の寝殿のことである。従って養老4年には元正天皇の御在所として「内」、すなわち「内裏」が存在し、そこに天皇の日常起居する寝殿が設けられていたことがわかる。また同月に発せられた詔には、内印の踏捺を請う場合、これからのちは2通を作成し、そのうちの1通を「内」に進め、もう1通を施行せよ、とある³⁶⁾。この詔に対応する規定が『延喜式』にあり³⁷⁾、そこには2通作成した文書のうち1通は天皇に奏進し、残る1通を施行せよ、と規定している。両者の記載を対比してみると、『続日本紀』の養老4年詔に「内」に進めよとあるのは『延喜式』の天皇に奏進せよとの意味であることになる。従って養老4年詔は、天皇が日常いる「内」へ内印の踏捺を請うため太政官の少納言たちが文書を奏進し、天皇の裁可を受けて主鈴が内印の踏捺を行なうことを前提としたものであり、平安時代に行われた内文に対する請印の手続きとほぼ同じことが既に養老4年の段階から「内」で行われていたことを示している。「内」は単なる天皇の日常的な居所ではなく、天皇にとって日常的な政務を執る場所でもあったことがわかる。以上から養老4年には少なくとも元正天皇の御在所として「内」あるいは「内裏」が存在し、そこには天皇が日常起居する寝殿があり、また「内」において天皇は日常の政務を視ていたと推定することができる。

「内裏」は天皇の日常的な執務の場

また養老5年2月には「日暈如白虹貫」ことがあり、左右大弁と八省卿が「殿前」に召され、天皇が詔して自らへの忠誠を命じている³⁸⁾。左右大弁と八省卿が召された「殿前」については詳しい記述がないので、必ずしもその所在を明確にすることはできないが、左右大弁と八省卿を召した「殿」とは、恐らく天皇が日常政務を執ったり日中座臥する御在所内部にある殿舎のこ

とで、彼らはその殿舎の前面に広がる前庭に呼ばれ、ここに列立して詔を承ったものであろう。従ってここに言う「殿」とは、天皇の御在所にあって、天皇が政務を執ったり座臥したりする殿舎のことであったと考えられる。また養老5年9月には天皇が「内安殿」へ御し、伊勢大神宮への奉幣のための使者派遣の行事を行っている。³⁹⁾この記事については、既に前節において論じたので繰り返さない。

元正天皇の御在所については、その所在を十分には明らかにすることはできないが、以上のように御在所は「内」と呼ばれ、その内部には天皇が日常起居するための寝殿である「内寝」、天皇が御在所での儀式を行うための「内安殿」、あるいは請印などの政務を執る際に出御するための殿舎が少なくとも存在していたことが確認できる。ただし「内寝」と「内安殿」、「殿前」の関係、あるいはこれら以外の殿舎の存在については明らかではない。

元正天皇に皇位を譲った元明太上天皇が御在所をいずれに設けたかは明らかではない。しかし崩御の時点において元明太上天皇が「平城宮中安殿」に住んでいたことは、養老5年12月に元明太上天皇が「平城宮中安殿」で崩御したと『続日本紀』に記されていることから明らかである。⁴⁰⁾元明太上天皇が崩御する2カ月ほど前に右大臣長屋王と参議藤原房前は召し入れられて元明太上天皇の遺詔を承っている。⁴¹⁾この時兩人が召されたのはその2カ月ほどのちに元明太上天皇が崩御することとなった「平城宮中安殿」であったと思われるが、問題はこの「平城宮中安殿」が何処にあったのかである。「平城宮中安殿」の用例は他になく、史料的に検討する余地は殆どないが、関野貞は「平城宮中安殿」を平城宮の「中安殿」と解し、「大安殿」・「内安殿」との相互関係から平安宮の仁寿殿に相当する殿舎であると考えた。⁴²⁾「平城宮中安殿」について最も大きな問題は、平城宮内に存在する施設であるなら当然「中安殿」とのみ記しているにもかかわらず、ことさらに「平城宮」を冠して「平城宮中安殿」と記している点にある。特に平城宮にある施設であることを明示した例としては、この他に『続日本紀』では「平城中宮」があり、⁴³⁾その他『扶桑略記』に「平城中嶋宮」、⁴⁴⁾『類聚三代格』に「平城西宮」が見えるのみである。⁴⁵⁾いずれも平城宮内に独立して存在していたと思われる「宮」であり、「内裏」や「朝堂」など、一定の区画の内部に存在していた個別の殿舎を指して用いてはいない。「平城中宮」の場合、既に前節で述べたように、当時聖武天皇は難波へ行幸中で、そこで不豫に陥った天皇のために当時平城宮における天皇の御在所である「中宮」で読経が行われたものである。従って「中宮」に「平城」が冠せられたのは当然のことである。「平城中嶋宮」については、『扶桑略記』によると、「平城中嶋宮」に行基を戒師として請じて聖武太上天皇・中宮宮子・光明皇后の三人が戒を受け、出家したことが記されている。「平城中嶋宮」に関しては、『正倉院文書』中に「奈良宮中中嶋院」と見えるのが注目されるが、⁴⁶⁾いずれも法華寺内に存在していた中嶋院との関係が考慮されるべきで、必ずしも文字通りに平城宮の内部に存在していたとすることはできない。法華寺に存在していた中嶋院については『正倉院文書』中に多くの史料があり、他に嶋院や外嶋院も存在していたと推定されている。⁴⁷⁾『続日本紀』によると、天平9年12月永く人事不省であった中宮宮子が玄昉の看護にあって開悟したのは皇后宮においてで、この時中宮のみならず、天皇も皇后宮へ赴き、これまでまみえたことのなかった中宮宮子とまみえたのであった。⁴⁸⁾そのような事情を勘案するとき、あるいは3人が同時に受戒・出家した「平城中嶋宮」を皇后宮の中に存在していたものとも考えることもできるのではなかろうか。それを『扶桑略記』

元明太上天皇の御在所

が「平城中嶋宮」と表記したのは、後述するように、皇后宮が平城宮外に位置するものの、機能的には平城宮と深い関係を有していたことによるのではないかと推測される。また平城太上天皇の御在所であった「平城西宮」については、それが平城太上天皇の御在所で、しかも旧都平城にあったためにそのように書かれたものと見られる。以上のように平城宮内部に存在していたのか否かについて問題のある「平城中嶋宮」を除き、残る「平城中宮」と「平城西宮」はともに直接天皇が平城にはおらず、そのために平城宮の施設であることを明記したものと考えられる。しかし「平城宮中安殿」の場合、以上の例とはやや異なるように思われる。それは特定の殿舎名に「平城宮」の語が冠せられている点にある。また従来のように「平城宮中安殿」を「平城宮」の「中安殿」と解してよいかも問題で、『正倉院文書』中の「奈良宮中中島院」の表記も勘案すると、「平城宮中」の「安殿」と読みうる可能性も考慮しておかねばならない。いずれにしても平城宮に存在する施設であることを強調しているのは、太上天皇は本来天皇の住む御在所のある平城宮とは別に、恐らくその外に太上天皇のための宮を営むべきであったが、何等かの事情で元明太上天皇は平城宮内の「中安殿」あるいは「安殿」に御在所を設定したことによると考えることができる。しかし具体的にこの史料からだけでは「中安殿」あるいは「安殿」が平城宮のどこにあったのか、就中「内裏」のなかにあったか否か、いずれとも断定できない。「中安殿」と読めば、『続日本紀』に見える「大安殿」や「内安殿」と何等かの関係があり、それらとの関係を明らかにすることによって「中安殿」の所在や性格・機能を推定することができると考えられるが、単に「安殿」であるとする、必ずしもそれらの殿舎との相互関係を考慮する必要はないことになろう。また「平城宮中安殿」を元正天皇の御在所である「内」にあった殿舎であるとする、現天皇と前天皇とが御在所として同一の区画を共有し、その内部にある別の殿舎にそれぞれ居住していたことになる。

皇太子首皇子
の居所
「東宮」

元明天皇の在位中に既に皇太子となっていた首皇子の居所については、まず元明天皇が元正天皇への譲位にあたって発布した詔に、首皇子は和銅7年に元服し、既に14歳で立太子したにも関わらず、「深宮」を離れなかったと見える。⁴⁹⁾ 首皇子が離れなかった「深宮」については母である文武天皇夫人藤原宮子の居所のことかとも考えられるが、明らかではない。しかしそののち養老5年までには「深宮」を離れ、皇太子本来の居所である「東宮」に入ったものと考えられることについては、既に前節において述べたとうりである。それは、『続日本紀』にこの時「東宮」に佐為王・伊部王・紀男人・日下部老・山田三方・山上億良・朝来賀須夜・紀清人・越智広江・船大魚・山口田主・楽浪河内・大宅兼麻呂・土師百村・塩屋吉麻呂・刀利宣令らを退朝の後に侍せしめたと書かれていること⁵⁰⁾から考えて、この頃には既に首皇子は「東宮」に居住していたと考えられることによる。

iii 聖武天皇前半期の御在所—恭仁京遷都まで—

皇太子首皇子は、神龜元年2月に元正天皇の譲りを受け、大極殿において即位⁵¹⁾し、聖武天皇となった。即位後の神龜元年11月に「朝堂」で行われた新嘗巳の日の宴では五位以上が対象とされているが、この日特に五位以上を「内裏」に召して御酒と禄を賜⁵²⁾っている。このことから

聖武天皇の
御在所「内
裏」

聖武天皇は即位とともに「内裏」を御在所と定めたと考えられる。「内裏」はそののちも恭仁京へ遷都する3年前の天平9年までしばしば『続日本紀』に見え、恭仁京遷都まで一貫して聖武

天皇は「内裏」を御在所としていたものと推定される。恭仁京遷都までの間、「内裏」は、一定の範囲の官人たちを召し、天皇の勅を宣したり、あるいは彼らの意見を陳べさせたりするなど、⁵³⁾ 政治的な場としても登場してくる。これに対して、この時期における饗宴の場としては⁵⁴⁾ 「中宮」―「朝堂」が主として用いられたことについては既に前節で触れた。

ところで、従来、聖武天皇の即位を目指した改作が、造営省の担当のもと、養老5年9月頃に開始され、天平6年頃まで「内裏」や「大極殿」・「朝堂」など平城宮内各所で行われた、と理解されてきた。⁵⁵⁾ その主たる論拠は、一部の史料に見える平城宮改作の記事を聖武天皇即位をめざす改作であるとする解釈と、平城宮各所での発掘調査で検出された遺構や出土遺物の年代観、あるいは出土した木簡の中のこの時期における平城宮内の造営を物語ると考えられるものが見られること、などにあった。

その中でも聖武天皇即位をめざす造営を記す史料として理解され、特に重視されてきたのは、⁵⁶⁾ 『藤氏家伝』下にある、「(養老)五年正月、叙従三位、遷中納言、其九月兼造宮卿、時年四十二、公将工匠等、案行宮内、仍旧改作、由是宮室嚴麗、人知帝尊、神龜元年二月、叙正三位、知造宮宮事如故」との記載である。これまでは、この『藤氏家伝』下の記載から養老5年9月に開始された平城宮の改作は聖武天皇の即位を目指したものであったとされてきた。しかしそのような理解には根本的な問題があると思われる。『藤氏家伝』下によると、藤原武智麻呂が養老5年9月に造宮卿を兼任した際に、新造宮卿たる武智麻呂白らが工匠等を率い宮内を案行して行った宮内の改作によって、宮室は以前に増して嚴麗になり、時の人々は「帝」の尊さを知ったとある。従来あまり検討の対象とはならなかったが、ここに言う「帝」とはいったい誰であるのかは『藤氏家伝』下が伝える平城宮改作の意義を考える上で重要な問題である。

『藤氏家伝』下の文脈による限り、「帝」と呼ばれているのは、神龜元年2月の首皇子の即位にともなって藤原武智麻呂が正三位に叙される以前の天皇、すなわち元正天皇である。従ってこの部分の記載は、従来から指摘されてきたような聖武天皇即位を目指す平城宮の改作について述べているのではなく、元正天皇のもとで行われた宮内の改作で、しかもその改作が結果的には元正天皇の尊さを人々に知らしめることになったとすると、この改作は養老5年9月に開始され、神龜元年2月に元正天皇が皇太子首皇子に位を譲るまでの間で一応完了したものと見なすことができる。また『藤氏家伝』下は、藤原武智麻呂が神龜元年2月に正三位に叙せられるとともに、造営の事を知ることについては従来通りであると記しているが、このことは藤原武智麻呂によって主導された平城宮の改作工事が、藤原武智麻呂の造宮卿兼任期間、すなわち元正天皇の代で完結し、それが聖武天皇即位の神龜元年2月以降に及ばなかったことを示しており、事実『藤氏家伝下』は聖武天皇即位以後における平城宮改作について記していないのである。

ところで『藤氏家伝』下に関する従来の研究によると、⁵⁷⁾ この書は、藤原仲麻呂の家僧と推定されている延慶によって天平宝字4年のうちに撰述されたもので、一連の藤原仲麻呂による祖先顕彰のための事業の一つであり、かつまたそれによって自らの権力を維持しようとするために行われたのでもあった。『藤氏家伝』下は仲麻呂の父藤原武智麻呂の生涯を編年的に記しているが、単なる編年ではなく、武智麻呂の官位の上昇を追いつつ整然と叙述されているとされ、その中で武智麻呂は始祖である藤原鎌足や藤原不比等と対比され、藤原氏を中興し、制度

『藤原氏家
伝』下の伝
える平城宮
改作

を復興した者として描かれ顕彰されるとともに、また律令官人の理想像としても描かれていると言われる。従って養老5年9月に開始されたと記される平城宮内の改作事業もこのような文脈の中で捉えられるべきで、この時の改作が「旧」によって行われたとあることからすると、明らかにこの改作事業も武智麻呂の制度の復興者としての姿を描いたものであると考えられる。従って藤原武智麻呂による平城宮の改作と言われるものが確かに行われたとしても、その具体的な内容、すなわち改作の対象となった「宮」とは具体的にいかなる範囲を指しているのか、また「旧」によって改作したと解した場合、具体的に「旧」とは何を指しているのか、などを『藤氏家伝』下に探ることは極めて困難であると考えられる。

以上のように藤原武智麻呂の主導によるとされてきた養老末年から天平初年にかけての平城宮改作については、聖武天皇即位をめざした改作であると理解するには史料の解釈上問題があり、文献史料からは「内裏」の大規模な改作や造営が行われたと考えることについては否定的にならざるを得ない。このような点は『続日本紀』において神亀元年から天平3年まで「内裏」やあるいは「内裏」と関係を有する諸殿舎が断続的に見えることから認めることができよう。

一方では平城宮各所からは神亀年間の造営を示唆する木簡がかなりの数出土している点が問題である。しかしそのうち確実に神亀年間の造営を示す木簡が出土しているのはS D3715に限定される。また神亀年間に始まる催造司を主体とした造営事業が宮内の一部に限られるのではなく、宮内各所に及ぶ広範囲なものであったと言われるが、S D3715を除くと他に関連する木簡が出土しているのは少子門と南面大垣周辺のみであり、しかも内裏地区の造営については直接関係する木簡が出土していない。内裏外郭地区で検出した土壙S K2102から出土した木簡を「内裏」の造営に関連するものとみる考えもあるが、そこに記された内容を造営に関わるものであると見るには疑問がある。これまでに平城宮跡から出土した木簡からは、神亀年間に平城宮の一部において造営が行われたことを伺うことはできるが、それが内裏地区にまで及ぶ規模のものであったことを明確に示すものはないと考えられる。

以上のように、『藤氏家伝』下に書かれた藤原武智麻呂による平城宮内の改作は、元正天皇一代限りで完結したもので、しかもそれが首皇子即位を日指すための改作ではなく、むしろ元正天皇の治世を飾るためのものであったと考えられること、またそれが大規模な改作であったとする論拠の一つである平城宮跡出土の木簡についても理解に問題があり、内裏地区についてこの時期における大規模な改作を物語る史料は存在しないことなどを確認した。従ってもし首皇子即位にともなう平城宮の改作を考えると、それは神亀年間における催造司主導による造営のみを想定すべきで、平城宮跡各所から出土している神亀年間の造営を示唆する木簡は催造司の主導による改作事業を示すものとして限定的に捉えるべきであろう。

従来一連の造営事業であるかのように考えられてきた、『藤氏家伝』下に記された養老年間における平城宮内の改作事業と、『続日本紀』および平城宮跡出土木簡に何われる神亀年間に始まる造営事業とは、一連のものではなく、一応別個の事業として把握すべきであり、前者は元正天皇の時代に完結した改作で、『藤氏家伝』下に記された内容からすると、その目的は元正天皇の御代を荘厳化するための事業であったと考えられるのに対して、後者は明らかに聖武天皇即位後に開始された事業で、従来言われているように首皇子即位を日指してのものと解するにはその開始が即位後となる点で問題があると言えよう。

さて即位後の聖武天皇の御在所については、上述のようにこれを「内裏」に求めたが、その構造については必ずしも明らかではない。僅かに『続日本紀』などから知りうるのは、「内裏」の内部に存在していたと見られる殿舎として、「大安殿」と「内安殿」を推定することができる程度である。「大安殿」と「内安殿」については、既に前節で詳しく検討を加えたが、聖武天皇の御在所「内裏」の構造を考えるために再度「大安殿」と「内安殿」について確認しておくこととしたい。

「大安殿」では、神亀2年11月に冬至の儀式が行われた。⁶⁰⁾儀式に際しては天皇が「大安殿」に出御して冬至の賀辞を受けており、冬至の儀式には親王や侍臣といった極めて限定された人々の参列が許されていたに過ぎなかった。しかし冬至の儀式に引き続いて行われた宴には、特に文武百寮のうちでも五位以上のものと諸司の長官・大学寮の博士たちが天皇の御する「大安殿」のある空間へ引き入れられ、ここで天皇や親王・侍臣たちとともに終日宴飲が行われた。またのちにおける冬至の儀式でも、天皇の出御した空間において宴を受けるのは五位以上など一定の範囲の官人たちに限られた。これらのことは、「大安殿」とその周囲の空間が天皇を除くとかかなり限定された人しか通常は入ることができないような空間であったが、時にはその枠が拡大されてより広範囲の官人達が特に召し入れられることもあったことを示している。また天平2年には正月16日の宴を、五位以上を対象として「大安殿」への天皇の出御のもとに行っている。⁶¹⁾『続日本紀』に現れた限りでは、「大安殿」は天皇が出御する殿舎であり、それを中心とした空間は限定された人々を対象として行われる儀式や宴会のための空間であった。しかし冬至の儀式のように朝拝を中心とした儀式が行われたのであるから、天皇の御する「大安殿」の南には親王や侍臣あるいは宴に参列を許された五位以上・諸司長官・大学博士たちが列立できるような前庭が存在していたと推測される。また「大安殿」以外にこの空間にはかなり限定された人数とはいえ、そのような人達が宴のために坐する座を設けることができるような殿舎も存在していたものと思われる。

「大安殿」

一方「内安殿」では、神亀4年2月に天皇が出御し、詔によって文武百寮主典以上を召し入れてここで左大臣長屋王が天皇の勅を宣している。⁶²⁾目的は明らかに異なっているが、このような「内安殿」の使用のあり方には「大安殿」に通ずるものがある。すなわち、通常は一部のものの以外には入ることが許されず、天皇の命によって初めて入ることが許された点である。「内安殿」を中心とした空間が基本的には天皇の空間に属し、一部の人たちのみが参入を許された空間であったことは間違いない。しかし天皇の「内安殿」への出御のもとで左大臣が天皇の勅を宣しているのであるから、当然文武百寮主典以上はその前に列立して宣せられた勅を聞いたと推定され、「大安殿」と同様に、「内安殿」の前にもやはり百寮の主典以上が列立できる前庭が必要であったと考えられる。

「内安殿」

以上のように「大安殿」と「内安殿」は、いずれも特定の範囲の官人のみが、しかも天皇の許可によって始めて入ることのできる空間にある天皇の出御のための殿舎で、そこには前庭と臣下のための殿舎が設けられていたと推定される。なお「大安殿」と「内安殿」がともに聖武天皇の御在所である「内裏」にあった殿舎であることなど、両者の関係については既に前節で詳しく述べたとうりであり、特に付け加えるべき点はない。

聖武天皇に譲位した元正太上天皇の居所については史料がなく、明らかではない。

天皇の生母である皇太夫人藤原宮子の居所については関連史料が存在しているが、皇太夫人藤原宮子の居所については既に前節で述べたので省略する。

皇后藤原光明子の皇后宮

皇太子首皇子の即位によって東宮妃から夫人となった藤原光明子は、亡父藤原不比等の邸宅を伝領し、ここに居住したと考えられる。⁶³⁾ また天平元年8月に至り、藤原光明子は冊立されて皇后となるが、引き続き伝領した旧藤原不比等邸に居住し、ここに皇后宮を構えた。⁶⁴⁾

皇太子基王の居所「東宮」

夫人藤原光明子の所生で、神亀4年閏9月に誕生したのちわずか1月余りで立太子された基王は、誕生後しばらくは母光明子が伝領し居住していた太政大臣の第にともに住んでいたものと見られ、神亀4年11月に、大納言多治比池守が百官支史生以上を引きて皇太子を故太政大臣の第(旧藤原不比等邸)に拝している。⁶⁵⁾ しかしそのち翌神亀5年8月に病気にかかるまでには「東宮」に入ったと考えられることについては既に前節で指摘した。基王の死後10年余りを経た天平10年正月に皇太子に立てられた阿倍内親王の皇太子時代の居所については、『大日本古文書』所収の諸文書に「内親王御所」、「東宮御所」と見え、令旨や宣等によって經典が奉請されている。⁶⁶⁾

皇太子阿倍内親王の居所

その際奉請の使者には阿倍皇太子の乳母安倍御母たち女性が当たっている。これらの女性は「東宮御所」に居する阿倍皇太子の側近に奉仕する人たちであったと考えられるが、彼女たちの仕えた阿倍皇太子の「東宮御所」が具体的に何処に設けられていたのかは明らかではない。⁶⁷⁾
⁶⁸⁾

iv 聖武天皇後半期の御在所 (1)―恭仁宮・紫香樂宮・難波宮―

恭仁宮

天平12年12月山背国相楽郡恭仁郷に聖武天皇・元明太上天皇・光明皇后がともに行幸し、「京都」すなわち恭仁宮の造営が開始された。⁷⁰⁾ 翌13年正月朔日には天皇が恭仁宮で始めて朝賀を受けたが、この時まだ「宮垣」は完成しておらず、帷帳を張り巡らして元日朝賀の儀式

内裏

を執り行った。しかしその日に行われた宴は五位以上を対象として「内裏」で行ったと『続日本紀』は記している。⁷¹⁾ 後述するように、『続日本紀』の恭仁宮に関する一連の記事から「大極殿」・「朝堂」など、中枢施設の造営がかなり遅れたことが推定されるが、これに対して『続日本紀』が天平13年正月朔の宴の場を「内裏」と記していることは注目に値する。しかし、このことは直ちにこの時点において「内裏」、すなわち天皇の御在所を始めとした多数の殿舎が既に完成し存在していたことを意味するわけではなく、『続日本紀』の編纂者が恭仁宮における天皇の御在所をその実体の有無に関わらず「内裏」と表記した可能性もある。ただし同日の記事において、朝賀については正確に仮の施設において執り行ったことを記すのに対してそのあとで行われた元日の宴についてのみ事実と異なる記述を行ったと考えるのは難しく、「内裏」が既に実体として存在していた可能性が大きい。「内裏」が遷都直後において宴の場として登場することは、既に述べた他の宮都での遷都時における天皇の御在所のあり方からすると、遷都時において既に天皇の御在所の造営が居住とある程度の行事に耐えうるほどに進捗しており、そのような段階に至って始めて天皇が恭仁宮に行幸し、「内裏」に入った可能性があると考えられる。もしそうであるとすると、このことはさらに恭仁宮の造営とそこへの遷都・行幸がかなり早い段階から日程に登っており、事実また一部の施設については早くから造営が開始されていたことを示唆する。⁷²⁾

以上のように、聖武天皇の恭仁宮における御在所は「内裏」に設けられたものと考えられる⁷³⁾

が、「内裏」については五位以上や群臣を対象としてしばしば宴が催されたことが『続日本紀』に記されているだけで、そこに存在していたと考えられる殿舎や施設は殆ど史料に登場しない。そのような中で、「内裏」の正殿と考えられる「大安殿」については、天平14年正月16日の節会⁷⁴⁾の宴と、翌15年正月7日の節会⁷⁵⁾の宴に際して天皇が出御した殿舎として見える。恭仁宮の「大安殿」が天皇の居所ではなく「内裏」の正殿であったと考えられることについては既に前節で述べた。

「大安殿」

恭仁宮の中樞施設の大部分の造営がかなり遅れたことについては既に先れたが、中でも「大極殿」については従来から問題が多く、平城宮の大極殿を移建し、天平15年12月に至って歩廊とともにようやく完成した旨の記事が『続日本紀』に見えることから、この頃ようやく移築が完了したものと考えられている。しかし『続日本紀』には同年の正月3日に行われた朝賀の際に天皇が出御した場所として既に「大極殿」が見えている⁷⁶⁾。これに対して、前年の正月1日に行われた朝賀の際には「大極殿」はまだ完成しておらず、権に四阿殿を建てて天皇はここに出御し、朝賀を受けたとある⁷⁷⁾。これらのことから、「大極殿」は天平14年にはまだ完成しておらず、朝賀の際に天皇が出御するに耐えうような状態にはなかったが、それから1年程で天皇が出御して朝賀を受けるには耐えうような程度までは整った。しかし、最終的な完成は天平15年末の頃までずれ込んだと見ることができる。ところが以上のような「大極殿」の造営過程についての推定に対して相反するような史料が『続日本紀』には見える。すなわち恭仁宮への行幸直後である天平13年正月16日の節会に際して天皇が「大極殿」に出御し、百官主典以上に宴を賜ったとある⁷⁸⁾。この記事には、「大極殿」の造営経過に関わる問題以外でも問題とすべき点がある。それは天皇が「大極殿」に出御して百官主典以上の官人を対象として宴を賜ったとある点である。この例を除いて、奈良時代の諸宮で天皇が「大極殿」に出御して宴を行っている事例はないし、また現在のところ恭仁宮の発掘調査で検出されている大極殿院内の遺構で百官主典以上の官人たちを収容できるほどの規模を有する施設は確認されていない。これに先の「大極殿」の造営過程に関する推定を考え併せると、天平13年正月16日の節会に際して天皇が出御した「大極殿」は誤りで、恭仁宮における節会の際に天皇が出御する殿舎の事例を参考にすると、「大安殿」であった可能性が高いと考えられる。なおこのように、本条をも「大安殿」の用例として加えてよいとするならば、『続日本紀』による限り、恭仁宮の「大安殿」は、基本的に正月の節会に当り天皇が出御する殿舎として使用されていることになる。

平城宮大極殿の移建

一方、恭仁宮へ聖武天皇とともに行幸した太上天皇と皇后についても、恭仁の地にそれぞれの宮を持ち、そこに居住していたことを『続日本紀』に伺うことができる。

まず太上天皇は天平13年7月以降恭仁宮の近くに位置する「新宮」を御在所としていたと考えられる。『続日本紀』は、天平13年7月に元正太上天皇が完成した「新宮」に移御し、聖武天皇が河頭(木津川)で迎えたことを記し、またそれから3日後には「新宮」で群臣に対する宴を催したことを記している⁸⁰⁾。後者が太上天皇の「新宮」へ移御したことを祝うための宴であったと考えられることから、「新宮」は元正太上天皇の御在所として新たに造営され、天平13年7月に至って完成をみたために移御したのと考えられる。一方前者については元正太上天皇が平城宮から恭仁宮へ移ったことを示すとの解釈もあるが、『続日本紀』による限り、元正太上天皇は天平12年末に聖武天皇や光明皇后とともに恭仁宮へ行幸しており、そののち平城宮へ

元正太上天皇の御在所「新宮」

還幸したとの記事は『続日本紀』になく、またその移動を「移御」と表記していることなどから、「新宮」への移御とは恭仁宮あるいは恭仁京内での移動と考えた方がよいと思われる。さらにこの日の太上天皇の「新宮」への移御に当って聖武天皇が木津川のほとりに出迎えたこととあることからすると、「新宮」は木津川の北岸、恭仁宮付近に位置していたと考えられる。一方このことは「新宮」に移る天平13年7月以前にあっては太上天皇の御在所が木津川の南岸に置かれていたことを推測させる。以上のように元正太上天皇は聖武天皇とともに造営途中の恭仁宮に行幸し、当初は恭仁宮とは木津川を隔てた対岸に御在所を設けていたが、太上天皇の御在所として木津川の北岸、恐らく恭仁宮の近くに「新宮」を造営し、その完成とともに天平13年7月にここに移御したと考えられる。

光明皇后の 居所皇后宮

一方、光明皇后は皇后宮に居住していたと考えられる。しかし光明皇后が居住していた皇后宮については、造営あるいは完成に関する記事、また居住を開始したことを示すような記載は『続日本紀』に見あたらない。あるいは既に存在していた施設を皇后宮に充てたためによるものかとも考えられる。皇后宮の存在は天平14年に入ってようやく確認できる。まず同年2月には天皇が皇后宮に幸して群臣に宴を賜い、その時の天皇の喜びは極めて大きかったと記されている。⁸²⁾この時天皇が大いに飲んだ理由については明らかではないが、巨勢奈弓麻呂・坂上犬養・縣犬養八重の三人に授位が行われていることが注目される。この3人を直接結び付ける要素は容易に見出し難いが、巨勢奈弓麻呂は造宮卿として恭仁宮および恭仁京の造営を担当し、しかも造営の実務ではなく、公卿を代表して造営全体を総監する役割をもっていたと思われる人物である。縣犬養八重は女性で、のちに命婦と見えることから皇后宮に仕えていた女官の一人であった可能性がある。また坂上犬養は当時における官職が明らかではないが、その卒伝において聖武天皇に寵愛されたとあるように、聖武天皇との関係が深く、かつまた光明皇太后の葬儀に当っては山作司となるなど、光明皇后とも関係があったものと推測される。従って授位に預かった3人に共通する点を考慮すると、この日の行幸は皇后宮の造営に関わって行われた行幸であり、宴・授位であった可能性も浮かび上がってくる。ただしそれが皇后宮の造営に関わるとしても、新造によるのか改造などによるのかは明らかではない。また4月にも再び天皇は皇后宮に御し五位以上に宴を賜っているが、その理由は明らかではない。以上皇后宮に関する二つの記事で注目されるのは、天皇の恭仁宮からの移動が2月の場合には「幸」、また4月では「御」と記されていることである。恭仁宮において天皇の移動が「幸」とも「御」とも表現されるものには皇后宮の他に後述する石原宮⁸⁴⁾がある。また平城宮では大藏省⁸⁵⁾や松林宮⁸⁶⁾(松林苑)への天皇の移動が「幸」とも「御」とも表現されている。平城宮の大藏省や松林宮の場合は、これらの施設が平城宮に近接して位置し、平城宮に付属する施設であったことからそのような表記が採られたものと推定されている。⁸⁷⁾平城宮における用例を恭仁宮にも適用すると、皇后宮や石原宮は恭仁宮に近接して位置し、恭仁宮の機能の一部を担う付属施設のような存在であったと推定することができる。従って恭仁宮における光明皇后の皇后宮は恭仁宮の外に独立し、しかもこれと近接した位置に設けられていたことになる。しかし皇后宮が元正太上天皇の御在所「新宮」のように新たに造営されたものであったのか、あるいは旧来から存在していた施設を利用したものかについては既に触れたように明らかではない。

なお皇太子阿倍内親王も父母である聖武天皇や光明皇后とともに恭仁宮へ移って来ていたこ

とが知られるが、恭仁宮における居所については不明である。⁸⁸⁾

恭仁宮・恭仁京の周辺にはこれらのほかに多くの関連施設が存在していた。古くからこの地にあり、恭仁宮造営後はその西南に位置していたと見られる甕原宮は、恭仁宮遷都後も維持され、天平13年閏3月には平城宮にあった兵器が甕原宮に運び移されている。ただしこれ以後甕原宮は『続日本紀』から見えなくなる点に注意される。また恭仁宮の北に接する位置にあったと思われる城北苑には造宮省によって宮殿が造営され、天平14年正月にはその完成に当たって天皇が行幸し、宴を催している。さらにその東（恭仁宮の東北）には石原宮があり、ここには楼などが存在し、天皇が行幸あるいは出御して宴や饗などが行われた。⁸⁹⁾⁹⁰⁾⁹¹⁾⁹²⁾

甕 原 宮

城 北 苑

石 原 宮

紫香楽宮 恭仁宮に都が移り、まだその造営が継続されていた天平14年8月に紫香楽宮の造営が開始された。⁹³⁾紫香楽宮の造営は、天平15年11月に聖武天皇が行幸し、以後4ヵ月間ここに留まるところから本格化したものと見られ、同年末にはついに恭仁宮の造営が停止されるに至った。⁹⁴⁾後述するように、翌天平16年2月には、これより前に一時難波宮に行幸していた聖武天皇が再び紫香楽宮に行幸し、翌3月には山城国分寺の大般若経を紫香楽宮に運ばせている。⁹⁵⁾この時の『続日本紀』の記事が紫香楽宮の構造を知る上できわめて重要な史料の一つである。山城国分寺から運送されてきた大般若経は、雅楽の奏される中、朱雀門の辺りで官人たちの迎礼を受け、さらに導かれて「宮中」に入って「大安殿」に安置され、僧200人を請じての転読が行われた、とある。このことは、紫香楽宮の南面には朱雀門が開かれ、宮中すなわち朱雀門の内にはいと「大安殿」があったこと、また「大安殿」は紫香楽宮の中心的な殿舎であるとともに、200人もの僧を請ずることができる広い前庭を有する一郭であったことを示している。また翌17年正月には、元日の宴が「御在所」で五位以上を対象として行われ、7日の節会では天皇が「大安殿」に出御して五位以上を宴している。⁹⁶⁾7日の場合には五位以外の百官主典以上に対し「朝堂」で饗も行われている。「御在所」と「大安殿」においてともに五位以上が宴に預かっているが、元日の宴では当然天皇がその場にいたと考えられるにも関わらず、その旨が明記されていないのに対して、7日では「大安殿」に出御したことが明記されていること、また両日における宴の性格などからすると、「御在所」は天皇の私的な空間で、「大安殿」を中心とした一郭は天皇が行事に際して出御するより公的な空間であったと推定することができるし、また「御在所」は、「内裏」のごとき一定の区画を指し示す名称であったとも考えることができる。また7日に百官主典以上が饗に預かった「朝堂」が存在していることから、紫香楽宮に「朝堂」に対する「大極殿」があった可能性も考えられるが、「大極殿」が存在していた明徴はなく、天平17年の朝賀の儀式が廃されていることから見ると、かりに存在していたとしても完成はしなかった可能性が強い。⁹⁷⁾⁹⁸⁾⁹⁹⁾

大 安 殿

御 在 所

いずれにしろ山城国分寺の大般若経が安置され、200人もの僧によって転読が行われたことからすると、紫香楽宮を代表する中心的な殿舎は「大安殿」であった。

以上から紫香楽宮の構造はほぼ次のように考えることができる。すなわち宮の南面には朱雀門が開き、その内の「宮中」には「大安殿」を中心とした一郭があり、その奥には「御在所」があった。また「朝堂」や百官の曹司も宮内には配置されていたものと見られる。従って紫香楽宮には天皇の居住する御在所とその正殿である「大安殿」を中心に「朝堂」や曹司が配置されていたことが確認できるが、「大極殿」が造営されたのか否かについては明らかではない。¹⁰⁰⁾

皇后宮職 また皇后宮職が紫香樂宮に存在していたことから、光明皇后は紫香樂宮においても独自に皇后宮を営んでいた可能性を想定することができる。¹⁰¹⁾

難波宮 天平16年正月になり、難波宮行幸のための装束次第司が任命され、次いで翌閏正月には百官と市人に対して定都のことが諮られた。¹⁰²⁾この時、市人の大多数が恭仁京を都とすることを望んだのに対して、官人達の半数近くが難波京の便宜を陳べたことを背景として難波宮行幸が敢行された。¹⁰³⁾しかし難波宮における聖武天皇の滞在はわずか一カ月余りに過ぎず、再び翌2月には紫香樂宮に行幸し、¹⁰⁴⁾官人たちの多くが都として望んだ難波宮を去っている。しかし『続日本紀』によれば、元正太上天皇と左大臣橘諸兄は難波宮に留まり、¹⁰⁵⁾天皇の紫香樂宮行幸の二日後には太上天皇の勅を伝宣する形で、左大臣橘諸兄が難波宮を皇都とする旨を宣している。¹⁰⁶⁾そしてこののち太上天皇は10月中旬まで難波宮に滞在した。¹⁰⁷⁾

聖武天皇のわずか1カ月あまりの難波宮滞在中には難波宮の施設が全く『続日本紀』には現れず、天皇が何処を御在所としていたのかは不明である。また天皇が紫香樂宮に移ってのち、元正太上天皇の難波宮滞在中に見えるのは「難波宮中外門」と「東西楼殿」のみであり、¹⁰⁸⁾太上天皇の居所も判明しない。¹⁰⁹⁾なお奈良時代における難波宮の造営は養老3年頃から始まり、天平6年頃まで続けられたが、これ以降に現れる難波宮の施設にも天皇の御在所などは見えず、具体的に天皇の御在所を推定することは困難である。しかし難波宮跡の発掘調査で明らかとなっている奈良時代の難波宮の遺構であるいわゆる後期難波宮には「内裏」に相当する区画が存在していることから、恐らく天皇はこの一郭に居したものと想像される。

V 聖武天皇後半期の御在所 (2)―平城遷都後―

天平17年5月、諸司官人等および平城の四大寺衆僧に対して行われた諮問において、彼ら全てが平城京への遷都を強く望んだ結果、平城京を都とするとの最終的な決定が下され、その9日後には早くも平城への行幸が行われ、ここに平城遷都が実現した。¹¹⁰⁾こののち平城へ遷都（あるいは遷都）したとの詔は発布されることはなかったが、6月に入って平城宮の宮門に大楯が建てられたことは、平城に都が遷ったことを天下に示したものであった。¹¹¹⁾なお平城京への遷都に先だち、4年余りの長期に亘って天皇を始め諸司官人の大多数が留守にした平城宮に右大弁紀飯麻呂が派遣されて掃除が行われている。¹¹²⁾¹¹³⁾¹¹⁴⁾

平城宮に還御した聖武天皇は「中宮院」を御在所としたが、『続日本紀』は光明皇后の居所については明記せず、恭仁遷都以前の平城宮における居所であった皇后宮を旧皇后宮と表記し、しかもこれを「宮寺」（のちの法華寺）としたとだけ記している。¹¹⁵⁾この記載からは、聖武天皇とともに平城宮へ還った光明皇后が「宮寺」となった旧皇后宮にそのまま居住したのか、あるいは「宮寺」となった旧皇后宮以外に新たに皇后宮を営んだのか、明瞭ではない。しかし光明皇后は恭仁遷都以前と同様に「宮寺」とした旧皇后宮に居したと考えられる。

聖武天皇の御在所「中宮」

聖武天皇が遷都した平城宮で御在所としたのは上記のように「中宮院」であった。「中宮院」は本来天皇が御在所とすべき施設ではなかったこと、しかも聖武天皇が御在所とした「中宮院」の名称は「中宮」であったことについては、既に前節において詳しく検討したとおりである。

天平17年8月に無遮大会が「大安殿」で行われている。¹¹⁶⁾この時に無遮大会を行った理由について『続日本紀』は全く記していないが、既に述べたように「大安殿」が本来の御在所である

「内裏」の正殿であるとする、あるいは平城遷都の際に本来「内裏」に入るべきであったが、なんらかの理由で、恐らくは「内裏」の建物の一部が恭仁宮などへ運ばれていたためにすぐには使用できない状態にあったためか、あるいは天皇が長く居住していなかったために即座に住むには十分な状態ではなかったために、一定の改装などの必要があったことによって、聖武天皇は一旦「中宮院」に入ったのであって、その改装が進み、遷都後3カ月を経てようやく居住するに足る状態となったので、天皇が「内裏」に入御するに先だって無遮大会を行ったものとみることができる。

平城遷都から3カ月余りした天平17年8月に、聖武天皇は難波宮へ行幸しているが、天皇は難波宮滞在中に不豫に陥り、勅によって平城宮と恭仁宮の留守に命じて宮中をそれぞれ固守させるとともに、孫王等を難波宮へ召し、また使いを遣わして平城宮にあった鈴印を難波宮に回収している。¹¹⁸⁾以上のような聖武天皇不豫の緊急事態に対処するために一連の措置がとられた4日後に、平城宮では「中宮」に僧600人を請じて大般若経の転読が行われた。¹¹⁹⁾これは単なる大般若経の転読ではなく、難波宮で不豫に陥った聖武天皇の聖体の回復を願ってのものであると考えられることから、転読の行われた「中宮」こそ聖武天皇が平城遷都の際に御在所とした「中宮院」のことで、それは当時、大極殿のない平城宮を代表する施設であったと考えられる。このうち聖武天皇が何時難波宮から平城宮へ還幸したのかは、『続日本紀』に見えないが、同年11月には「内裏」において五位以上を対象として新嘗の宴を行っている。¹²⁰⁾この「内裏」が平城宮の「内裏」であるとする、この時までには聖武天皇も一応の快復を見せて平城宮へと還幸し、御在所である「内裏」に入御したものと考えられる。

このうち2年余り聖武天皇の御在所について『続日本紀』には史料がなく、他にも明確に聖武天皇の御在所について記す史料がない。しかし『正倉院文書』¹²¹⁾によると、天平18年正月7日には大唐使(遣唐使)が召されていること、あるいはまた同年3月16日には「大宮」に参向した人たちに対して塩を賜っていることが知られることから、『続日本紀』に御在所についての史料を欠いている時期においても、このような行事が行える御所に天皇が居住していたことは間違いなく、それは恐らく上記した「内裏」であったものと推測される。天平18年については平城宮内の殿舎や施設が全く他の史料に現れないために、「大極殿」や「朝堂」など平城宮の中核施設が如何なる状態であったのかについては全くわからないが、翌天平19年になると、ようやく平城宮の諸施設が『続日本紀』に登場してくるようになる。しかし不思議なことにその全てが「南苑」に天皇が出御して行われた儀式や宴に限られ、¹²²⁾他の施設・殿舎は全く現れない。

「南苑」は神亀3年～5年にかけてある程度集中的に使用され、¹²³⁾そのうち恭仁遷都以前においても時折使用されることがあったが、¹²⁴⁾最も集中的に使用されたのは、天平19年においてである。しかも先に指摘したようにこの時期「南苑」以外の他の施設や殿舎は全く『続日本紀』等の史料に現れてこない。「南苑」で行われる行事は基本的には天皇出御のもとで行われる宴で、この他に叙位や節会なども行われている。天平19年における「南苑」の使用のあり方も恭仁遷都以前におけるそれとほぼ同じであるとみてよい。天平19年における「南苑」の使用のあり方での問題は、まず正月1日の元宴が「南苑」で行われていることにある。元宴は、恭仁遷都以前には、天皇出御のもとで「中宮」と「朝堂」とを併用して行うのが基本で(Tab. 2 中宮の利用例)、遷都後については「内裏」が元宴の場として固定化すると考えられる。事実この翌

御在所「内裏」

「南苑」

年である天平20年には「内裏」と「朝堂」を用いて元宴が行われている¹²⁵⁾。従って以上のような元宴の場のあり方からすると、天平19年の元宴で「中宮」ないしは「内裏」が用いられていないのはきわめて異例のことであるとみてよい。「中宮」については、既に述べたように仮の御在所として平城遷都直後ごく限られた期間のみに使用されたようであるが、「中宮」も使用されていないのはきわめて不審である。それは「中宮」も「内裏」も使用できないような状態にあったとしか考えられないのではなかろうか。さらに次の史料は「大極殿」あるいは「朝堂」一郭もこの時使用不可能な状態にあったことをと推測させてくれる。すなわち5月15日に「南苑」で仁王経を講説するとともに、天下諸国においても同じく同経を講ぜしめている¹²⁶⁾。この仁王経講説について『続日本紀』は理由を記していないが、3日前の12日に地震が起こっていることが注目される¹²⁷⁾。地震の起こった場所について『続日本紀』は明記していないが、恐らく両者は関連を有するものであろう。従って天下諸国にまで及んで仁王経講説のことが行われていることを勘案すると、「南苑」は天平19年段階において平城宮を代表する施設で、それ故に仁王経の講説が「南苑」で行われたものと考えられる。このような場合、当然「大極殿」・「朝堂」や「内裏」が平城宮を代表し、そこで仏典の講説が行われるはずであるから、「南苑」が仏典講説の場に当てられているのは、「大極殿」・「朝堂」あるいは「内裏」が当時使用できない状態にあったことを示唆していると考えられる。天平17年11月を最後として2年余り「内裏」が見えないのは、「大極殿」や「朝堂」がこの間史料に見えないことと揆を一にしており、天平18年から天平19年にかけて2年程の間、「内裏」・「大極殿」・「朝堂」がほぼ一斉に改作されていたことによるのではなかろうか。

しかしこの度の改作は天平20年の年頭にはほぼ完了していたものと見え、既に述べたように同年正月の元宴は「内裏」で行われ、また「朝堂」も併用されている¹²⁸⁾。「内裏」と「朝堂」とを併用して元宴を行うのは、のちの宝龜9年の時以外になく、このような特異な使い方は従来の「中宮」と「朝堂」との併用の例を襲った可能性もあるが、この場合従来とは異なり、「内裏」に参入したのは五位以上であるのに対して「朝堂」ではその余の者が饗を「朝堂」で賜っている。その余が「内裏」に参入しう資格を有する五位以上のもの以外の五位以上の官人である可能性もあるが、五位以下の官人のことを指しているとする、この時だけは元宴に参加を許された官人の範囲が通常とは異なり非常に広くされていることになる。あるいは何等かの祝賀の意味を持った元宴であったがためにこのような措置がとられたのかもしれない。そのような意味を持つ元宴であるとする、それは「内裏」や「大極殿」の改作の終了と関わるものであるかもしれない。

いずれにしても聖武天皇はこののち再び譲位のために平城宮の「内裏」を出るまで1年足らずのあいだ、「内裏」を御在所としたものと考えられる。この間の「内裏」の内部の様子については殆ど明かではない。しかし天平20年の正月7日の宴に際して天皇が「南殿」に出御したことが記録されている¹³¹⁾。『続日本紀』の諸写本はいずれも天皇が出御した殿舎を「南殿」とするが、『日本紀略』は「南高殿」、『類聚国史』は「南安殿」とする。このうち「南高殿」は明らかに他の「南殿」や「南安殿」とは異なり「内裏」の中心殿舎以外の殿舎を指しているものごとくに受け取ることができる。従って天皇が出御する殿舎としては「南高殿」よりは「南殿」や「南安殿」のほうがよりふさわしいと思われる。「南殿」とすれば、のち平安時代には

内裏正殿である紫宸殿が同じく「南殿」と呼ばれたことが参考となる。また「南安殿」であるとすれば、「内裏」内部にあった複数の「安殿」のうち南に位置するもののことで、その場合もやはり「南殿」と同じ意味となろう。

そののち天平勝宝元年閏5月に、聖武天皇は、娘阿倍内親王に譲位するために、薬師寺へ遷御¹³²⁾し、ここを薬師寺宮として御在所に当てることとし、以後7月の譲位までは薬師寺宮を御在所としていたと考えられる。これは明らかに譲位のために平城宮にあった聖武天皇の御在所「内裏」を空け、即位とともに新天皇の「内裏」への遷御を可能とするための措置であったと推測される。

薬師寺への
遷御

ところで『続日本紀』によると、平城遷都の時旧皇后宮は「宮寺」とされたが、平城宮へ聖武天皇とともに遷幸した光明皇后は「宮寺」を居所としたものと考えられることについては先に触れた。また皇太子阿倍内親王の居所については不明であるが、平城遷都後の元正太上天皇の御在所については、前節で詳しく述べたように、『万葉集』に「中宮西院」と見えている。

元正太上天
皇御在所の
「中宮西院」

vi 孝謙天皇初期の御在所

聖武天皇の皇太子阿倍内親王は、天平勝宝元年7月、聖武天皇の譲りを承けて大極殿において即位¹³³⁾し、孝謙天皇となった。前述したように阿倍内親王の即位に先立って、聖武天皇は、同年閏5月に平城宮から「薬師寺宮」¹³⁴⁾に移御し、ここを御在所に定めていた。¹³⁵⁾

既に前項で述べた聖武天皇の「薬師寺宮」移御の理由と、聖武天皇が平城京遷都後の天平末年から天平勝宝初年にかけて「内裏」を御在所としていたと考えられることとを考慮併せると、皇位を譲り承けた当初における孝謙天皇の御在所は、平城宮の「内裏」に定められたものと推定することができる。

孝謙天皇の
御在所「内
裏」

このように即位当初の孝謙天皇の御在所は聖武天皇のそれを受け継いで、平城宮の「内裏」に営まれたと考えられるが、即位ののちしばらくのあいだ孝謙天皇は平城宮を離れ、「大郡宮」を御在所としていた時期がある。

大 郡 宮

孝謙天皇が平城宮の「内裏」を離れ、「大郡宮」を御在所として使用した期間は、『続日本紀』等の記載からでは必ずしも明確ではない。しかし「大郡宮」を御在所として使用し始めた時期は、遅くとも即位後3ヵ月した天平勝宝元年10月に行われた河内国行幸実施の時点に遡らせることができると考えられる。その根拠は、『続日本紀』が、これより7日前から行幸していた孝謙天皇の行幸先である河内智識寺・石川の上からの「大郡宮」への移動を「還」と表現している点にある。¹³⁷⁾すなわちここに「還」とあることは、少なくとも河内智識寺への行幸以前、孝謙天皇は「大郡宮」に御していたことを示唆している。¹³⁸⁾

一方、御在所としての「大郡宮」の使用終了の時点については、使用開始の時期に比べさらに究明が困難である。まず『続日本紀』によると、天平勝宝2年2月に孝謙天皇は「大郡宮」から「薬師寺宮」に移っていることから、以後しばらくのあいだ「薬師寺宮」を御在所とした可能性が考えられる。しかしこの時の『続日本紀』の記事には孝謙天皇が「薬師寺宮」を御在所としたとの表現はなく、この時の移御自体が果して天皇の御在所の移動を意味するのか必ずしも明らかではない。このことは、孝謙天皇の「薬師寺宮」への移御がいったい如何なる理由によるものであるのかといった問題と関連する点である。前述したように、「薬師寺宮」は、

前年の天平勝宝元年閏5月に聖武天皇が皇太子阿倍内親王への譲位のために遷御し御在所とした宮であった。孝謙天皇の「薬師寺宮」への移御の理由については、先に遷御し御在所としていた聖武太上天皇がそののちも「薬師寺宮」に留まったのか、あるいは既に平城宮など「薬師寺宮」外へ去っていたのか『続日本紀』は記していないから、明らかにすることは困難である。

次に孝謙天皇が「薬師寺宮」へ移御して以降、再び「大郡宮」へ還御したのか、あるいはまたある時期にそのまま平城宮に戻ったのかについても明らかではないが、翌天平勝宝3年正月16日の宴が孝謙天皇の「大極殿南院」への出御のもとに行われたと『続日本紀』に記されている¹⁴⁰⁾ことから、これ以前に平城宮へ還御したことは間違いない。ここで天平勝宝3年正月16日までの間で平城宮に関する記事を『続日本紀』に求めてみると、天平勝宝2年5月に「中宮安殿」に僧一百人を請じて、仁王経を請じた記事のあることが注目される。¹⁴¹⁾あるいはこのころ孝謙天皇が平城宮に入ることとなったために、それに先だって行われたのがこの講経であったと見ることもできるが、この時併せて左右京・四畿内・七道諸国でも仁王経の講説が命じられていることなどからすると、既に述べたように、「中宮安殿」において仁王経が講じられたのは、孝謙天皇即位後の一代一度の仁王経講説に当たるものと考えることができ、孝謙天皇の平城宮への還御に対する措置と捉えるのは必ずしも当を得ていない。むしろ後述するように、この記事について注目されるのは、一代一度の仁王経講説と思われる仏教儀礼が行われる場所として第一に掲げられているのが大極殿ではなく、「中宮安殿」である点にある。

正倉院文書中には孝謙天皇の「大郡宮」行幸に関連すると考えられる文書、天平勝宝2年7月29日付の浄清所解がある。¹⁴²⁾浄清所関係の文書は正倉院文書中に8通あり、その内容と形式から浄清所の官制上における位置付けについての推定が鬼頭清明によってなされている。¹⁴³⁾それによると、浄清所は、皇后・皇太后であった藤原光明子のために設置された皇后宮職・紫微中台の被管官司で、土器や衣類・食料の調達と支用の両方に関与した官司であると考えられる。浄清所に関する8通の文書のうち、当該文書は、7月26日に「大郡宮」行幸において浄清所が使用したもの、収納したもの、および損失したものについて勘注した文書である。「大郡宮」行幸での使用物・収納物・損失物についての勘注を7月26日の時点で行った理由はこの文書だけからでは明らかではない。しかし当該文書は浄清所からの「大郡宮」行幸に関する決算報告であるが、告朔（毎月月末に行われる定例の報告）ではないと考えられることから、「大郡宮」行幸に従った浄清所の行幸終了時点における決算報告であったのではないかと推定される。次の問題は「大郡宮」へ行幸した人物が誰であったかである。浄清所が皇后宮職・紫微中台の被管であるとの推定が正しいとするならば、当然浄清所が行幸のために物品を支出したり、あるいは収納したりするのはその所管官司の職務に関連したものと見なければならない。従って本解に言う「大郡宮」へ行幸し遅くとも7月26日の時点において還御したと思われる人物は、光明皇太后であったと考えなければならないであろう。以上のような推定が正しいとすると、本文書に記された「大郡宮」行幸自体は必ずしも「大郡宮」行幸に直結することにはならないが、¹⁴⁴⁾翻って皇太后が孝謙天皇とともに「大郡宮」へ行幸していたものとする、皇太后の「大郡宮」からの還御は孝謙天皇の平城宮還御と何等かの関連を有していたものと推測することができ、孝謙天皇の「大郡宮」行幸も、遅くとも浄清所の解が勘注の区切りとした天平勝宝2年7月26日以前で、26日からあまり時を経だてない時点において終了したものであると考えることができる。

従って孝謙天皇の平城宮への還御の正確な時期については不明であるが、天平勝宝2年7月末に求めるのも一案である。

それでは孝謙天皇の「大郡宮」行幸の間、平城宮はどのようになっていたのであろうか。それはまた孝謙天皇が即位の直後に、しかも長期にわたって平城宮を離れ「大郡宮」へ行幸していた理由が奈辺にあったのかという問題とも深い関連を有している。『続日本紀』はこの点について明確な記載を欠くが、この間の孝謙天皇の行動を子細に辿ってみることによって明らかとなる点もあると考えられる。

まず「大郡宮」の所在地が問題である。それは「大郡宮」をどこに求めるかによって孝謙天皇の「大郡宮」行幸の歴史的な位置付けが若干異なるものとなると考えられるからである。従来、「大郡宮」については、その所在を難波に求める説と大和に求める説とがあり、今日必ずしも見解の一致をみているわけではない。しかし天平勝宝2年正月の元宴が「大郡宮」と「薬園宮」とを併用して行われていること¹⁴⁵⁾からすると、両宮は近接して所在していたと考えられ、しかも「薬園宮」が大和郡山市内に比定されることを考え併せると、「大郡宮」を大和国内に求めるのが妥当であると考えられる。¹⁴⁶⁾¹⁴⁷⁾

大郡宮難波
説と大和説

次に「大郡宮」行幸の間に行われた種々の公的な儀式についてみると、まず、11月に、孝謙天皇の大嘗の神事が「南薬園新宮」で行われている。¹⁴⁸⁾孝謙天皇の大嘗の神事については、それが執り行われた場所が、平城宮でもなく、また当面の行幸先であり、かつ御在所が設けられていた大郡宮でもなかった点が注目される。即位の翌年、天平勝宝2年の正月元日には孝謙天皇が「大安殿」に出御して朝賀の儀式が行われ、それに引き続く元宴は天皇が一旦「大郡宮」に還御して五位以上の官人を対象として行われる一方、それ以外の五位以上の官人については「薬園宮」において饗を給っている。¹⁴⁹⁾朝賀の儀式が行われた「大安殿」が「大郡宮」の殿舎ではないこと、また平城宮の例を参照すると、二箇所を併用して饗と宴を行うときには、宴はより身分的に天皇に近い官人達が「内裏」や天皇の出御する空間に入って受けているのに対して、より遠い官人達は「朝堂」やそれに準ずる臣下の空間において饗を賜るといった、原則的な殿舎・空間の使用法が見られることから、この場合、元日の宴が行われた「大郡宮」が平城宮の「内裏」・御在所ないしは天皇が出御するための殿舎に相当し、饗の行われた「薬園宮」が「朝堂」に相当する臣下の空間に充てられたものと考えられる。なおここで留意しておきたいのは、さきに指摘した孝謙天皇の大嘗の神事がやはり「薬園宮」で執り行われていることである。のちの平安宮においては¹⁵⁰⁾大嘗の神事は「朝堂院」で行われ、平城宮でも第二次朝堂院地区の朝庭部分の発掘調査において3度の¹⁵¹⁾大嘗の神事にともなう大嘗宮の遺構を検出しており、また『続日本紀』に大嘗の神事の場所を明記している場合いずれも「太政官院」であることなどからすると、一般に大嘗の神事は「内裏」や「大極殿」のような天皇の空間ではなく、基本的には臣下の空間としての性格が強い「朝堂院」や「太政官院」などを用いて行うことになっていたことが知られる。従って「薬園宮」で大嘗の神事が行われたのは、元日の宴と饗の場合に認められたと同様に、「大郡宮」が御在所として天皇の空間であったのに対して、「薬園宮」が「朝堂院」に当たる臣下の空間として位置付けられたことによるものと考えられる。ただしこれは単にこのような理由からだけではなく、実際問題として、「大郡宮」には天皇の御在所としての空間以外に大嘗の神事を執行できるほどの余地がなかったのに対して、「薬園宮」に

大郡宮と南
薬園新宮

はその空間があったことにもよるものと考えられる。さらに同年2月には、孝謙天皇が「大安殿」に出御して、出雲国造による神賀詞の奏上儀礼が行われている。¹⁵³⁾

以上の諸点から、「大郡宮」の規模とその構造、「大郡宮」と「薬園宮」との相互関係について、以下の点を確認することができる。第一に、「大郡宮」に御在所が置かれていた時期に、「薬園宮」や「大安殿」など、「大郡宮」以外の施設を用いて行われた大嘗の神事、元日朝賀や出雲国造の神賀詞奏上の儀式は、いずれも平城宮では朝堂院の朝庭や「太政官院」の庭を用いて行うという共通点が認められることから、「大郡宮」にはそれらの儀式を行いうるような広い庭が存在していなかったものと思われる。第二に、元日朝賀や出雲国造神賀詞奏上の儀礼のために、孝謙天皇がわざわざ「大郡宮」外の「大安殿」に出御しているのは、「大郡宮」には臣下が立ち並ぶに十分な庭が存在していないばかりか、朝賀など国家的な儀式に際して、天皇が出御するための殿舎をも欠いていた可能性があるのではなかろうか。そしてそれは、恐らく、本来宮殿ではなかった大郡を御在所に転用したために生じた事態ではなかったろうかと想像される。第三に、「大郡宮」が以上のような限界を持った施設であったがために、その近くに存在していた「薬園宮」が種々の儀式に当たって「朝堂」や「朝庭」の代わりとして用いられたものと考えられる。ただしこの場合も、孝謙天皇が臣下に対して向かい合うことが必要な儀式では必ず「大安殿」が用いられ、「薬園宮」が用いられていないのは、「薬園宮」にもこのような儀式を行うための施設としては限界があったことを示しているものと考えられる。

さて、「大郡宮」と「薬園宮」との関係については以上のように理解することができるとして、問題は、孝謙天皇が儀式のためにしばしば出御している「大安殿」がどの宮の施設であるのか、この間平城宮がどのような状態にあったのか、である。先に触れたように、天平勝宝2年正月の元宴とそれにともなう饗とが、天皇の「大安殿」出御のもとで行われた朝賀の儀式終了後、その日のうちに「大郡宮」に還御して行われていることから、「大安殿」は「大郡宮」から半日ないしはどれほど遠くとも一日以内で行くことのできる位置にある宮殿の殿舎であったことがわかる。前述したように「大郡宮」が平城京の南に接するような位置に存在していたと推定されることや「大安殿」が「大郡宮」から半日ないしはせいぜい一日の距離にあると考えられることからすると、孝謙天皇がしばしば儀式のために出御している「大安殿」とは、平城宮の「大安殿」であった可能性が高い。そうすると、比較的長期にわたる「大郡宮」行幸が単なる行幸ではなく、平城宮に存在していた天皇の御在所が使用できないような何等かの事態に立ち至っていたために行われた行幸であった可能性を考慮しなければならない。先に指摘したように「大郡宮」は本来離宮などの宮殿ではなく、大郡を転用したものであったと考えられた。他に本来宮殿ではない施設を宮殿に転用していると考えられる例をみると、のちにみる天平宝字元年の大宮改修の時の御在所となった「田村宮」（本来は藤原仲麻呂の田村第）や既にみた聖武天皇が譲位に当たって遷御した「薬師寺宮」（本来は薬師寺）の例があり、いずれも単なる行幸や遷御ではなく、大宮の改作や譲位によって平城宮の御在所に住めなくなったことによるものであった。

以上のように天平勝宝2年に『続日本紀』に見える「大安殿」が平城宮の「大安殿」であるとして、本来元日朝賀や出雲国造神賀詞奏上の儀礼は朝堂院で行うのが通例であったことからすると次に問題となってくるのは、なぜ孝謙天皇は「大極殿」ではなく「大安殿」に出御して

平城宮の
「大安殿」

これらの儀式に臨んだのか、である。既に平城宮の天皇の御在所については改作などのために居住できない状態にあったために、「大郡宮」への行幸が行われた、と推測したが、そのような事態は、天皇が「大極殿」ではなく「大安殿」に出御して種々の公的儀式に臨んでいることから、天皇の御在所の大規模な改作によって生じたとみるより、むしろ天皇の出御する「大極殿」や臣下の居並ぶ「朝庭」・「朝堂」における改作の可能性を考えるほうが妥当なのではなかろうか。事実、『続日本紀』には、天平勝宝元年7月に即位の儀式で「大極殿」を用いて以降、天平勝宝3年正月¹⁵⁴⁾までは1年5カ月余り「大極殿」は登場しないのに対して、「内裏」にあった「大安殿」がこの間その代りとして2度も用いられている。従って孝謙天皇の「大郡宮」行幸は即位にともなう平城宮中枢部の改作、就中「大極殿」と朝堂院の改作工事によるものと考えることができる。これに対して孝謙天皇の御在所が置かれた「内裏」は、「大安殿」がこの間も使用されていることから、改作は行われなかったか、かりに改作が行われたとしても、一部の手直し、あるいは中心部ではなく周辺で行われるに留まったものと推測される。それ故にこそ孝謙天皇は、平城宮の近くに存在していた大郡に仮の御在所を求めたのであり、また比較的長期にわたりここを御在所として、必要のあるときには改作工事中の平城宮の「内裏」の殿舎を使用し、儀式や行事を遂行することが可能であったのである。

大極殿・朝堂院改作の可能性

さて、以上の迂遠な考証から、孝謙天皇の「大郡宮」行幸期間中は、平城宮の「大極殿」・堂院朝が使用できない程の改修を受けていた(天皇の御在所の一部においても改作の行われた可能性も否定できない)ことが明らかになったと考える。なおここで孝謙天皇「大郡宮」行幸中の平城宮改作について考える上で一つ注意を要するのは、先に指摘したように、天平勝宝2年5月に「中宮安殿」において100人の僧を請じて仁王経の講説が行われたことである。この時左右京・四畿内・七道諸国においても仁王経が講説されていることから、この時の仁王経講説は単なる講説ではなく、孝謙天皇の即位にともなう一代一度の仁王講に当たると考えられることについては既に述べた。一代一度の仁王講であるならば、当然、平城宮を代表する殿舎として「大極殿」がその場となるべきであるが、天平勝宝2年5月の場合には「大極殿」ではなく、それに代わって「中宮安殿」が仁王講の場とされているのである。その理由は当時平城宮に「大極殿」が存在しなかったか、または「大極殿」が改作中であったか、あるいは「中宮安殿」が当時天皇の御在所であったか、のいずれかに求めねばならないであろう。既に述べたように当時「中宮」が天皇の御在所であったと考えることができないことからすると、「大極殿」が使用できない状態にあったことにその理由を求めねばならないのではなかろうか。

中宮安殿

vii 孝謙天皇中期の御在所

孝謙天皇は、前述したように、平城宮における御在所の改作終了とともに、遅くとも天平勝宝3年初めには、また早ければ天平勝宝2年7月頃に平城宮に還御していたと考えられる。いずれにしろ平城宮に還御した孝謙天皇が御在所としたのは、即位当初に定めた「内裏」であった。「内裏」は、天皇が平城宮へ還御しても『続日本紀』にはしばらくのあいだ現れず、「内裏」が初見するのは、天平勝宝4年閏3月に行われた遣唐使を召して節刀を賜う儀式まで降る。¹⁵⁵⁾「内裏」は、その後も『万葉集』に収められた歌の題詞に、天平勝宝5年正月12日のこととして、¹⁵⁶⁾「侍於内裏、聞千鳥喧、作歌一首」とあるのを除くと、天平勝宝6年正月朔に元宴の場として

孝謙天皇の御在所「内裏」

¹⁵⁷⁾
見えるのみである。

この時期における「内裏」の用例は以上に限られるが、既に詳しく検討を加えた、「内裏」と同じ意味をもつ「内」が天平勝宝7年に見える。それは、『万葉集』に収載された、天平勝宝7年8月13日の肆宴で詠われた2首の歌の題詞に、この時の肆宴の場所を「内」の「南安殿」としているものである。¹⁵⁸⁾ 肆宴の場となった「内」の「南安殿」とは、「内」すなわち「内裏」の中で南方に位置する「安殿」のことで、「南安殿」の存在は「内裏」における「北安殿」の存在を示唆している。「南安殿」は、恐らく、「内裏」における肆宴など天皇が公的な儀式・政務に際して出御するための殿舎であり、従って「南安殿」に対して存在が予想される「北安殿」は天皇の日常生活に関わる殿舎ということになろう。いずれにしろ「内裏」には「南安殿」を始めとして多くの殿舎が存在していたことが伺える。

なおこの時期に孝謙天皇の御在所「内裏」に関連した殿舎として見えるものには「大安殿」などがあるが、これらについては既に前節において詳しく検討を加えたので再説しない。

以上断続的とは言え、天平勝宝4年から7年にかけて「内裏」ないしはそれと同じ意味をもつ「内」が諸種の史料に見えることは、「内裏」が孝謙天皇の御在所であったことを示していると考えることができる。

西宮・東院
・東宮・東
常宮

一方、天平勝宝4年から6年の頃にかけて、「西宮」や「東院」・「東宮」・「東常宮」などと呼ばれる宮殿が『続日本紀』や『万葉集』に見える。これらの宮殿が孝謙天皇の御在所であったことについては、既に前節において詳しく検討を加えたので、詳細はそれに譲るが、簡単に繰り返せば、この時期には、天皇の御在所として「西宮」と「東宮」と呼ばれる二つの施設が存在し、孝謙天皇は基本的に「西宮」すなわち「内裏」に日常居住していたと考えられるが、天平勝宝4年頃には一時期「東宮」を居所としたこともあった。「東宮」はまた天皇の御在所であったことから「東常宮」とも呼ばれ、のち「東院」とも呼ばれるようになったと考えられる。

聖武天皇の
薬師寺宮移
御

聖武天皇は皇太子阿倍内親王への譲位に先だって天平勝宝元年閏5月に「薬師寺宮」に移り、御在所と定めている。聖武天皇の「薬師寺宮」への遷御は、聖武天皇が平城宮で居所としていた御在所「内裏」を次期天皇となるべき皇太子阿倍内親王に譲るために行ったものと考えられることについては前述したとおりである。聖武天皇が御在所と定めた「薬師寺宮」は一時的に居所としたのか、あるいは譲位後、太上天皇としての御在所と定めたのか、いずれであるか明からではないが、勝宝感神聖武皇帝菩薩伝によれば、¹⁵⁹⁾ 聖武太上天皇は天平勝宝8歳5月2日に平城宮で崩御したと記されているから、聖武太上天皇はそののち、何時かは判然としないが、「薬師寺宮」から平城宮内に戻り、宮内に太上天皇としての御在所を営んだことになる。しかし平城宮内の何処であるのかは明記されていない。これに対して『続日本紀』は、聖武太上天皇崩御の場所を「寝殿」とのみ記している。¹⁶⁰⁾ このことは、勝宝感神聖武皇帝菩薩伝が太上天皇崩御の場所を平城宮としていることを裏付けるものであろう。「寝殿」の存在は、聖武太上天皇の平城宮に設けられた御在所に、太上天皇の居所としての「寝殿」をはじめ多くの殿舎が並び立っていたことを推測させるが、具体的に聖武太上天皇のための宮殿が何と呼ばれていたのか、また平城宮の何処に営まれたのかは明らかではない。

Ⅷ 孝謙天皇後期の御在所—天平宝字元年の改作計画—

天平宝字元年5月、孝謙天皇は大宮改修のために藤原仲麻呂の田村第に移御することとなった。¹⁶¹⁾しかしそれからわずか2カ月足らずしか経ていない6月には橘奈良麻呂の乱が勃発し、¹⁶²⁾また同年末近い11月には既に孝謙天皇が「内裏」に住んでいたことを確認できることから、恐らくこの度の改修は橘奈良麻呂の乱の勃発による政情不安のなかで結果的に中止されたものと考えられる。なお孝謙天皇と皇太子大炊王が大宮改修のために移御した田村第は、大宮改修期間、一時的に御在所に充てられたために「田村宮」と呼ばれたが、この「田村宮」、すなわち藤原仲麻呂の田村第については先学によって既に詳しい検討が加えられ、¹⁶⁴⁾また先年発掘調査によって田村第の一部と考えられる遺構も検出されるに至り、¹⁶⁵⁾その様相が僅かではあるが明らかになりつつある。田村第および「田村宮」の詳細についてはそれらに譲る。

平城宮の改作計画とその中止

大宮の改修を中止した孝謙天皇は平城宮に還り、「内裏」を御在所としたと考えられるが、その「内裏」については『万葉集』所収の歌に関連史料がある。それによれば、天平宝字2年正月3日内裏の「東屋垣下」に侍従豎子王臣等を召して侍さしめ、玉筥を賜わって宴を催し、¹⁶⁶⁾次いで6日には諸王卿等を召し酒を賜って宴を催したが、その際「内庭」に仮に樹木を植え林帷を作った、とある。対応する記事が『続日本紀』には見えないことから、宴に加わった王卿や王臣の具体的な範囲や、宴が催された「東屋垣下」や「内庭」の「内裏」における位置などは判明しないが、内裏の内部に「内庭」と呼ばれる庭や「東屋」とそれを取り囲む「垣」などがあったことがわかる。これ以後孝謙天皇在位中の『続日本紀』の記事などに「内裏」は見えないが、恐らく孝謙天皇は皇太子大炊王に皇位を譲るまで「内裏」を御在所としていたものと考えられる。

孝謙天皇の御在所「内裏」

天平勝宝8年5月、聖武太上天皇が寝殿で崩御するが、その時、遺詔によって道祖王が皇太子に立てられた。¹⁶⁷⁾皇太子道祖王の居所については明らかではないが、天平宝字元年4月に至り聖武太上天皇の諒闇であるにも関わらず、志淫縦にあり、教勅を加えても改め悔いることがなかったとの理由で、道祖王が皇太子を廃されたことを記した『続日本紀』の記事に、皇太子を廃された道祖王は「第」に帰らされた¹⁶⁸⁾とあることから、道祖王は皇太子として平城宮内に居所を構えていたことが判る。既に述べたように、孝謙天皇は、その在位後半の一時期(天平勝宝6年前後)に、皇太子時代の居所であったとみられる「東宮」を継承した「東院」を御在所の一つとしていたと考えられることから、道祖王の皇太子としての居所が平城宮内に設けられていたことが明らかであっても、それが実際に設けられた場所や、また孝謙天皇の御在所の一つである「東院」・「東宮」との関係などについては明らかではない。しかし孝謙天皇の御在所の一つとして「東院」・「東宮」が見えるのが天平勝宝6年前後に限られることから、道祖王の立太子とともにその皇太子としての居所が「東宮」・「東院」に設けられた可能性もある。

皇太子道祖王の居所

廃された道祖王に代わって皇太子に冊立されたのが大炊王である。¹⁶⁹⁾大炊王は、妻である栗田姉女が藤原仲麻呂の子、故藤原真依の妻であった関係から、皇太子となるに先んじて仲麻呂に招かれ田村第に居していたが、皇太子に立てられると同時に宮内に迎えられたと考えられることについては、前節で述べた。しかし引き続いて計画された大宮改修にともない、孝謙天皇とともに平城宮を出て、「田村宮」に居所を移し、「田村宮」では「大殿」と呼ばれる殿舎に居し

皇太子大炊王の居所

¹⁷⁰⁾
た。ところがそれから時を余り経ないで橘奈良麻呂の乱が勃発したことによって、皇太子大炊王は孝謙天皇とともに改作の終了していない平城宮に戻ったものと考えられる。大炊王が平城宮に迎えられ居した場所、あるいは「田村宮」から帰って居所とした場所について明記した史料はないが、従来からの慣習に従えばそれは「東宮」であったと思われる。しかしその場合、道祖王の場合と同様に、孝謙天皇の御在所の一つとなっていた「東院」・「東宮」との関係が問題である。また立太子から時を経ない大宮の改修によって、孝謙天皇とともに平城宮を離れていることからすると、この改作においては、孝謙天皇の御在所である大宮ばかりではなく、皇太子の居所も改修の対象となっていたと考えることができる。このことは天平宝字元年に行われようとした大宮改作の意図とも関わる重要な問題である。すなわち天平宝字元年の改作が、近い将来における皇太子の即位を見越した上での改作であったのか、あるいは孝謙天皇は皇太子を立てた上で、さらに長期に及ぶ在位を考えて、自らの居所の改修を意図し、皇太子の居所についてはあくまで付随的な改作に過ぎなかったとも考えられる。いずれにしろ天平宝字元年の改作は当時における政治情勢を考える上で極めて重要な観点の一つである。

ix 淳仁天皇前半期の御在所(1)―小治田宮行幸・保良宮造営と天平宝字の大改作―

淳仁天皇の
御在所「内
裏」

孝謙天皇の皇太子大炊王は天平宝字2年8月に孝謙天皇の禪を受けて大極殿に即位し、¹⁷¹⁾ 淳仁天皇となった。即位直後の淳仁天皇は「内裏」を御在所とし、後述する天平宝字4年8月の小治田宮行幸までほぼ2年の間をここで過ごしたと考えられる。淳仁天皇が即位当初の御在所を「内裏」に設けたことについては、天平宝字4年正月朔に五位以上の官人達に対して宴を催す場所として「内裏」がみえること、¹⁷²⁾ また同3年6月および同4年正月には淳仁天皇一人あるいは淳仁天皇と孝謙太上天皇の二人が、前節において詳しく検討をしたように、「内裏」に存在し、大安殿とともに奈良時代中期以前の平城宮において「内裏」を代表する殿舎であったと考えられる「内安殿」に出御し、授位（淳仁天皇の兄弟への授品、藤原仲麻呂への従一位の授位）や任官（大納言の任官）を行っていること、¹⁷³⁾ などから明らかである。なお淳仁天皇に皇位を譲った孝謙太上天皇の御在所については明らかにできないが、淳仁天皇とともに「内安殿」に出御している点については注意しておく必要がある。

小治田宮行
幸

天平宝字4年8月、播磨・備前・備中・讃岐の4ヵ国の糶併せて3000斛を小治田宮に貯えさせることとし、¹⁷⁴⁾ その4日後に淳仁天皇は突如小治田宮に行幸した。¹⁷⁵⁾ それと同時に天下諸国の当年の調庸を便宜小治田宮に収納させている。¹⁷⁶⁾ こののち翌5年正月、小治田宮を離れて平城宮に還御し、¹⁷⁷⁾ 武部曹司（兵部省曹司）を御在所とするまでの約5ヵ月間、淳仁天皇は小治田宮を御在所として滞在したものと考えられる。

小治田宮の
構造

淳仁天皇が御在所とした小治田宮は、近年、雷丘東方遺跡で検出された井戸跡から「小治田宮」と墨書した一群の土器が出土したことによって、飛鳥川右岸の雷丘東方一帯の地に比定されるに至った。¹⁷⁸⁾ しかしその所在・範囲や規模・構造についてはなお今後の発掘調査を待たねばならないが、淳仁天皇の行幸に先立ち三千斛の糶を貯えさせたことといい、また天下諸国の当年の調庸を収納させたことといい、淳仁朝の小治田宮には巨大な倉庫群が付属していたと考えられる。また天平宝字5年正月には淳仁天皇が「臨軒」し、文武百官主典以上が「儀」によって「位」（版位）に陪し、授位の儀式が執り行われたことからすると、小治田宮には文武百官が¹⁷⁹⁾

列位しうるほどの広い庭があり、そこには天皇が「臨軒」できる殿舎も存在していたことが知られる。小治田宮（小墾田宮）は元来推古天皇の宮で、そののち皇極・斉明・天武の各朝をへて、奈良時代の淳仁朝・称徳朝まで史料に現れることから、推古朝の小墾田宮がそののち奈良時代に至るまで何らかの形で維持された可能性があると考えられる。推古朝の小治田宮は、所在地が明らかになっていないが、その基本的な構造については『日本書紀』の関連記事によってほぼ明らかになっている。¹⁸⁰⁾ 推古朝の小治田宮の構造には先に述べた淳仁朝の小治田宮と共通する点もあり、¹⁸¹⁾ 両宮の所在地の比定については問題が残るものの、小治田宮は、皇族の間に代々伝領された嶋宮のように、¹⁸²⁾ 推古朝以降皇極・斉明・天武朝をへて淳仁朝・称徳朝に至るまで補修をうけつつも、基本的には推古朝の小治田宮を継承して存続した可能性が高いのではないかと考えられる。

淳仁天皇が小治田宮へ行幸した理由について、『続日本紀』は「大史局（陽陰寮）の事を奏する有るに依って、暫く移りて小治田岡本宮に御す」と述べる詔を引用するのみで、その真相を物語る史料は他にない。従って行幸直後の小治田宮で採られた措置として「新京」の諸大小寺や高年僧尼等へ新銭や絁綿を賜っていることから、小治田宮が「新京」すなわち都になったことを意味していると解する説もあるなど、¹⁸⁴⁾ 従来から淳仁天皇の小治田宮行幸は極めて不可解な行動であると考えられてきた。しかし小治田宮滞在中に迎えた天平宝字5年正月の朝賀が「新宮未だ就らざるを以って」¹⁸⁵⁾ 廃朝されているのは、未だ就らざる「新宮」が小治田宮でないことは明らかであるから、当時造営途中の「新宮」が他に存在していたことになる。当時造営途中であった「新宮」としては天平宝字3年11月頃から造営が行われていた保良宮の可能性もあるが、平城宮である可能性がきわめて高いと考えられる。それは、天平宝字5年正月に淳仁天皇が小治田宮を離れて平城宮に還御した時、淳仁天皇が御在所としたのが武部曹司（兵部省曹司）であったからである。平城宮に還御した時に「内裏」などではなくわざわざ武部曹司を御在所としたのは、この時平城宮において天皇が本来御在所とすべき施設が使用できない状態にあったからであると考えられ、¹⁸⁶⁾ 天平宝字4年の小治田宮への移御は平城宮改作のために行われたもので、遅くとも小治田宮へ行幸した天平宝字4年8月頃には平城宮の改作が天皇の御在所付近において行われていたと推測することができる。従って淳仁天皇の小治田宮行幸は平城宮の改作によるものとみられる。ただしこの時何故に一時の御在所としてわざわざ平城宮から遠く離れた小治田宮を選んだのかは明らかではない。

上記のように、翌天平宝字5年正月、淳仁天皇は4カ月余りに及ぶ小治田宮滞在中に終止符を打って平城宮に還御し、武部曹司を御在所とした。『続日本紀』による限り、そののち保良宮に行幸する同年10月まで10カ月余りのあいだ淳仁天皇は平城宮で過ごしたことになるが、この間最初に御在所とした武部曹司を離れた様子が認められないことから、恐らく平城宮における淳仁天皇の本来の御在所は未だ造営・改作の途中にあって使用できず、淳仁天皇は保良宮行幸まで武部曹司に居し続けていた可能性がある。

平城還御と
御在所「武
部曹司」

天平宝字5年10月に至り淳仁天皇は再び平城宮を離れ、保良宮に行幸した。この時孝謙太上天皇が同道したとの記録はないが、恐らく両天皇は一緒に造営中の保良宮に向かったものと考えられる。そして保良宮は、これ以後、翌6年5月の両天皇の不仲による平城宮への還御という事態に至るまで、7カ月余り両天皇の御在所となった。¹⁸⁸⁾ なお保良宮への行幸は、『続日本紀』

保良宮行幸

¹⁸⁹⁾に載せられた詔によって、平城宮改作によるものであることが明らかである。

保良宮の造営

保良宮の造営は、既に淳仁天皇の在位中頃に当たる天平宝字3年11月に造宮使の任命を以て開始され、以後少なくとも同6年3月頃までは継続されたと考えられる。¹⁹⁰⁾¹⁹¹⁾¹⁹²⁾保良宮は造営当初宮のみに留まる離宮に過ぎなかった。¹⁹³⁾しかし天平宝字5年に至り、京を造営するための使が任命されて諸司史生以上の官人に宅地が支給され、¹⁹⁴⁾事実天皇が保良宮へ行幸した天平宝字5年10月には藤原仲麻呂の邸宅が保良宮付近に存在していたこと、¹⁹⁵⁾また京に近い二つの郡が畿県と称されることとなったこと、¹⁹⁶⁾などから、保良宮は、天平宝字5年正月以降同年10月までに単なる離宮から副都的な存在となったと考えることができる。¹⁹⁷⁾以上のような保良宮造営の過程から、淳仁天皇が行幸した天平宝字5年10月の段階においては、京の造営はまだ進行途中で未完成の部分が多かったと考えられるが、天皇の御在所としての宮は天平宝字3年以来の造営によって居住するに耐える状態にあったために、平城宮の改作の本格化にともない保良宮がその間の御在所に充てられることになったものと推測される。

保良宮の構造

保良宮の構造については、それを伺わせるに足る史料はないが、少なくとも二人の天皇が居するための御在所、それが天皇一人一人に別の区画として存在していたのか、あるいは二人で一つの区画に住んでいたのかは不明であるにしろ、御在所が保良宮に置かれていたことは間違いなく、それは「内裏」と呼ばれていたようである。¹⁹⁸⁾一方御在所以外の施設に関しては不明であるが、天平宝字6年正月の朝賀が「宮室」未だ成らざるを以て廃朝とされていることから、¹⁹⁹⁾「大極殿」や「朝堂」の造営も行われていた可能性を考える説もある。²⁰⁰⁾しかしこの「宮室」が果して現在御在所があり、しかも造営途中の保良宮のことであるのか、あるいは改作中の平城宮のことであるのか必ずしも明確ではない上に、このことが直ちに「大極殿」や「朝堂」に相当する施設が存在したことを示すとみる理解には問題があり、なお慎重な検討が必要である。ここではとりあえずこのことが直接には保良宮における「大極殿」・「朝堂」の存在を示唆するものではないと理解しておくこととする。また諸司史生以上の官人に宅地が支給されたことは諸司史生以上の官人が勤務する官司が保良宮の中に存在していることを前提とした措置であると考えられることから、保良宮内に八省以下の曹司が存在していたと推定することができる。

平城宮の改作

以上のように淳仁朝の中頃から小治田宮への行幸、さらに保良宮への行幸、と平城宮を留守にする期間が長期に亘ったが、この間そのような事態が生じたのは、既に述べたように保良宮の造営と並行して平城宮で大規模な改作が行われたことによるものであったと推定される。平城宮の改作は、既に孝謙天皇の在位末期の天平宝字元年に計画されながらも、橘奈良麻呂の乱の勃発によって短期間に修理を加える程度で終了、頓座したらしいことについては先に述べた。今回の改作は、天皇の小治田宮行幸に先立って行われた天平宝字4年正月の造宮卿任命から始まったと考えられ、²⁰¹⁾その計画性や長期に及んだ造営期間、あるいは保良宮での諸司官人への宅地支給などの事態から、²⁰²⁾きわめて大規模な改作で、改作の範囲は御在所・朝堂院は勿論のこと、曹司にまで及んだ平城宮の全面的な改作であった可能性が高いと考えられる。第二次朝堂院の一郭が改作の範囲に含まれていたことについては、現在の唐招提寺講堂の前身建物がこの改作の時に施入された平城宮朝集殿であると考えられることから推定される。²⁰³⁾一方一旦小治田宮から平城宮に還御した淳仁天皇が仮の御在所とした武部曹司を出て再び保良宮へと遷御するに至ったのは、このころ武部曹司が改作の対象となり、改作が天皇の御在所から平城宮内全域に及

ぶこととなったためであると考えられることから一般の曹司にまで改作が及んだと考えられ、また保良宮において諸司官人への宅地班給が行われたこともその可能性を示唆するものとする。平城宮全体に及ぶような大規模な改作の中であって、天皇の御在所の改作はかなり早い時期から着手されたと考えられるにも関わらず容易に進捗しなかった。それは、小治田宮行幸とその後の一時的な平城宮還御にともなう武部曹司への入御、さらに再度の保良宮への還御に至る一連の天皇の動きによっても明らかで、また保良宮からの還御も、造営の途中であつたらしく、孝謙太上天皇は一旦亡き母光明皇太后ゆかりの法華寺に入る始末で、詳細は後述することとするが、そののちようやく「西宮」すなわち「内裏」の完成とともに太上天皇は「西宮」に入御するに至ること、などからも明らかである。

以上のように、今回の平城宮の改作は、朝集殿の唐招提寺への移築が日程に昇った時期や小治田宮への行幸の時期、あるいは武部曹司の存在していた下限などから考えて、天皇の御在所や朝堂院を先にして、次第に平城宮全体へと及ぼして行ったものとみられ、しかも御在所については容易に完成に至らないほどに大規模で根本的な改作であったと考えられる。そのような大規模な改作によって誕生したのが、淳仁天皇の御在所「中宮院」と孝謙太上天皇の御在所「西宮」であった。

X 淳仁天皇後半期の御在所(2)―「中宮院」―

平城宮改作の間、ともに保良宮にあった淳仁天皇と孝謙太上天皇は、道鏡を巡る対立から次第に不和となり、天平宝字6年5月、改作が未だ終了していない平城宮に還御してきた。²⁰⁴⁾平城宮に還御した両天皇のうち、平城宮内には淳仁天皇が入り、「中宮院」を御在所とした。一方孝謙太上天皇は未だ平城宮内の御在所が未完成であったためか、「平城別宮」と言われ、母で²⁰⁵⁾ある故光明皇太后の旧皇太后宮のあった法華寺に入っている。¹¹⁹⁾

淳仁天皇の御在所「中宮院」

淳仁天皇は、こののち天平宝字8年10月に廃されて淡路に逐われるまでの約2年4カ月余りの間、一貫して「中宮院」を御在所としていた。淳仁天皇の御在所であった「中宮院」については、既に前節において詳しく検討を加えた。そこで結論として得たのは、「中宮院」は淳仁天皇の時代にのみ見える「宮」で、単なる仮の御在所であったのではなく、天平宝字4年頃から始まった平城宮の改作に当たり、藤原仲麻呂の影響のもとで淳仁天皇の御在所として建設された、唐にモデルをもつ宮殿であり、その遺構としては第一次大極殿院地区第Ⅱ期の遺構を当てることができることであった。

孝謙太上天皇の御在所「法華寺」

一方、法華寺を御在所と定めた孝謙太上天皇が、彼女に仕える女官達とともに実際に法華寺に居住していたことについては、平城宮跡出土の第1号木簡、すなわち孝謙太上天皇の側近の女官とみられる竹波命婦の所で使用する小豆・醬・酢・末醬の4種の品物を、寺(法華寺)から請求した文書木簡から推定することができる。²⁰⁶⁾淳仁天皇が廃帝となるに至るまで一貫して「中宮院」を御在所としていたのに対して、孝謙太上天皇はいつしか法華寺から平城宮の中に入ったようである。それは、既に述べたように『続日本紀』に藤原仲麻呂の乱で賊と戦い「内裏」を宿衛した桧前忌寸236人と、「(内裏)の」北門を宿衛した秦忌寸31人に対して、人毎に爵一級を賜ったとの記事が存在するからである。²⁰⁷⁾この記事は、藤原仲麻呂の乱が発生した天平宝字8年9月の時点で孝謙太上天皇の御在所が「内裏」と呼ばれていた可能性のあることを示してい

孝謙太上天皇の御在所「内裏」

る。孝謙太上天皇はそののち重祚して称徳天皇となるが、その御在所として『続日本紀』に見える「西宮」に入ったとの記事が見えないことなどを参考にすると、この「内裏」がすなわち「西宮」であると考えられる。

xi 称徳天皇の御在所―「西宮」―

称徳天皇の御在所「西宮」

藤原仲麻呂の乱に勝利し、淳仁天皇を廃して再び皇位に就いた称徳天皇は、在位中平城宮にあって一貫して「西宮」と呼ばれる宮を御在所としていた。前節で述べたように、称徳天皇は重祚する以前、既に藤原仲麻呂の乱勃発時には平城宮に入り、「内裏」すなわち「西宮」を居所としていたと考えられる。

東 院

『続日本紀』に記された称徳天皇の御在所「西宮」の構造や規模、また「西宮」と並行してしばしば利用された「東院」が、孝謙天皇の時代に「西宮」とともに御在所として用いられたと考えられる「東宮」・「東常宮」を継承したもので、さらにそれはその皇太子時代の「東宮」にまで遡る可能性が強く、従って「東院」は平城宮の東張り出し部の東院地区に存在していたと推定してよいこと、しかし「東院」は「西宮」に取って代わるような称徳天皇の御在所ではなかったこと、などについては既に前節において詳しく検討したので、ここでは再説しない。

xii 光仁天皇の御在所

皇太子白壁王の居所「春宮」

宝亀元年8月、称徳天皇は「西宮寝殿」において崩御した。²⁰⁸⁾ ここにおいて左大臣藤原永手らは、大納言白壁王を皇太子に立てた。皇太子となった白壁王は、既に前節において述べたように、しばらくのあいだ即位しないで皇太子のままでとどまり、「春宮」を居所として、ここで政務を執ったと考えられる。

光仁天皇の御在所「内裏」

皇太子白壁王は、立太子から2カ月ほどした10月朔に至り、ようやく大極殿において即位し、²⁰⁹⁾ 光仁天皇となった。光仁天皇が即位後御在所としたのは、『続日本紀』の記載によれば、「内裏」であったと考えられる。それは、まず第一に、正月元日に行われる元宴が宝亀3～6・9・11年と宝亀年間を通じてほぼ連年「内裏」で行われ、²¹⁰⁾ 宝亀9年には正月7日の宴や3月3日の曲水の宴も「内裏」で催されていること、²¹¹⁾ 第二に、宝亀6年10月に行われた僧二百人を屈しての大般若経の転読が「内裏」と「朝堂」で行われているのは、「朝堂」が国家を代表する場として転読の場所選ばれたのに対して、「内裏」は天皇の御在所であったことによると考えられること、²¹²⁾ 第三に、既に前節で述べたように、宝亀8年5月に、本来は太政官が管理すべきである太政官印を天平宝字8年（藤原仲麻呂の乱）以来「内裏」に収め、政務の必要に応じて、太政官が毎日「内裏」に請進していたが、ここに至って太政官印を太政官に復置する措置が採られていることは、²¹³⁾ 天皇の「内裏」における一貫した居住とそこにおける執務を前提としていいると考えられること、などの諸点に基づく。

しかし光仁天皇が即位後直ちに「内裏」に入ったか否かについて明徴はなく、むしろ即位後しばらくの間『続日本紀』には「内裏」に関する記事が全く見えず、「内裏」が『続日本紀』に登場するのは、即位ののち1年3カ月を経た宝亀3年正月に至ってからである点はやはり注意が必要である。²¹⁴⁾ これは、宝亀3年正月以後、ほぼ毎年「内裏」が見えることと比べると、極めて対照的なことである。従って厳密に言えば、光仁天皇は即位後『続日本紀』に「内裏」が見

えるようになるまでの1年3カ月の間どこに居所を定めていたか不明であると言わざるをえない。例えば「内裏」が見えない光仁天皇即位から1年3カ月ほどのあいだ「内裏」は改作中で、天皇は「春宮」にそのまま住み、節会や宴などの行事が「内裏」で行われなかったために、「内裏」が『続日本紀』に現れなかったと考えることもできないわけではない。

光仁天皇の御在所は、以上のように即位当初の時期を除いて在位中ほぼ一貫して「内裏」に営まれたと考えられるが、しかし『続日本紀』を通覧してみると、光仁天皇の御在所について問題とすべき点が二つある。第一は、『続日本紀』では宝亀7年正月から翌8年正月までの間、節会や宴などの行事を行う場として、光仁天皇の在位中ほぼ一貫して御在所であったと考えられる「内裏」が全く登場せず、それに代わって「前殿」がそのような場として見える点である。²¹⁵⁾ 前殿すなわち、この1年余の間、この前後の時期においては「内裏」を場として行われることが通例となっていたと考えられる正月元日の宴や16日の宴、あるいは遣唐使への節刀の賜与などの儀式及び宴が「前殿」で行われている。宝亀7年正月から翌8年正月までの1年余の間における「前殿」の集中的な使用と、この間「内裏」が全く儀式や宴の場として登場してこないことは、好対照をなしており、天皇の御在所として「前殿」と「内裏」とが同時に存在することを認め難いような状況である。あるいは「前殿」が「内裏」において実際に天皇が出御する殿舎であったために、たまたま何等かの事情によってこの間「内裏」に代わって「前殿」が『続日本紀』に現れたと考えることもできないわけではない。しかしこの間に限って『続日本紀』が「内裏」に代わって「前殿」と表記しなければならない理由を、例えば『続日本紀』の編纂事情などに求めることは容易ではないのではなかろうか。それ故に「前殿」は「内裏」とは全く別の区画に存在していた殿舎であった可能性の方が高いことになる。

宝亀7年正月から8年正月にかけて「内裏」に代わって『続日本紀』に見える「前殿」は具体的にはどこに存在していたと考えられるのであろうか。また一方この1年余りの間「内裏」はどのような状態に置かれていたのであろうか。

まず前者について考えようとする時、注目されるのは、「前殿」が「内裏」に代わって使用された期間に見える「宮中」である。「宮中」は光仁天皇の在位中の記事では、宝亀7年5月²¹⁶⁾と翌8年3月に3度見える。これらの場合「宮中」とは単に平城宮内のことを意味しているのではなく、天皇の御在所を示していると考えられる。それは、まず「宮中」が見えるのがちょうど「内裏」が『続日本紀』に現れない宝亀7年から8年にかけてであること、また特に宝亀6年10月には、僧を屈しての大般若経の転読の場として、「内裏」と「朝堂」が用いられている²¹⁷⁾のに対して、翌7年5月には「宮中」と「朝堂」を用いて行われ、宝亀6年の「内裏」と7年の「宮中」とが、大般若経転読の場としてともに「朝堂」と対になっていること、などによる。このように「内裏」が見えない時期に『続日本紀』に登場する「宮中」が、この時の光仁天皇の御在所を指し示すのであるならば、天皇が「内裏」から出て「宮中」に居していた期間の上限は、「前殿」が登場する以前で「内裏」が見える最後である宝亀6年10月後半から、「前殿」が初めて現れる翌7年正月1日までであり、一方下限は、宝亀8年3月末から再び「内裏」が登場する同年4月初めとなる。従って、宝亀6年末から翌々8年4月初にかけて光仁天皇は「内裏」ではなく、「前殿」の存在していた「宮中」を御在所としていたと考えることが可能である。なお宝亀8年正月に行われた饗宴の場の使用状況からみて、²¹⁹⁾「宮中」には「前殿」があ

っただけではなく、「朝堂」が付属していた可能性もあると推測される。またそのほか宝亀7年2月に大隅・薩摩隼人による俗伎奏上儀礼の際に天皇が出御した「南門」もあるいは「前殿」のあった区画の南に開く正門であった可能性もあるのではなかろうか。しかし「宮中」や「前殿」が平城宮のどこに当たるのかについては全く手がかりがないが、もし「朝堂」が付属していたのであれば、例えば、淳仁天皇の時代に御在所であった「中宮院」であったのかも知れないし、あるいは次に述べる楊梅宮のことであるのかもしれない。

次に後者については、宝亀6年末から8年4月頃まで儀式や宴などの場として「内裏」が『続日本紀』に現れないことが、直ちに光仁天皇による御在所としての「内裏」の未使用を意味するとして、このことが何らかの理由で「内裏」が使用できない状態にあったことによるとすると、そのような理由・事態としてはまず改作などの造営が想定される。しかし『続日本紀』にはそのような「内裏」の改作に関わるような記事は見られない。あるいはまた単に天皇が一時的に「内裏」を離れ、「前殿」のある区画に移り住んだだけのことであるのかもしれない。

いずれにしても「内裏」が使用されず、それに代わって「前殿」や「宮中」が見える宝亀7年から宝亀8年の1年余りの間、光仁天皇の御在所がどこに設けられていたのかは大きな問題として残る。

楊梅宮 光仁天皇の御在所に関して二番目に問題となるのは楊梅宮である。楊梅宮は光仁天皇の時代にのみ見える宮殿で、今日楊梅天神と称する宇奈太理神社が平城宮東張り出し部の東南隅に所在することや平城京左京四条二坊に所在していた藤原仲麻呂の田村第が楊梅宮の南にあったとする『続日本紀』の記述などから、平城宮東張り出し部に所在したと推定されている。²²¹⁾ 楊梅宮は宝亀4年2月に完成をみ、²²²⁾ 光仁天皇は完成したばかりの楊梅宮に直ちに徙居している。²²³⁾ 楊梅宮は、こののち2年足らずのあいだ諸種の儀式や行事の開催場所として『続日本紀』等の文献史料に現れる。²²⁴⁾

楊梅宮が平城宮の東張り出し部に存在したとする推定が正しいとすると、それが称徳朝や孝謙朝の「東院」、さらにそれ以前の「東宮」を継承した宮殿であることは間違いなさであろう。²²⁵⁾

楊梅宮の構造 楊梅宮の構造については、あまり明らかになっていないが、楊梅宮の構造を考える上で重要な史料が『続日本紀』等に散見される。まず『続日本紀』によれば、楊梅宮には蓮の植えられた「南池」と呼ばれる園池があったことがわかる。この「南池」に相当すると思われる園池の遺構が宇奈太理神社の東南方で検出されている。²²⁶⁾ また『続日本紀』では宝亀6年正月に五位以上の官人達を宴して食を賜ったと見えるだけで、宴が催された場所や宴の様子については何も触れるところがないが、『公事根源』や『河海抄』に引く「続日本紀」宝亀6年正月7日条、あるいは『袖中抄』所引の「官曹部類」の同日の条では、この時の宴の場所とその様子を記している。²²⁷⁾ 『公事根源』・『河海抄』に引く「続日本紀」の記事と『袖中抄』所引の「官曹部類」とでは、記事に若干相違する点も見られるが、ともに正月7日の宴を楊梅宮で行ったとする点では一致している。²²⁸⁾ 光仁天皇が宴に臨んで出御した殿舎について、「続日本紀」は「楊梅院大安殿」とするのに対して「官曹部類」は「楊梅後安殿」とし、異なっている。いずれの記述が正しいのか容易に決めることはできないが、両書の記述によれば、楊梅宮には天皇が儀式や宴に当って出御するための殿舎として「大安殿」ないしは「後安殿」と呼ばれる殿舎が存在していたことが確認できる。²²⁹⁾ また両書の記事を総合すると、この日の宴では、青馬を見る行事が楊梅宮で天皇

の「大安殿」ないしは「後安殿」への臨御のもとで行われたこと、またそのための馬は典厩によって進められたこと、さらに中納言石上宅嗣が版位に就いて、宣命を読み上げたことがわかる。平安時代に行われた白馬節会のように青馬を索いて回る行事が行われ、またそこで宣命が宣られたとすると、天皇が出御した楊梅宮の「大安殿」ないしは「後安殿」の前方には、青馬を索き回し、また宣命を聞くために五位以上の官人たちが列立するためにある程度の広さをもった前庭があったと考えられる。宝亀6年正月7日の宴に関する史料の理解とも関連して、楊梅宮の構造について考えるうえで最も大きな問題は、宝亀5年正月楊梅宮を用いて催された饗宴の場所をどのように理解するかにある。『続日本紀』によると、この日五位以上の官人達は楊梅宮で宴を受けたのに対して、出羽の蝦夷の俘囚達が饗され授位と賜禄が行われた場所を「朝堂」としている。²³²⁾この時の饗宴の場の使い分けについて理解するには、既に前節で述べた、神護景雲3年正月17日における「東院」と「朝堂」とを利用して行われた饗宴のあり方を考慮する必要がある。両者における饗宴の場を比較すると、身分的には天皇により近い侍臣あるいは五位以上の官人が「東院」・楊梅宮で宴されているのに対して、より遠い臣下である文武官主典以上・陸奥の蝦夷や出羽の蝦夷の俘囚は朝堂で饗されており、そこに身分による饗・宴の差別とその場の対応関係を明瞭に看取することができる。以上のような「東院」と楊梅宮とにおいてみられる宴の場における対応関係は注目すべきで、使用法として両者は全く同じあり方を示している。既に紹介したように、「東院」と楊梅宮については宮殿域としての継承関係やその性格の連続性が推定されているが、そのような関係を考える上で、上述した「東院」と楊梅宮における「朝堂」付属の可能性も考慮しなければならないであろう。²³³⁾

前述したように、宝亀4年2月、光仁天皇は完成直後の楊梅宮へ徙居したが、それがいつまで続いたのかについては『続日本紀』に記述がなく明らかではない。しかし翌5年正月には「内裏」で宴が催されていること²³⁴⁾からすると、遅くともこの頃には光仁天皇が楊梅宮から「内裏」に戻っていたと考えることができる。楊梅宮が種々の行事の開催場所として『続日本紀』に見えるのは、宝亀4年2月の完成後わずか2年足らずの間のことに過ぎないが、この間においても「内裏」が天皇の御在所として存在していたことは前述したとおりであるから、問題はこの間において楊梅宮と「内裏」とがいかなる関係にあったのかである。楊梅宮と「内裏」が並行して史料に見える時期においてそれらを用いて行われた儀式・行事を比較すると、例えば正月の行事では元宴が「内裏」で行われているのに対して、楊梅宮では正月7日や16日の宴が行われている。²³⁵⁾このことは、正月における諸種の儀式・行事の相対的な性格を考慮すると、「内裏」が楊梅宮に比べてより私性格の強い行事の場となっていると見ることができる。従って楊梅宮が完成し、しばしば使用された宝亀4年から6年にかけての2年ほどのあいだにおいても、天皇の御在所は依然として「内裏」に置かれていたのであり、完成直後のように、一時的に天皇が楊梅宮に徙居することはあっても、楊梅宮が完全に「内裏」に取って代わるようなことはなかったと考えられる。²³⁶⁾²³⁷⁾

光仁天皇の皇后井上内親王の居所については文献史料からは明らかにすることはできない。²³⁸⁾また光仁天皇の二人の皇太子、他戸親王と山部親王の居所についても全く不明である。なお光仁天皇の後宮の一人である高野新笠については『続日本紀』に見える「田村後宮」が居所であったと推定されている。²³⁹⁾²⁴⁰⁾

楊梅宮への
徙居

高野新笠の
居所「田村
後宮」

xiii 桓武天皇の御在所

桓武天皇の
御在所「内
裏」

光仁天皇の皇太子山部王は、天応元年4月、天皇の譲りを受け、大極殿において即位し、桓武天皇となった。それから5カ月ほど経た9月に「内裏」において五位以上の官人達を宴して²⁴¹⁾いることから、桓武天皇は即位ののちまもなく「内裏」に御在所を定めたと考えられる。²⁴²⁾

当時平城宮の造営を担当していた中核的な官司は造宮省で、皇太子山部王が即位した翌月である5月に早くも造宮卿・大小輔以下造宮省官人の人事が行われていることは、新天皇の即位にともなう平城宮改作のための体制が、即位後直ちに整えられたことを暗示している。しかしそれからわずか1年足らずのちの延暦元年4月には、造宮省が勅旨省などとともに廃止され、造宮省所属の雑色匠手たちは木工寮に配属されることとなった。²⁴³⁾造宮省の廃止は、光仁朝以来の官司整理政策の一環でもあったが、この時既に平城廃都・新都造営のことが予定され、しかも造宮省が新都の造営を担当しう規模や機能を有する官司ではなかったことによると推定されている。²⁴⁴⁾平城宮の造営を担当する中核的な官司である造宮省が即位後わずか1年ほどで廃止されたことは、桓武天皇の在位中に大きな改作が平城宮において行われなかった可能性を示唆しているかのようである。

しかし桓武天皇即位直後に御在所とされたと推定される「内裏」が、天応元年9月に宴の場として登場して以後、ほぼ2年3カ月余りのあいだ『続日本紀』に現れず、延暦3年正月に至り再び五位以上の官人達を宴する場として登場してくることは注意されねばならない。ただし「内裏」が全く『続日本紀』に現れない期間のうち天応元年末から延暦元年末までの1年ほどは、天応元年12月に崩御した光仁太上天皇に対する服忌の期間に当たてるから、延暦元年正月に行われるべき数々の節宴は光仁太上天皇の喪に対する服忌によって停止されたと考えることができる。²⁴⁵⁾従って延暦年間初めの頃に「内裏」が『続日本紀』に見えないことをもって、直ちに「内裏」がこの頃桓武天皇の御在所としての機能を停止していたとすることはできない。しかし光仁太上天皇の服忌終了後である翌延暦2年に至っても節宴などが「内裏」で行われていないことから、光仁太上天皇の崩御にともなう服忌終了後1年余り「内裏」が『続日本紀』に登場しないことについては、光仁太上天皇の崩御とは全く別の事情に原因を求めねばならない。²⁴⁶⁾²⁴⁷⁾²⁴⁸⁾

勅旨宮移御

そこで注目されるのは、造宮省廃止後の延暦元年7月に、桓武天皇が「勅旨宮」に移御している事実である。²⁴⁹⁾桓武天皇が移御した「勅旨宮」については、他に見えず、明らかではないが、天平宝字元年の平城宮改作に際して孝謙天皇が移御した藤原仲麻呂の田村第がそれ故に「田村宮」と呼ばれたように、恐らくこの年4月に造宮省や造法華寺司・鑄銭司とともに廃止された旧勅旨省のことと考えられる。²⁵⁰⁾桓武天皇の「勅旨宮」への移御について『続日本紀』はただその事実を記すに留まるが、問題は桓武天皇が「勅旨宮」へ移御した理由である。こののち天皇が「勅旨宮」から「内裏」へ還御したことについて『続日本紀』は全く触れていないので、桓武天皇が「勅旨宮」に移御していた期間は明らかではないが、先に指摘した延暦2年正月の行事に「内裏」が見えないことやその後再び「内裏」が見えるのは同3年正月であることなどから、延暦元年から2年頃まで「内裏」は使用困難な状況にあった可能性が想定され、桓武天皇の「勅旨宮」への移御は、この前後に天皇の御在所である「内裏」において何等かの改作が加えられたためではないかと推測される。²⁵¹⁾²⁵²⁾²⁵³⁾

「内裏」改
作の可能性

延暦元年7月の「勅旨宮」への桓武天皇の移御が天皇の御在所である「内裏」におけるなんらかの改作によるものであるとすると、「勅旨宮」への移御から遅くとも再び「内裏」が『続日本紀』に現れるようになる同3年正月までの間、桓武天皇の御在所「内裏」が改作を受けていたと考えることができる。しかしそれが桓武天皇の即位直後ではなく、やや遅れて開始されている点は問題であろう。この点については、のちに平城宮内裏地区で検出した遺構に見られる空間構造の変遷を検討する際にやや詳しく述べることにする。²⁵⁴⁾なお「内裏」が『続日本紀』に現れない2年3カ月余りのあいだも、「大極殿」や「朝堂」は見えるから、²⁵⁵⁾この時の改作は天皇の御在所である「内裏」のみに留まったものと推測される。

さて桓武天皇は、即位から僅かに3年余りしか経ていない延暦3年5月に摂津職によって行われた遷都を予兆するかのとき報告以降、²⁵⁶⁾次々と遷都への準備を進め、²⁵⁷⁾同年11月には早くも平城宮を去り、²⁵⁸⁾新都長岡宮へ移った。生母の死に遭った皇后藤原乙牟漏と中宮高野新笠とは遷都にともなう桓武天皇の長岡行幸後も1週間あまりの間平城宮に留まったが、2週間後にはともに長岡京に移っており、²⁵⁹⁾のち平城上皇が再び平城遷都を擬すなどし、またその後しばらくの間、平城宮が平城上皇の御在所とされるまで平城宮は史上に現れることはない。

- 1) 『続日本紀』和銅3年3月辛酉条。
- 2) 『続日本紀』慶雲4年2月壬子条。
- 3) 『続日本紀』慶雲4年6月辛巳条。
- 4) 『続日本紀』慶雲4年7月壬子条。
- 5) 『続日本紀』和銅元年2月戊寅条。
- 6) 『続日本紀』和銅元年9月壬申・戊寅条。
- 7) 『続日本紀』和銅元年9月丙戌条。
- 8) 『続日本紀』和銅元年9月戊子条。
- 9) 『続日本紀』和銅元年10月庚寅条。
- 10) 『続日本紀』和銅元年11月乙丑条。
- 11) 『続日本紀』和銅元年12月癸巳条。
- 12) 菅原の地の民の遷移については、平城宮の宮域に入ったことにともなう措置であるとする理解（岸俊男「人口の試算」『古代宮都の探究』塙書房 昭和59年5月、等）と平城京の京城に入ったことにともなう措置であるとする考え（『続日本紀』— 新日本古典文学大系12 岩波書店 平成元年、等）があるが、ここでは本文で記したような平城京の造営過程を考慮して、前者の見解に従うこととする。
- 13) 「平城宮」と言う新しい宮城の名称が正式に『続日本紀』に登場するのは、和銅元年10月の伊勢大神宮への奉幣の時、それ以前の遷都の詔や行幸の際における名称はただ「平城」とだけあって、「平城宮」の語はまだ使用されていない。このことは一見些細なことのようにであるが、遷都先は一応平城に決まっていたが、具体的にその何処に宮を置くかについてはまだ未定で、宮の造営地が決定されて初めて「平城宮」の名称が用いられるようになったことを示しているものと考えられる。
- 14) 『続日本紀』和銅2年8月辛亥条。
- 15) 『続日本紀』和銅2年9月乙卯条。
- 16) 『続日本紀』和銅2年9月丁巳条。
- 17) 『続日本紀』和銅2年9月乙卯条。
- 18) 『続日本紀』和銅2年10月癸巳条。
- 19) 『続日本紀』和銅2年10月庚戌条。
- 20) 『続日本紀』天平13年正月癸未朔条。
- 21) 『続日本紀』天平15年12月辛卯条。
- 22) 『続日本紀』天平16年3月甲戌条。
- 23) 『続日本紀』延暦3年11月戊申条。
- 24) 『続日本紀』延暦4年正月丁酉朔条。
- 25) 『続日本紀』延暦14年正月庚午朔条。

- 26) 『続日本紀』和銅2年12月丁亥条。
- 27) 『続日本紀』和銅3年正月壬子朔・丁卯条。
- 28) 『万葉集』1—78。
- 29) 『扶桑略記』和銅3年3月辛酉条。
- 30) 大極殿・朱雀門は靈龜元年正月甲申朔条に、南闕は靈龜元年正月庚子条に、また中門は靈龜元年正月己亥条に、はじめて見える。靈龜元年正月甲申朔条に、この日はじめて皇太子が礼服を着て拝朝したことが記されるとともに、また北方の蝦夷や南方の南嶋の使節が来朝して方物を貢ずる儀式が行われ、朱雀門左右には騎兵などが陣列し、またこの時はじめて鉦鼓が用いられたとあり、明かに靈龜元年の正元会への儀式には特別な意味が与えられていたと推定することができる。それは、恐らくこの時が大極殿・朱雀門を用いた儀式のはじめであったことによるものであろう。なお和銅6年1月16日に出された官宣(『日本三代実録』元慶8年5月29日戊子条)で、毎日執務の場で採られる朝礼に関する規定が行われているが、官人達の執務の場として朝堂が上げられている点が注目される。この朝堂を具体的に平城宮の発掘調査において検出したいかなる遺構は比定するのかについて問題もあるが、日常的な執務の場については比較的早期に整備・完成が見られたものと推定される。
- 31) 『続日本紀』和銅4年8月丙子条。
- 32) 『続日本紀』靈龜元年正月甲申朔条には、この日、元明天皇が大極殿に御して朝賀を受けたことが記されている。この記事は、平城宮における大極殿の確実な初見であるばかりか、多くの注目すべき内容が書かれている記事でもある。すなわち、まず皇太子が始めて礼服を着して天皇を拝したことが、また蝦夷や南島の使節が来朝して方物を貢上したこと、さらに正月朝賀の儀式において始めて鉦鼓が用いられ、朱雀門外の左右には鼓吹・騎馬が陣列したこと、その上この日東方に慶雲が現れ、遠江・丹波両国からも祥瑞が献上されたこと(因みに遠江・丹波両国は天皇の即位儀礼である大嘗において稲を貢上する悠紀・主基に点定されることの多い国である)、などである。なお『続日本紀』靈龜元年正月癸巳条には、このうち皇太子の拝朝と慶雲の出現に対して天下大赦と叙位が行われたことが記されている。これらのことが靈龜元年正月朔にまとめて記されていることは、この時点において平城宮中央及びその南面部分が完成を見たことを示しているのではなかろうか。事実、これ以降『続日本紀』には平城宮の中樞部を形成する諸施設が現れるようになる。従って靈龜元年正月朔に行われた朝賀の儀礼こそ、平城宮における中樞諸施設の完成を祝うものであったのではなかろうか。
- 33) この時、藤原宮の留守に石上麿が任命されたことはこの時点が正式の遷都であることを示している。
- 34) 『続日本紀』靈龜元年9月庚辰条。
- 35) 『続日本紀』養老4年8月癸未条。
- 36) 『続日本紀』養老4年8月丁亥条。
- 37) 『延喜式』卷10太政官。
- 38) 『続日本紀』養老5年2月癸巳条。
- 39) 『続日本紀』養老5年9月乙卯条。
- 40) 『続日本紀』養老5年12月己卯条。
- 41) 『続日本紀』養老5年10月丁亥条。
- 42) 関野貞『平城京及大内裏考』(東京帝国大学紀要工科第参冊 明治40年6月)。
- 43) 『続日本紀』天平17年9月丁丑条。
- 44) 『扶桑略記』天平勝宝元年正月14条。
- 45) 『類聚三代格』天長2年11月23日宣旨。
- 46) 『大日古』10—266。
- 47) 岸俊男『嶋雑考』(榎原考古学研究所編『榎原考古学研究所論集』5 吉川弘文館 昭和54年9月)。
- 48) 『続日本紀』天平9年12月丙寅条。
- 49) 『続日本紀』靈龜元年9月庚辰条。
- 50) 『続日本紀』養老5年正月庚子条。
- 51) 『続日本紀』神龜元年2月甲午条。
- 52) 『続日本紀』神龜元年11月辛巳条。
- 53) 『続日本紀』天平元年8月壬午条・3年8月辛巳条、等。
- 54) 『続日本紀』天平9年2月己未条。
- 55) 今泉隆雄「8世紀造営官司考」(奈良国立文化財研究所編『文化財論叢同朋舎』昭和58年3月)、等。
- 56) 『寧楽遺文』下(昭和37年11月)。
- 57) 清水草雄「家伝」(『古代文学』22 昭和58年3月)、横田健一「家伝、武智麻呂伝研究序説」(『関西

- 大学東西学術研究所論叢』56（昭和37年6月），など。
- 58）今泉註55）論文，寺崎保広「瓦木簡進上小考」『奈良古代史論集』1（昭和60年5月）。
- 59）今泉註55）論文。
- 60）『続日本紀』神亀2年11月己丑条。
- 61）『続日本紀』天平2年正月辛丑条。
- 62）『続日本紀』神亀4年2月甲子条。
- 63）関口裕子「日本古代の豪貴族層における家族の特質について(下)」(『原始古代社会研究』6 校倉書房 昭和59年8月)。
- 64）『続日本紀』天平元年8月壬午条。
- 65）『続日本紀』神亀4年閏9月丁卯条。
- 66）『続日本紀』神亀4年11月己亥条。
- 67）『続日本紀』神亀4年11月辛亥条。
- 68）『続日本紀』天平10年正月壬午条。
- 69）『大日古』7—25・217，等。
- 70）『続日本紀』天平12年12月戊午・丁卯条。
- 71）『続日本紀』天平13年正月癸未朔条。
- 72）『続日本紀』天平12年5月乙未条には天皇が橘諸兄の相楽の別業に行幸した記事があり，これがこののちの恭仁宮造営・遷都につながったとの推定が行われている。恐らくその推定は正しく，あるいはこの直後から恭仁宮の造営が始まった可能性も考えられる。ただしそれが新しい宮の造営まで意味するものであったのか，あるいは当初は離宮程度のものであったのかは明かではない。
- 73）恭仁宮の内裏については一部で発掘調査が行われ，関連を有すると考えられる遺構もいくつか確認されているが，その様相は他の諸宮都の場合とは異なり，その位置・範囲を特定するまでには至っていない。しかし内裏の工事はかなりの段階まで進められており，特に内郭地域すなわち内裏については造営が終了していたと推定されている（中谷雅治「恭仁宮の造作工事について」『角田文衛博士古希記念古代学叢論』昭和58年4月）。ただし内裏の正殿はまだ検出されていない。なお内裏が大極殿の真北に位置するのではなく，やや北西にずれる傾向があるとの発掘知見は重要である。これは大極殿の移築・造営がかなりの困難をともしない，天平15年末頃までかかったとする『続日本紀』の記述とも関連し，内裏や大極殿などの中枢部がどのような経過を経て造営されたのかを考える上で示唆的である。
- 74）『続日本紀』天平14年正月壬戌条。
- 75）『続日本紀』天平15年正月丁未条。
- 76）『続日本紀』天平15年12月辛卯条。
- 77）『続日本紀』天平15年正月癸卯条。
- 78）『続日本紀』天平14年正月丁未朔条。
- 79）『続日本紀』天平13年正月戊戌条。
- 80）『続日本紀』天平13年7月戊午条。
- 81）『続日本紀』天平13年7月辛酉条。
- 82）『続日本紀』天平14年2月丙子朔条。
- 83）『続日本紀』天平14年4月甲午条。
- 84）『続日本紀』天平14年8月甲申・15年正月壬子条。
- 85）『続日本紀』天平10年7月癸酉・宝亀3年6月乙卯・7年9月甲戌条。
- 86）『続日本紀』天平元年3月癸巳・5月甲午・2年3月丁亥・7年5月庚申・10年正月丙戌条。
- 87）岸俊男「難波の大蔵」(『難波宮址の研究』第7（論考篇）昭和56年3月)。
- 88）『続日本紀』天平15年5月癸卯条。
- 89）和銅・神亀年間には離宮として存在し，しばしば天皇が行幸したことが『続日本紀』の関連記事（和銅6年6月乙卯・7年閏2月己卯・8年3月壬午朔・7月己丑・神亀4年5月乙亥・丁丑条）によって知られる。
- 90）『続日本紀』天平13年閏3月己未条。なお同様の記事が天平15年12月己丑条にもあり，平城の器仗を選び，恭仁宮に収め置いたと書かれている。選ばれたものが兵器と器仗で異なり，両者は直接関係することのない記事であるかもしれないが，あるいは恭仁宮の造営が進められる中であって取り合えず平城宮にあった兵器を恭仁の地にある甕原宮に移したのが天平13年の措置で，天平15年の措置はさらにそれを恭仁宮に収め直したのであるかもしれない。そうであるとする，天平15年の末頃には恭仁宮がほぼ完成し器仗を収め得る施設が完成していたことを示すものと考えることができる。

- 91) 『続日本紀』天平14年正月壬子条。
92) 『続日本紀』天平14年正月壬子・7月庚子条。
93) 『続日本紀』天平14年8月癸未条。
94) 『続日本紀』天平15年11月丁酉条。
95) 『続日本紀』天平15年12月辛卯条。
96) 『続日本紀』天平16年2月戊午条。
97) 『続日本紀』天平16年3月丁丑条。
98) 『続日本紀』天平17年正月己未朔条。
99) 『続日本紀』天平17年正月乙丑条。
100) 正倉院文書のいわゆる天平17年文書である天平17年の大輿申請文書のうち、紫香楽宮に都が置かれていた時期である同年2月あるいは4月の関係文書と紫香楽宮から平城へ還都してのちの10月の文書とを比較すると、前者の段階において官司の大半が紫香楽宮に移っているのに対して、後者では平城宮に官司のほとんどが移動していることが確認できる。
101) 井上薫「紫香楽宮」(『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館 昭和36年7月)。
102) 『続日本紀』天平16年正月庚戌条。
103) 『続日本紀』天平16年閏正月乙丑朔条。
104) 『続日本紀』天平16年閏正月乙亥条。
105) 『続日本紀』天平16年2月戊午条。
106) 『続日本紀』天平16年2月戊午条。
107) 『続日本紀』天平16年2月庚午・3月甲戌条。
108) 『続日本紀』天平16年3月庚戌条。
109) 『続日本紀』天平16年3月戊寅条。
110) 『続日本紀』天平17年5月己未・辛酉条。
111) 『続日本紀』天平17年5月戊辰条。
112) 『続日本紀』天平17年6月庚子条。
113) 橋本義則「朝政・朝儀の展開」(『まつりごとの展開』日本の古代7 中央公論社 昭和61年12月)。
114) 『続日本紀』天平17年5月甲子条。
115) 『続日本紀』天平17年5月戊辰条。
116) 『続日本紀』天平17年8月庚子条。
117) 『続日本紀』天平17年8月癸丑条。
118) 『続日本紀』天平17年9月癸酉条。
119) 『続日本紀』天平17年9月丁丑条。
120) 『続日本紀』天平17年11月己巳条。
121) 『大日古』8—578・2—570。
122) 『続日本紀』天平19年正月丁丑朔・丙申・4月丁卯・5月庚辰・庚寅条。
123) 『続日本紀』神亀3年3月辛巳・4年正月壬午・3月甲午・5年正月甲辰・11月乙巳条。
124) 『続日本紀』天平4年11月丙寅・6年7月丙寅・9年10月庚申・12年正月癸卯条。
125) 『続日本紀』天平20年正月壬申朔条。
126) 『続日本紀』天平19年5月庚寅条。
127) 『続日本紀』天平19年5月丁亥条。
128) 『続日本紀』天平20年正月壬申朔条。
129) 『続日本紀』宝龜9年正月戊申朔条。
130) 『続日本紀』天平勝宝元年閏5月壬寅条。
131) 『続日本紀』天平20年正月戊寅条。
132) 『続日本紀』天平勝宝2年2月戊辰条。
133) 『続日本紀』天平勝宝元年7月甲午条。
134) 聖武天皇が御在所としたのは薬師寺であり、それによって「薬師寺宮」と称されたものと考えられる。
135) 『続日本紀』天平勝宝元年閏5月壬寅条。
136) 『続日本紀』天平勝宝元年10月庚午・乙亥・丙子条。
137) 『続日本紀』天平勝宝元年10月丙子条。
138) この推定が正しいとすると、孝謙天皇は即位後直ちに「大郡宮」に行幸し、平城宮の「内裏」には

- 入らなかった可能性も出てくることになる。
- 139) 『続日本紀』天平勝宝2年2月戊辰条。
- 140) 『続日本紀』天平勝宝3年正月庚子条。
- 141) 『続日本紀』天平勝宝2年5月乙未条。
- 142) 『大日古』11—351。
- 143) 鬼頭清明「皇后宮職論」(『研究論集Ⅱ』 奈良国立文化財研究所 昭和49年6月)。
- 144) 既述のように、光明皇太后はその宮を引続き旧皇后宮に営んでいたものと推定されることからすると、皇太后が孝謙天皇の「大郡宮」行幸に伴ない、後述するように、わざわざ同じ平城京内に位置する皇太后宮を離れて「大郡宮」に移った理由は明かではない。あるいは浄清所が「大郡宮」に際して奉仕したのは皇太后ではなく、孝謙天皇であったのかもしれない。
- 145) 『続日本紀』天平勝宝2年正月庚寅朔条。
- 146) 「西大寺田園目録」(『西大寺叢尊伝記集成』 奈良国立文化財研究所昭和31年3月)。
- 147) 平野卓治「日本古代の客館に関する一考察」(『国学院雑誌』89—3 昭和63年3月)によると、昭和59年度国史学会11月例会で高田淳が「孝謙天皇の大郡宮をめぐる」と題する口頭発表を行い、大郡宮が平城京の南、下つ道に接した添下郡京南2条1里の地に求められ、それは平城宮内は蕃客のための客館が設けられる以前においてそれに当たる施設が大郡宮であったとの説を提示した、と記されている。
- 148) 『続日本紀』天平勝宝元年11月乙卯条。
- 149) 『続日本紀』天平勝宝2年正月庚寅朔条。
- 150) 『儀式』第2～4踐祚大嘗祭儀上・中・下。
- 151) 『昭和59年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(昭和60年6月)・『昭和60年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(昭和61年5月)・『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(平成元年6月)。
- 152) 『続日本紀』天平宝字2年11月辛卯・宝龜2年11月癸卯・天応元年11月丁卯条。
- 153) 『続日本紀』天平勝宝2年2月癸亥条。
- 154) 『続日本紀』天平勝宝3年正月庚子条。
- 155) 『続日本紀』天平勝宝4年閏3月丙辰条。
- 156) 『万葉集』19—4288の題詞。
- 157) 『続日本紀』天平勝宝6年正月丁酉朔条。
- 158) 『万葉集』20—4452・4453の題詞。
- 159) 『東大寺要録』本願章所引「延暦僧録」。
- 160) 『続日本紀』天平勝宝8年5月乙卯条。
- 161) 『続日本紀』天平宝字元年5月辛亥条。
- 162) 『続日本紀』天平宝字元年6月甲辰条。
- 163) 『万葉集』20—4486～4487の題詞。
- 164) 足立康「田村宮と楊梅宮」(『史蹟名勝天然紀念物』12—11 昭和12年11月)、岸俊男「藤原仲麻呂の田村第」(『日本古代政治史研究』塙書房 昭和41年5月)。
- 165) 『平城京左京四条二坊十五坪発掘報告—藤原仲麻呂田村第推定地の調査—』(昭和60年3月)。
- 166) 『万葉集』20—4493～4495の題詞。
- 167) 『続日本紀』天平勝宝8年5月乙卯条。
- 168) 『続日本紀』天平宝字元年4月辛巳条。
- 169) 『続日本紀』天平宝字元年4月辛巳条。
- 170) 『続日本紀』天平宝字元年7月庚戌・戊午条。
- 171) 『続日本紀』天平宝字2年8月庚子朔条。
- 172) 『続日本紀』天平宝字4年正月癸亥朔条。
- 173) 『続日本紀』天平宝字3年6月庚戌・4年正月丙寅条。
- 174) 『続日本紀』天平宝字4年8月辛未条。
- 175) 『続日本紀』天平宝字4年8月乙亥条。
- 176) 『続日本紀』天平宝字4年8月乙亥条。
- 177) 『続日本紀』天平宝字5年正月丁酉条。
- 178) 『雷丘東方遺跡第3次発掘調査概報』(明日香村教育委員会 昭和63年3月)、直木孝次郎「小治田と小治田宮の位置—雷丘東方遺跡出土の墨土器をめぐる—」(『今井林太郎先生喜寿記念国史学論集』所収 昭和63年1月)。
- 179) 『続日本紀』天平宝字5年正月戊子条。

- 180) 岸俊男「都城と律令国家」(『岩波講座日本歴史』古代2 岩波書店 昭和50年10月)・「朝堂の初歩的考察」(榎原考古学研究所編『榎原考古学研究所論集創立三十五周年記念』吉川弘文館 昭和50年12月), 等。
- 181) 秋山日出雄「古代の「宮の伝領」について—飛鳥の嶋宮を通じて—」(『柴田実先生古稀記念日本文化史論叢』昭和51年1月), 岸俊男「飛鳥の宮々 継承されていく宮」(『季刊明日香風』12 昭和59年10月), 仁藤敦史「嶋宮の伝領過程」(『古代史研究』5 昭和61年7月), 等。
- 182) 註181)論文
- 183) 『続日本紀』天平宝字5年正月癸巳条。
- 184) 横田健一「北京と西京—保良宮と由義宮—」(『歴史公論』2—10 昭和51年10月)。
- 185) 『続日本紀』天平宝字5年正月丁亥朔条。
- 186) 今泉註55)論文。
- 187) 『続日本紀』天平宝字5年10月甲子条。
- 188) 『続日本紀』天平宝字6年5月辛丑条。
- 189) 『続日本紀』天平宝字5年10月己卯条。
- 190) 『続日本紀』天平宝字3年11月戊寅条。
- 191) 『続日本紀』天平宝字6年3月壬午・甲辰条。
- 192) 滝川政次郎「保良京考」(『京制並に都城制の研究』法制史論叢第2冊 角川書店 昭和42年6月), 福山敏男「石山寺・保良宮と良弁」(『寺院建築の研究』中 中央公論美術出版 昭和57年10月), 等。
- 193) 『続日本紀』天平宝字3年11月戊寅条。
- 194) 『続日本紀』天平宝字5年正月丁未条。
- 195) 『続日本紀』天平宝字5年10月庚午条。
- 196) 『続日本紀』天平宝字5年10月己卯条。
- 197) 保良宮が副都的な存在となった時期については問題があり, 10月に京に近い二郡を畿県と称することとしたのは明らかに天皇の保良宮行幸にともなう措置であるのに対して, それに先立つ正月の造京開始と10月の行幸とが何らかの関連をもつものであったのか否かについては検討が必要である。正式には正月の措置をもって保良宮に副都を建設する意図を示したものと理解し, 10月の措置は直接には天皇の行幸に伴う措置に過ぎないと見ることもできる。また京の造営が開始されたとはいえ, 一般の官人が保良宮をどのように考えていたかは別の問題であり, 行幸直前の天平宝字5年9月に作成された仁部省解(『大日古』4—523)に「保良離宮」と記されている点は注意すべきである。
- 198) 例えば, 山作成作物雑工散役帳(『大日古』5—181)や造石山院公文案(『大日古』5—206)に見える「内裏」は保良宮に存在していた孝謙太上天皇の御在所のことである。ただしこれらに見える「内裏」の語が全て場所を指すとは限らず, なかには「内裏」に居す天皇を間接的に指し示す呼称ではないかと考えられる例もある。
- 199) 『続日本紀』天平宝字6年正月庚辰朔条。
- 200) 滝川註192)論文。
- 201) 『続日本紀』天平宝字4年正月戊寅条。
- 202) 今泉註55)論文。
- 203) 浅野清「平城宮朝集殿の復原」(『大極殿の研究』昭和32年1月), 岡田英男「古代における建造物移築再用の様相」(奈良国立文化財研究所編『文化財論叢』同朋舎 昭和58年3月), 等。
- 204) 『続日本紀』天平宝字6年5月辛丑条。
- 205) 『続日本紀』宝亀3年4月丁巳条。
- 206) この木簡は年紀を欠いているが, 伴出した木簡にみられる年紀が天平宝字5・6年であることが注目される(『平城宮木簡 — 解説』昭和44年11月)。
- 207) 『続日本紀』天平神護元年2月乙未条。
- 208) 『続日本紀』宝亀元年8月癸巳条。
- 209) 『続日本紀』宝亀元年10月己丑朔。
- 210) 『続日本紀』宝亀3年正月壬午朔・4年正月丁酉朔・5年正月辛巳朔・6年正月丁未朔・9年正月戊申朔・11年正月丁卯朔条。
- 211) 『続日本紀』宝亀9年正月甲寅・3月己酉条。
- 212) 『続日本紀』宝亀6年10月乙卯条。
- 213) 『続日本紀』宝亀8年5月己巳条。
- 214) 『続日本紀』宝亀3年正月壬午朔条。

- 215) 『続日本紀』宝亀7年正月甲寅朔・4月壬申・8年正月甲寅朔・己巳条。
- 216) 『続日本紀』宝亀7年5月丙辰条・8年3月辛未・癸酉条。
- 217) 『続日本紀』宝亀6年10月己卯条。
- 218) 『続日本紀』宝亀7年5月丙辰条。
- 219) 『続日本紀』宝亀8年正月己巳条。
- 220) 『続日本紀』宝亀7年2月丙寅条。
- 221) 『続日本紀』宝亀8年9月丙寅条。
- 222) 岸註164)論文。
- 223) しかし既にその前年、宝亀3年12月には彗星が南方に現れたことをもって僧100人を屈し、楊梅宮に齋を設けている(『続日本紀』宝亀3年12月己巳条)ことからすると、公式には宝亀3年12月の時点で完成していなかったとは言え、楊梅宮はほぼこの頃には使用に耐える状態になっていたと考えられる。問題はむしろ完成直前の楊梅宮で何故にわざわざ彗星出現に対処するための齋が設けられねばならなかったのかにあるが、この点については明かではない。
- 224) 『続日本紀』宝亀4年2月壬申条。
- 225) 岸註222)論文。
- 226) 『続日本紀』宝亀8年6月戊戌条。
- 227) 平城宮第44・99・110・120次調査において玉石組の園・池の遺構を検出している(『奈良国立文化財研究所年報』1968・1977・1979 昭和44年12月・53年8月・55年9月)。
- 228) 『続日本紀』宝亀6年正月辛丑条。
- 229) 「官曹部類」が『官曹事類』のことであることについては、所功「官曹事類(校異・拾遺・覚書)」(『国書逸文研究』12 昭和58年12月)参照。
- 230) 上述のように、現行の『続日本紀』は極めて簡略な内容しか記しておらず、『公事根源』や『河海抄』に引く「続日本紀」の記事に信憑性の点で問題がないわけではない。しかしこの記事の懸けられている宝亀6年正月は楊梅宮が主として使用された期間に合致し、また青馬の行事の起源を説くために、『公事根源』や『河海抄』の著者がことさらに楊梅宮における行事として記事を捏造する必要もないと考えられることなどから、両書の著者がみた「続日本紀」にはこの記事が存在していた可能性もあると考えられる(あるいは『袖中抄』が引く「官曹部類」であったのを誤って『続日本紀』として引用した可能性もある)。
- 231) 『袖中抄』に見る「後安殿」の「後」が「前」に対するものであるとすると、当然「後安殿」に対して「前安殿」なる殿舎が存在していたと推定することが可能となる。しかもその場合「前安殿」が「後安殿」の南に位置する正殿であった可能性が大きいから、天皇が出御するとすれば、当然南に位置する正殿である「前安殿」を用いるべきであろう。このような推測が成り立つとすると、『袖中抄』で天皇の出御した殿舎を「後安殿」とするのは理解し難いことになるが、明かではない。あるいは「後安殿」の「後」は、例えば「院」の誤りではなかろうか、とも推測される。
- 232) 『続日本紀』宝亀5年正月丙辰条。
- 233) しかしまた、既に述べた孝謙朝における大郡宮と薬園宮の関係を考慮すると、「東院」や楊梅宮には臣下の場としての朝堂が付属していなかったために、第一次や第二次の朝堂院にある「朝堂」が用いられたことを示している可能性も否定できない。
- 234) 『続日本紀』宝亀5年正月丁丑朔条。
- 235) 『続日本紀』宝亀5年正月辛巳朔・6年正月乙未朔条。
- 236) 『公事根源』・『河海抄』所引「続日本紀」宝亀6年正月7日条および『袖中抄』所引「官曹部類」宝亀6年正月7日条、『続日本紀』宝亀5年正月丙辰条。
- 237) ただし先に指摘したように、『続日本紀』では宝亀6年末頃から同8年初めにかけて「内裏」が現れず、それに代わって「前殿」なる殿舎が節会や宴の場として見えることが注目される。あるいはこの「前殿」が同時期にやはり「内裏」に代わって見える「宮中」と関係があるとするならば、「宮中」が楊梅宮のことであり、その正殿が「前殿」であった可能性も一応考慮しておかねばならず、宝亀6年末頃から一年余り楊梅宮が「内裏」に代わる御在所となった可能性もある。
- 238) 後述するように、光仁天皇とともに「内裏」(具体的には「内裏」内部の中央から北に位置して設けられた皇后宮)に居住していたと考えられる。
- 239) 『続日本紀』延暦元年11月丁酉条。
- 240) 林陸朗「高野新笠をめぐる」(『折口博士記念古代研究所紀要』3 昭和52年3月)、上田正昭「渡来神の面影」(『日本のなかの朝鮮文化』45 昭和55年3月)、和田萃「率川社の相八卦読み—日本古代の

陰陽師一」(『古代史論集』下 塙書房 昭和64年1月), 等。但し「田村後宮」の位置についてはこれを藤原仲麻呂田村第の跡地とする考え(林陸朗)と平城宮内で「東院」の辺であるとみる考え(和田萃)がある。

- 241) 『続日本紀』応元年4月癸丑条。
- 242) 『続日本紀』天応元年9月戊午条。
- 243) 『続日本紀』天応元年5月乙丑・癸未条。
- 244) 『続日本紀』延暦元年4月癸亥条。
- 245) 今泉註55)論文。
- 246) 『続日本紀』延暦3年正月戊子条。
- 247) 『続日本紀』天応元年12月丁未条。
- 248) 養老喪葬令服紀条。
- 249) 『続日本紀』延暦元年12月壬申条によれば, 光仁太上天皇への服忌終了にも関わらず, 翌年の正月の元日の賀礼が天皇の詔によって停止されている。
- 250) 『続日本紀』延暦2年正月癸巳条。
- 251) 『続日本紀』延暦元年7月戊申条。
- 252) 『続日本紀』延暦元年4月癸亥条。
- 253) 『続日本紀』延暦3年正月戊子条。
- 254) 桓武天皇の時に「内裏」の改作が遅れるのは, 藤原乙年漏の皇后の冊立や藤原吉子の夫人への任命が即位直後ではなく, 即位から2年ほどした延暦2年4月・2月であった(『続日本紀』延暦2年4月甲子・2月甲寅条) ことと関わるのではなかろうか。桓武天皇の「勅旨宮」への移御が皇后の冊立や夫人の任命に先だって行われていることは, それが来る皇后の冊立や夫人の任命にともなう「内裏」における同居を考慮しての「内裏」改作のためであったと考えることができる。
- 255) 『続日本紀』延暦2年正月癸巳・乙巳条。
- 256) 『続日本紀』延暦3年5月癸未条。
- 257) 『続日本紀』延暦3年6月己酉・壬子・壬戌・丁卯・7月癸酉・10月壬申・甲戌・癸巳条。
- 258) 『続日本紀』延暦3年11月戊申条。
- 259) 『続日本紀』延暦3年11月甲寅条。